令和6年2月定例会

(2024年)

市議会議案参考資料

(各常任委員会提出分)

吹田市

議案番号	部 名	ページ 番 号	資 料 名			要求委員名	ı
議案第1号	総務	5 5	会計年度任用職員の任用人数の推移	江	П		
議案第4号	児童	i 7∼16	日の出町市営住宅の跡地利用に関する要望書 日の出町市営住宅の跡地利用に関する要望書(回答) 要望書(高城児童会館の移転整備等(運営面のリニューアル)について) 要望書(高城児童会館の移転整備等(リニューアル)について) 高城児童会館の移転整備等(運営面のリニューアル)に係る要望書(回答)	梶	JII		
議案第4号	児童	17~25	パブリックコメントの市民意見の全部	梶	Ш		
議案第4号	児童	26~80	高城児童会館移転整備に係る運営や施設建設の説明会の日時と対象範囲、配 布資料及び案内	梶	Ш		
議案第4号	児童	81~84	吹田市立児童会館条例改正に係る検討や協議等のプロセスが分かる資料	梶	Ш	山根	
議案第4号	児童	85	吹田市立児童会館・児童センター等の延床面積一覧	梶	JII		
議案第4号	児童	86~88	過去3年間の各児童会館・児童センターの利用者数及び使用証交付者数(世 代別)	山	根		
議案第4号	児童	t 89	各児童会館・児童センターの使用証交付者数(市内・市外別)	彐	根		
議案第4号	児童	90~142	2023年4月度~2024年1月度 まちなかリビング北千里月間事業報告書(児童センター部分抜粋)	塩	見		
議案第4号	児童	143~14	大阪府内の児童館の利用における年齢制限並びに利用が可能な年齢及び時間 など	白	石		
議案第5号	児童	147	パブリックコメントの市民意見の全部	梶	Ш		
議案第5号	児童	148~149	定員等を定めるに至るまでのプロセスが分かる資料	梶	JII		
議案第6号	福祉	151~154	第9期吹田健やか年輪プラン(吹田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画)素案のパブリックコメントの市民意見	梶	JII		
議案第6号	福祉	: 155	介護報酬(訪問介護)の推移(第9期事業計画における予定を含む)	梶	Ш		
議案第9号	健康医	療 157~164	令和5年度(2023年度)吹田市国民健康保険料率と令和6年度(2024年度) 吹田市国民健康保険料率(案)による年間国民健康保険料の比較表 令和4年度(2022年度)国民健康保険料階層別一覧 令和4年度(2022年度)国民健康保険加入世帯所得階層別一覧	梶	JII	山根	
議案第9号	健康医	療 165	国民健康保険料率等比較表	梶	JII		
議案第17号	地域教	育 167~18	公民館の運営に関する市民意見等と市の見解(市民ワークショップ) 公民館の運営に関する市民意見等と市の見解(市議会での質疑) 公民館の運営に関する市民意見等と市の見解(公民館長会議) 公民館の運営に関する市民意見等と市の見解(吹田市公民館条例の一部改正 及び吹田市公民館の指定管理者に関する規則の制定の骨子案に対する提出意 見と市の考え方) 公民館の運営に関する市民意見等と市の見解(要望書1)及び回答 公民館の運営に関する市民意見等と市の見解(要望書2)	五 -	 -		
議案第17号	地域教	育 186~188	公民館の運営に関する市民意見と市の見解等(懇談会議事概要)	五 -	 ЛІ		
議案第17号	地域教	育 189	北千里地区公民館利用者数及びサークル数	五-	 		
議案第17号	地域教	育 190~219	吹田市公民館条例の一部改正の骨子案に対する市民意見【窓口】 吹田市公民館条例の一部改正の骨子案に対する市民意見【電子メール】 吹田市公民館条例の一部改正の骨子案に対する市民意見【郵送】 吹田市公民館条例の一部改正の骨子案に対する市民意見【FAX】 吹田市公民館条例の一部改正の骨子案に対する市民意見【電子申込】	五-	ŀШ		
議案第17号	地域教	育 220	公民館を指定管理により運営している他市事例	五	ΗЛІ		
議案第17号	地域教	育 221~350	令和5年(2023 年)4月度~令和6年(2024 年)1 月度 まちなかリビング北千里月間事業報告書(北千里地区公民館部分抜粋)	五-	 ЛП	玉 井	
議案第18号	消防	j 351	過去5年間の各消防団の団員数と入団、退団の状況	益	田		
議案第26号	消防	j 353	北大阪消防指令センターの運営体制について	浜	Ш		

会計年度任用職員の任用人数の推移

<u> </u>			
令和5年度 (2023年度)	408	1,760	2,168
令和4年度 (2022年度)	374	1,798	2,172
令和3年度 (2021年度)	345	1,774	2,119
令和2年度 (2020年度)	413	1,597	2,010
	フルタイム	パートタイム	如

(各年度4月1日現在)

吹田市長 後藤 圭二 様

吹三地区連合自治会

会長 小林 順子

日の出町市営住宅の跡地利用に関する要望書

貴職におかれましては市政推進にご尽力いただき感謝申し上げます、また平素より連合自治会の 活動にご理解とご配慮を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、日の出町市営住宅の跡地利用に関しまして昨年12月24日に要望書を提出いたしましたところ、担当部局から趣旨はご理解頂いているものの具体的な計画はないとのご回答しかいただけませんでした。

地元選出の市会議員先生も去る 2 月の定例議会において跡地利用について質問していただいて おり、その際の市側の回答は「基本は売却であるがその前に利活用について改めて確認するよう指 示をした」とのご担当のお答えでした。

そうした中かねてからの公共施設総合管理計画のもと吹田市公共施設(一般建築物)個別施設計画が3月に策定されホームページに掲載されました。その計画に当地区高城児童会館が建て替えまたは大規模修繕をする施設として入っております。

つきましては児童会館を日の出住宅跡地へ移転して建て替えいただきますことを地元の総意と して改めて要望いたします。

加えて児童会館の周りに広場を設けていただきたく重ねて要望いたします。

何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます

3 吹児生第211-3号 令和3年5月10日 (2021年)

吹三地区連合自治会 会長 小林 順子 様

吹田市長 後藤 圭二 (公印省略)

日の出町市営住宅の跡地利用に関する要望書(回答)

平素は市政発展に御協力賜り、厚くお礼申し上げます。

令和3年(2021年)4月26日に受付させていただきました標記のこと につきまして、下記のとおり回答いたします。

記

(御要望)

高城児童会館の日の出住宅跡地へ移転して建て替えいただきますことを地元の総意として改めて要望いたします。加えて児童会館の周りに広場を設けていただきたく重ねて要望いたします。

(担当:子育て政策室)

高城児童会館につきましては、吹田市公共施設(一般建築物)個別施設計画において、令和7年度までの建替え又は大規模修繕を計画しているところでございます。ご要望につきましては、地元の総意として重く受け止め、関係部局と協議してまいります。

【問合せ先】

吹田市 児童部 子育て政策室 児童館担当 (吹田市役所 低層棟2階 211番窓口)

担当者:橋田

〒564-8550 吹田市泉町1丁目3番40号

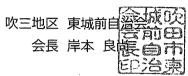
電話番号 06-4860-6947 (直通)

メールアドレス: jidoukan@city.suita.osaka.jp

要望書

令和6年2月5日

吹田市長 後藤 圭二 殿 吹田市議会議長 野田 泰弘 殿



高城児童会館の移転整備等(運営面のリニューアル)について

令和5年11月30日に東城前自治会集会所にて移転後の「日の出町児童センターのリニューアル」 について説明がありました。

- (1)名称を吹田市立日の出町児童センターに変更とともに所在地を変更します。
- (2)自習学習に係る居場所、不登校児童等の居場所の提供に関することと 児童及び保護者からの相談に関すること及び地域交流に対する支援に関する事業の実施
- (3)使用者の範囲を高校生までの受け入れを可能にすることとします。
- (4)開館時間を柔軟化(夜間開館の実施、日曜日の休館)
- (5)指定管理制度を導入する

というものでした。

かねてより高城児童会館が市営日の出住宅跡地に移転するとの説明を受けておりましたが、「今ある高城児童会館」が「現状のままで移転」してくるものとばかり思っておりました。 運営面の内容が変わることなどまったく想像もつかないことでした。

今回、運営面の内容が変わるとの説明を受け大きな驚きと不安を感じております。

(中学生・高校生の受け入れをすることにより近隣住民の生活環境は守られるのだろうか。

音や大声などに対する配慮を必要とする方への理解は得られるだろうか。等々)

自治会役員と協議いたしました結果、移転後もしばらくは「現状のままでの運営」を続けていただき 移転後の日の出町児童センターとしての利用の状況や地域での様子、住民との関わりなど様々な 状況を確認しながら、そこから何が出来るか、何から始めるかを地域住民の声を反映しながら今後 の計画を進めて頂きたいとの結論に至りましたのでよろしくお願い申し上げます。

市営日の出住宅跡地の活用について、当初から「災害に備えた多目的の避難施設とこの施設を含む2000㎡以上の公園」を要望しておりましたが、頂戴しております図面では避難場所としては、あまりにも手狭だと思います。

東城前自治会だけでも500世帯あり、近隣の「ときわ会自治会」「若葉会自治会」の住民の方もこちらに避難して来られる可能性があります。

この機会にぜひ避難場所としての専用のスペースを確保していただきたいと思います。

昨今、台風も大型化しており2018年には、吹田も大きな台風に見舞われ多大な被害を受けており、未だにブルーシートのままになっている屋根を見受けることもあります。

以来、大きな台風が近ずくと不安を感じ自主避難したいとの声を聞くことがあるので公民館のように自主避難の場として利用が出来るようにしていただきたいです。

(1/2)

併せて、街灯・防犯カメラの増設については、児童センターの周囲に限られるのではなく市営日の出 住宅跡地全体での設置を考えていただきたい。

以上、よろしくお願い申し上げます。

要 望 書

吹田市長 後藤 圭二 様 吹田市議会議長 野田 泰弘 様

令和6年2月13日

吹三地区連合 中野 会長

高城児童会館の移転整備等(リニューアル)について

標記の件について、吹三地区連合自治会に、令和5年12月4日、12月25日、令和6年1月24日 2月10日の4回、吹田市児童部子育て政策室から、広場付き(一時避難所機能)建設工事の工程他、 以下運営内容等の説明がありました。

- (1) 所在地の変更に伴い、名称を「吹田市立日の出町児童センター」にする。
- (2) 事業内容の追加、機能強化
- ○これまでの事業内容は、「小学生に対しては遊び・絵本等を通じた場、未就学児童やその保護者に 対しては育児教室等を通じた交流の場」であるが、以下の事業を追加、機能強化する。
 - 利用対象児童を高校生までに拡大 自主学習に係る居場所の提供
 - 不登校児童等の居場所の提供
- 児童及びその保護者からの相談に関すること

● 一時預かり事業

- 地域交流に対する支援事業 (子ども食堂運営事業等)
- (3) 開館時間の変更(夜間20時まで、日曜日休館等)
- (4) 指定管理者制度の導入
- ◎ 連合自治会では、市の説明について以下のような問題点、要望が多数の意見としてありました。
- ① 事業内容の大幅な追加に伴い、職員体制、専門性、施設の管理、運営、安全面等も含めて、地域の 子ども・親、住民のための児童センターとして進めて行けるかどうか不安を深めている。
- ② 指定管理者制度の導入は、時間をかけて説明すべきであり、高城児童会館の運営委員会からも説 明不足の意見が出ている。
- ③ 新しい事業内容の実施については、吹田市の子育ての伝統と経験を活かした、市の公的責任で、こ れまでと同様市直営で実施していただきたい。

以上、これらの意見については、連合自治会の総意であり、真摯に取り組んでいただきますよう よろしくお願いいたします。

議案第 4 号参考資料 児童部子育て政策室 5 吹児政第 1770 号 令和 6 年 2 月 29 日 (2024 年)

吹三地区連合自治会 会長 中野 勉 様

吹田市長 後藤圭二 (公印省略)

高城児童会館の移転整備等(運営面のリニューアル)に係る要望書(回答)

平素は市政発展に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

令和 6 年(2024 年) 2 月 13 日に受付しました標記のことにつきまして、別紙のとおり回答いたします。

【問合せ先】

吹田市児童部子育て政策室 児童館担当

担当者:瀬村、片岡

〒564-8550 吹田市泉町1丁目3番40号

電話番号:06-4860-6947

メールアドレス: jidoukan@city.suita.osaka.jp

事業内容の大幅な追加に伴い、職員体制、専門性、施設の管理、運営、安全面等も含めて、地域の子ども・親、住民のための児童センターとして進めて行けるかどうか不安を深めている。

指定管理者制度の導入は、時間をかけて説明すべきであり、高城児童会館の運営員会からも説明不足の意見が出ている。

昨今の核家族化や地域のつながりの希薄化により、子供やその家族が孤立しやすい状況にあり、 子供達は、引きこもり、いじめや不登校等の様々な課題を抱えています。これらの状況を踏まえ、 本市の児童館におきましても、子供達が居たいと思う子供主体の居場所として役割を果たす重要 な施設と認識し、その役割を見直すものです。

日の出町児童センターにつきましては、利用対象年齢を18歳まで拡大するとともに、ニーズの高い一時預かり事業を新たに実施するなど子育て支援の充実を図り、先駆的な児童館としてリニューアルするものです。その運営については、指定管理者制度を導入し、民間事業者の持つ専門性を活用し、迅速かつ柔軟な事業推進を図ってまいります。

これまでも、地域や運営委員会のみなさまから様々な御質問や御意見をいただいており、それにお答えさせていただく形で対話を重ねてまいりました。今後も、丁寧な説明を行うとともに、 さらなる御意見等を伺いながら、児童館の機能強化に向けて取組を進めてまいります。

新しい事業内容の実施については、吹田市の子育ての伝統と経験を活かした、市の公的責任 で、これまでと同様、市直営で実施していただきたい。

日の出町児童センターでの指定管理者制度の導入にあたりましては、公的施設としての責務、 コンプライアンス、個人情報の保護、事業者の経営の安定性等、様々な視点による評価項目に基 づき、専門的知見を有する外部委員で構成される指定管理者候補者選定委員会において選定を行 います。

指定管理者による管理運営が開始された後においても、市内 12 館の館長と子育て政策室で毎月 1 回以上開催している児童館運営連絡会により、各館の運営状況を確認してまいります。また、市及び第三者モニタリングを定期的に実施し、児童館の目的に沿った適切な運営がなされているか確認を行い、業務やサービスの一層の向上につなげてまいります。

	種別	意見
1	住民	児童会館は我が子たちもずっとお世話になってきました。久しぶりに来館してもずっと同じ先生 方が声かけををしてくださったり、いろんな年齢に合った取り組みや行事をしてくださり、本当に 子育ての助けになりました。
2	住民	指定管理になることで、今までやってくださった量や質は保っていただけるのか、専門的な知識 を持った方や、ずっと続けてくださる方がやってくださるのか、とても不安です。
3	住民	今まで通り市の責任で運営してください。
4	住民	市は「政策等の案の趣旨と概要」として高城児童会館が移転整備後、「民間事業者が持つ専門的な知識・経験の活用や職員体制の充実を図る観点から、指定管理制度を導入します」と勝手に決めている。60年の伝統をもつ「高城」こそ専門的な知識を有しているのに、何の保障もなく民間事業者に管理してもらうというのは市の責任放棄である。
5	住民	現在かかわってくれている職員をもつと充実し、公けの責任として地域住民に開かれた管理運営を貫くべきである。
6	住民	民間事業者では、心を開いて要望できないので困る。
7	住民	吹田市が直営で運営して下さい。
8	住民	現在の高城児童会館では子ども同士や親子づれが楽しそうにはいっていかれるのを良く見かけます。入口におられる人も声をかけられたりして中では楽しいんだろうなぁと思われます。ただ大きな道路のそばにあり、危険を感じていましたので市営住宅の跡地に広場もある児童センターにかわることは良かったと思います。
9	住民	ただ、子どもたちがのびのびと遊びを見つけ、センターに来る子どもたちともあそべるよう見守り、導びく専門的な知識を持った人、ずっと続けていてくださる人が必要です。
10	住民	そのためには指定管理にするのではなく市の責任で運営していただきたいです。
11	住民	何か要望があっても、指定管理に直接言うことができません。(他の施設で経験ずみです。)
12	住民	新しくできる日の出町の児童センターはとても楽しみにしています。 市としても健全財政を維持していくのは大変だとは思います。しかし、児童センターは運営を民間委託するということを聞き、そこは考えてほしいと思いました。
13	住民	民間の企業などに運営を任せれば、そこの委託先の中での考え方でのみ運営されると思います。児童センターには少子化の今、とても重要な場所であり、遊び場、異年令の交流などに専門的な知識、さらに、児童教育などへのその時々に応じた学びも必要だと思います。
14	住民	それらは市の職員が専門的な知識、市として共通の学びが必要だと思います。そういう点で民営化、指定管理制度の導入はやめて市直営でやってほしいです。ぜひご一考下さい。

	種別	意見
15	住民	児童館は当然必要だが、教育委員会が出席と認める公的なフリースクールを増やすべきだと 思う。そうであれば教員が対応できるし、あいまいな知識で接するより保護者は安心するので はないのでしょうか。
16	住民	児童館は非常勤のみの勤務ときいています。 0才~中学生まで遊びの提供から親の相談まで他個人情報までできるスペシャリストは一握り しかいないんじゃないでしょうか?しかも正職員ではないことにもったいなすぎです。
17	住民	建物は古い、狭い、それ相応の環境を整えてから進めてほしいものです。今のままでは大反対です。
18	住民	高校生までは、範囲がひろすぎる。せめて中学生までにしてほしい。
19	住民	指定管理にして専門性が高まる根拠がない。引き続き直営でやってほしい。
20	住民	館と広場を遮る道路がある。市のものであるなら、道路も含め囲ってほしい。道で遮ると管理が大変だし、利用者と利用者以外を判断することがむずかしくなる。防犯上の不安もある。
21	住民	改正内容で児童だけでなく18歳まで利用できるようにするようだが、使用スペースなど一緒の空間だと、どうしても子供同士のトラブルがよぎる。空間を分けたり、使用時間を変えるなどの配慮がなされているのか。具体的な案が提示されるべきではないか。 □
22	住民	こういった新しい取り組みの展開を考えているようだが、それを直営ではなく、指定管理制度を 導入して丸投げするのはおかしい。せめて安全かつ安心して利用ができるようになるまでは、 指定管理制度を導入すべきではない。
23	住民	吹田市では現状「義務教育を受ける年齢の子供は昼間は学校にいる事を理想とし、学校が合理的配慮をしても、どうしても登校出来ず、学校以外の施設の利用が必要な場合は学校長の確認(意見書など)が必要」として、児童会館の昼間利用にも、学校長の確認が必要とのこと。☑子供が登校行き渋りの段階で、社会との断絶、孤立を防ぐため柔軟に公共施設の利用が出来ることが望まれる。☑ 文部科学省の不登校、行き渋りの対応の通知にも柔軟な対応が必要とあり、学校長への確認を必要としない、昼間の自由な施設利用が妥当であると考え要望します。また出来るならば、不登校、行き渋りの子供へのちょっとした声掛けやサポート、学校、家庭との連携もあれば良いのではと考えます。
24	住民	施設の利用年齢が高校生まで引き上げられることにとても希望を持っています。 また、市民の為に施設の設置に尽力していただき感謝します。
25	住民	児童館の利用を小学生以下に改定するとのことですが、中学生、高校生にも利用ができるようお願いします。 図 高校生にも薬物中毒などが広がり、少年にも安全安心な放課後の居場所の確保と、 図 図書館が併設している児童館は、図書館の利用拡大も見込めます。 図 関連法規にはこだわらず、吹田市としての特別条例で、中高生の児童館利用を認めて下さい。

	種別	意見
26	住民	吹田市立児童会館条例及び同施行規則の一部改正に反対します。☑ 新しい児童センターを今ある児童館と同じ直営で運営してください。☑
27	住民	1. 全館指定管理ではなく、一部直営部分を残してください。地域の施設なのに、すべてを指定管理にゆだねるのは無理がある。これまで培った地域との連携も大切にしながら引き継いでいってください。 □
28	住民	2. 利用者・近隣住民の安全のため、警察を巡回させてください。問題行動があったときは、他のお子さんのために、児童相談所・警察への即刻引き渡しを厭わない、毅然とした態度を持つよう指導願います。 3. 防犯対策を万全に。外から見えにくい仕組みづくりをお願いします。部外者を侵入させないように。現状のパースでは、開放的すぎるのではないかと思います。
29	住民	4. 心の悩みを抱えたお子さんたちは増えています。カウンセラーの常駐、もしくは巡回をお願いします。
30	住民	5. 子ども食堂の開設。フードバンクの開設。 6. 学習支援 愛称について:吹三地区の「さん」と日の出(サンライズ)の「さん」を合わせて、「さんさんラン ド」。子どもたちに太陽がサンサンと降り注ぐように、地域の愛が降り注ぐ施設にしてほしいとの 願いを込めました。
31	住民	今回、一部の児童館のみ高校生も利用可能となるとなっていますが、一律高校生も利用可能にするべきです。
32	住民	吹田市内で地域によって利用規定が異なるのは、おかしいことであり、一律同じなのが当然だと思います。 特に北千里に出来たまちきたリビングな昨年誕生したばかりです。 そこも、旧の基準に合わせるのは、せっかく新しい施設が出来たのに最大限施設を活用出来てない状況になり、非常にもったいことです。
33	住民	1. 本条例改正では、使用者の範囲の拡大、事業の項目の追加がなされていますが、「各児童館においては、現行のサービスの維持向上を前提として、追加的取り組みに対しては段階的、かつ、各施設の状況に応じた取り組みを行うこと。」を追加いただきたい。 図理由;児童館の機能拡大を図る取り組みは十分理解できますが、現在、地域の子ども達が千里山竹園児童センターを活用させて頂いている中で、新たな取り組みのために、現在の未就学児・児童へのきめ細やかな取り組みに障害が出てくるのではないかと危惧します。現在もセンターの建物を最大限に使って事業されている中で、自ずと限界があると考えます。また、当センターは地域の皆さんが運営の担い手となり、地域の子どもを温かく見守ってくれています。地域の「顔が見える見守り活動」と「児童館の管理運営」を一体的に行うことで、まさに「子ども達が安心して過ごすことができる居場所」を提供されていると考えます。このような管理運営を継続できるよう、新たな追加的取り組みについては、段階的かつ施設の状況に応じた取り組みとすることを求めます。

	種別	意見
34	住民	市営日の出住宅跡地に移転される児童会館は、今後を見据えた機能強化を行い、これまでの 取組に加え、地域の実情や利用者のニーズを踏まえた多様な居場所を提供することで、子ども が安心して過ごすことができる居場所づくりを実現するとされています。そのことは大いに賛成 です。 🛛
35	住民	しかし、機能強化、あらたな取り組みを行うにも関わらず、同時に指定管理者制度を導入することについて理解しかねます。 児童会館へのこれ以上の指定管理者制度の導入には反対の立場ですが、少なくとも移転・機能強化時には市が責任を持って運営すべきではないでしょうか。
36	住民	また、指定管理者制度が導入されている千里山竹園児童センター、北千里児童センターについて、児童会館・児童センターの目的に照らして適切に運営されているのか、そもそも指定管理者制度の導入が妥当だったのかの検証が行われた上で、今回の提案がされているのでしょうか。 児童会館・児童センターは、児童福祉法第40条に基づく児童厚生施設で、児童が健全な遊びを通して、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的としています(吹田市HP)とされているように児童福祉事業であり、営利を目的としない事業に対して営利を目的とする法人が指定管理者にふさわしいのかも検討されるべきかと思います。
37	住民	まずこの案件は、ほとんどの児童センターを利用されている方々が、知らないため、吹田市内の小学校に配布して、周知し、意見を、問うべきです。市役所だけで決めることではないと思います。 図また、児童センター職員、現場の声をちゃんと聞いてから、中学3年まで対象を広げるか考えてほしいです。
38	住民	中学3年までするのは、性被害や、いじめ、見えないところで事件につながりそうで怖いです。 また、中学生が入ることによって、さらに小学6年生までの子のスペースが限られてしまいます。 面積をきちんと考えてください。児童センターは狭いので、分けるスペースがありません。
39	住民	児童館を、子どもたちをとりまく環境の変化に伴う今日的課題に対応できるよう機能強化等に行う。これまでの取り組みに加え、地域の実情、利用者のニーズを踏まえた多様な居場所を提供する等ありますが、高城児童会館を日の出住宅跡地へ移転後、民間事業者の持つ専門的知識経験の活用職員体制の充実で、指定管理制度を導入する。とありますが、何故、今ある児童館で充実できないのでしょうか? そもそも吹田市立となっていて、公が責任を持って運営していくには民間委託は、そぐいません。 今は、世田谷区の児童館所属職員を12年間ぐらい経験しましたが、職員会議や地域との交流を通して、その地域の児童達の健全育成や多世代交流等をしてきました。遊んでいたと言われる吹田市で住民の声が届きにくい施設へと、後退させる条例や一部改正(特に民間委託化)は反対です。
40	住民	特に今、利用されている児童、地域住民の声を聞いて下さい。 ※日曜休館など考えられません。一番利用が多い日です。

	種別	意見
41	住民	以前から、児童館機能の拡充を願ってきた者です。特に東京都のように(都内すべてではないと思いますが、18歳まで利用可能、そして、子ども運営委員会をつくり、自ら運営に関わる仕組みが大切だと思っています。その上で
42	住民	①日の出児童センターへの移転に伴い、新たな事業拡大をするなら、まず直営で実施すべきです。他館でやってこなかったことをいきなり指定管理者に委託するのは拙速です。市として無責任だと思います。
43	住民	②日曜は母子の来館者が多いときいています。日曜閉館に反対です。
44	住民	③市内すべての児童館の機能を拡大していく具体的な方策がないままでは実現不可能 → 結局それを口実に全館を指定管理者制度導入を考えていることが透けて見えてきます。充分な時間をかけて施設整備、人員体制の整備をまず、市として責任持ってやって下さい。 今のままでは機能強化に賛成できません。
45	住民	幅広い年代の子ども達に対応することになるため、限られた人数の児童厚生員では対応は難し いと思われます。 ⊠
46	利用 者	政策等の案の趣旨1(1)は良いと思います。☑
47	利用者	政策等の案の趣旨と概要(2)「移転整備後の児童会館については、民間事業者が持つ専門的な知識・経験の活用や職員体制の充実を図る観点から、指定管理者制度を導入します」。の中の、民間業者が持つ専門的な知識経験ってどういうものか? 何も提示されていない。それなのに指定管理と明記、それはおかしい、もっと熟思すべき。 指定管理を導入しなくても、現状で良いのではないか。 改正内容、沢山上げられているが、今までもなされていることでは。
48	利用者	中学生を含めるのは良いと思うが心配。児童センターで受け入れられるのか?学校との連携はどうなのか?利用人数が増えるので、場所が必要。場所の確保はできるのか?設備面大丈夫か?現職員の数で対応は大丈夫か?中学生の利用、児童センターではなく、設備面的には問題ない場所だと思う公民館の利用を考えても良いのではないか。日の出町児童センターは、新しく立てられるので諸設備など大丈夫かと思うが、他館、全て、現状のままに受け入れ、どう考えても無理では?こうするから中学生も利用できるという「案」が、先に挙がってからの議論ではないか?
49	利用者	開館時間、原則10時6時になっているが、各館によって変わるのか? 全日開館と謳っていたのでは? 吹田市民全て同じサービスが受けられるはずではないのか?なのに、地域によって違うのはお かしい。
50	利用者	現働く職員さんの意見をもっと受け入れてあげてほしい。利用する親や子供達の意見の受け入れも。

	種別	意見
51	通勤 者	新しい機能を充実させるとしているが、いま児童厚生員さんが運営されているのであれば、機能強化の新たな業務に対する専門職を採用してすすめるべき。指定管理を導入するにしても市が運営した後でも遅くない。どうしても指定管理者にするなら公益法人に限定すべきである。
52	通勤 者	そもそも新しい児童センターに高校生まで受け入れる設計になっていたのか疑問。
53	通勤 者	新たに相談業務とあるが、これまでも行ってきたのではないか。範囲が広くなり専門性を求めるなら社会福祉士の資格を持った職員を配置すべきである。相談内容や利用者の行動で課題が出てきた場合に、民間事業者と学校や保健所・保健センター・家児相などの機関が協力・連携できるのか。デリケートな個人情報なのでどこまでできるのか疑問である。
54	通勤 者	指定管理者を導入すると、これまで地域の運営協議会は残るのか。残ってもどこで反映させるのか。そもそも民間の責任者で住民の関係団体が協力してくれるのか。
55	通勤 者	条例改正なので他の館でも将来的には日の出児童センターのような運営をされるのか。そもそも小学生までを対象にしてた施設で広さ・設備そのものに無理があるのではないか。当面、中学生までというが、同じスペースに就学前の子どもたちと中学生が同じ場所にいて、安全性に問題はないか。
56	住民	指定管理者制度の導入については削除する。 図れまでの高城児童館の運営を引き継ぎ、直営にしてください。地域の利用者ならびに関係者への周知が不十分。 図直営でも十分に運営をしていたのに、なぜ民間のノウハウが必要なのか。 吹田市はなんでも民営化をするが、理由の説明が 図 間のノウハウの活用」といえば済むと思っているのか。 不要です。

	種別	意見
57	住民	児童館が民間に委託されることと、
58	住民	日曜日は閉館になることの2点に反対です。
59	住民	ただでさえ、子どもの安全な遊び場が減っているのに、真夏の日や雨の日の場所である児童館が日曜日閉まったら子どもはどこで遊んだらいいのでしょうか? 児童館が民営化されると利益主義で人件費が削減され質が落ちるおそれがあります。子どもだけで利用する児童館では、信頼できる人達が子どもを見守ってほしいです。そのためには市としてちゃんと給与を払って、子供に関する犯罪歴などのない人物を継続的に雇用してほしいです。民間委託で、だれかわからん人がコロコロ入れ替わりで職員になるのは不安です。吹田市が児童館を運営する従来のままで続けてください。
60	住民	私は、吹田保育園の保護者です。子どもが乳児の頃から高城児童会館や旭ヶ丘児童センター、豊津児童センターなどで、とてもお世話になりました。意見をお送りさせていただきます。図園城児童会館の利用層について、高校卒業まで広げ、不登校支援を位置付ける意義は理解しますが、地域住民からすると、移転はあくまで現状の児童会館の機能が移ると思っていたので、中高生まで利用を広げるとなると、遊び方や利用の仕方が従来と異なることになります。図また利用している保護者の立場からすると、乳幼児・小学生と中高生が同じスペースにいることとなり、スペースが足りないと思います。もしもこの機能を持たせるなら、今の高城児童会館の場所に、中高生向けの施設を別でつくるということを考えてはいかがでしょうか。図
61	住民	民間に運営を任せるとしていますが、どんな会社が来るのか不安です。子どもや住民への対応 で責任を持てるのでしょうか。不登校支援を位置付けられるなら、守秘義務もあり、学校や他の 公的機関との連携ができる公立のままにした方が良いと考えます。
62	住民	児童会館の先生たちは、子どものことをよく見て、一緒に話をしたり、親の不安に応えてくれたりしています。現在でも欠員が出ているということですが、民間でも今や人出不足は深刻です。 きちんと処遇を改善したり、正規の職員をつけた方がよいと考えます。まして、利用層の拡大や機能を充実させるのであれば、地域住民との関係、思春期の子どもたち、不登校児への対応もあり、新たに職員を配置することなしに、安心して運営できないのではないでしょうか。
63	住民	条例改正で、日曜日を休館にするとされていますが、共働き世帯が増えている中、保育園や学 童保育を利用している子どもが利用しづらくなります。日曜休館はしないでほしいです。
64	住民	利用層を拡大するのであれば、人員を増やし、その年代に専門性のある職員を配置してほしいです。

	種別	意見
65	住民	今日的課題への対応-児童虐待、不登校、貧困など-についての必要性は理解できるので、 基本的には賛成です。しかしながらそれは、中高生に対象を広げることや自主学習の場の提供、不登校児童等の居場所の提供、児童及びその保護者からの相談、また地域交流に対する 支援などを単純に条例に規定するすることだけで実現できるものではないと思います。その理 由を以下に記します。
66	住民	・まず、中高生に対象を広げることについては、ハードやソフト、人員体制について充実することなくしてスムーズに進むとは到底考えられません。現状でさえ、スペースが十分に取れていないことから乳幼児と小学生(とりわけ高学年)とが同居せざるを得ない状況が多くの児童館・児童センターでみられ、安全面で懸念ある状況になっています。ハード面の充実なくして中高生まで同居するようなことになるのは事故等が起こっても不思議ではありません。もちろん、現在の備品等についても相当な追加整備が必要なことは明らかです。それについても配置場所や保管場所等が必要となりますが、そのようなスペースがあるのでしょうか。
67	住民	不登校児童の受入は現状でも個別の児童館の職員の努力で行っていると思いますが、条例にも明示して行うとすれば、小中学校との日常的な連携が必須となり、当該児童にどのような対応をするのかを明確にすることがが必要となります。条例に規定するということは、単に居場所ということだけに留まるわけにはいかないと考えられますが、そうしたことにどう対応していくのか、していけるのか、その保障はどう図るのか心配します。
68	住民	・地域交流に対する支援と掲げられていますが、現状においても各館での努力により追求していると思いますが、そうしたことをきちんと評価して進めるべきです。児童館は地域に支えられて運営委員会を組織して運営していまするが、指定管理となった場合に将来にわたってそうしたことが保障されるのか懸念されます。
69	住民	・先に述べたように中高生に対象を広げることには基本的には賛成ですが、これまで対処していた事柄以上に様々な課題が出てくることを想定しなければならないと思います。乳幼児の利用もある中で、体格・体力差が相当あり、安全面や安心感に相当な配慮が必須です。その上に、小学生までとは違った課題にも対応が必要になると考えられます。例えば、東京都立川市で起こった不同意わいせつなどの例にみられるような性的課題やタバコ喫煙などの問題、更には学習面でのサポートなども当然考えておかなければなりませんが、どうするのでしょうか。一年間で準備が整うのかどうか、拙速に実施して事故が起こるようなことがあってはなりません。

	種別	意見
70	住民	こうした様々な課題に対処するためには現状の人員体制を充実することがどうしても必要です。現在、児童館・児童センターに勤務されている館長も厚生員も全員が会計年度職員であり、一年ごとに契約を更新する職員ということですが、そんな体制ではこれらの新たな課題を達成することは困難だと考えます。現状のまま行おうとすれば、掲げようとしている施策はお題目に過ぎないとことなり、子ども達や保護者から見放されることとなってしまうと考えられます。そして何よりも大きな問題は、新しい日の出町児童センターに指定管理制度を導入しようとしていることです。これはあまりに唐突に提案されたものであり、当該職員に対しても、当該地域に対しても何ら十分に説明、議論、納得されたものとなっていない状況で、決して認められるものではありません。 「民間事業者が持つ専門的な知識・経験の活用や職員体制の充実を図る観点から」導入するとされていますが、これは全く理由となっていません。 「民間事業者が持つ専門的な知識・経験の活用といわれていますが、これまで子ども達に対して、あるいは保護者との関係や学校などとの連携において信頼関係を培い、積み上げてきたのは外ならぬ現在の職員であり、吹田市の児童館・児童センターだと思います。職員は、これまでも吹田市の地域状況も踏まえた子ども達や家庭状況を受けとめ対応してきています。また、個別の児童の問題など一家庭環境や子どもたち自身が抱えている問題などについて、小学校などとの連携・協議をプライバシー順守を確認しながら出来ているのもお互いに市の職員、公務員であるからこそ可能なのではないかと考えます。中高生を対象にという点で新たなスキルを身に着けることは肝要ではありますが、市民ニーズに対応しようという職員の意識を高めるとともに、十分な研修研鑽を行うことが必要と考えます。それこそが吹田市の児童厚生員としての自覚を高め、誇りを持った仕事ができるものとなり、職員の資質の向上、すなわち組織体制の充実を図ることに他ならないと思います。
71	住民	・特に何よりも職員の体制充実が求められます。本来常設の市の施設があって、単なる貸館ではなく様々な取組を企画運営し(継続的な年間計画を作成することも含め)、利用する子ども達や保護者が安心して過ごすことができる居場所を実現しようとしている児童館の性格から、市の常勤正職員が必要であり、少なくとも今回充実・拡大しようとする業務量に見合った体制の充実は必須と考えますが、どうされるのでしょうか。 ・以上述べてきた通り、設置目的を充実・拡大することは理解できますが、それをしっかり進めようとすれば、条例化するといった形を整えるだけではなく、ハード、ソフト、人員体制の整備が必要で、令和7年4月にスタートしようとするのは拙速となることは避けられないと思います。十分な時間をとって、職員や住民と協調して進めなければならないと考えます。
72	住民	・最後に、数々のパブリックコメントがあり、何度となく意見を提出させていただきましたが、多くはひとくくりにされた形での回答となっていたり、論点に正面から答えるものとなっていないことがあります。そして、多くの疑問や懸念する意見があっても、それを顧みることなく当初方針のまま実施されている状況を感じていますが、それではなんのためのパブリックコメントなのか分からなくなってしまいます。今回のパブリックコメントがそのようなことになりませんように、真摯なご検討をよろしくお願いいたします。

高城児童会館移転整備に係る運営や施設建設の説明会の日時と対象範囲、配布資料及び案内

	a	b	c	d	e	f
	日	時	内容	対象範囲	配布資料	案内
1	令和4年	4月19日	施設建設	高城児童会館運営委員会	添付資料 1	
2	(2022年)	4月21日	施設建設	吹三地区連合自治会	你们具料	_
3	令和5年	2月20日	施設建設	東城前自治会	添付資料2	_
4	(2023年)	3月11日	施設建設	吹三地区連合自治会		
5		11月 6日 7日 13日	運営	児童館職員	添付資料3	-
6		11月30日	運営 施設建設	東城前自治会		
7		12月4日	運営 施設建設	吹三地区連合自治会	添付資料4	-
8		12月19日	運営 施設建設	高城児童会館運営委員会		
9		12月25日	運営	吹三地区連合自治会	添付資料5	_
10	令和6年	1月16日	運営	高城児童会館運営委員会	你们具件0	_
11	(2024年)	1月24日	運営	吹三地区連合自治会	添付資料6	_
12		2月5日	施設建設	東城前自治会	添付資料7	_
13		2月10日	施設建設	吹三地区連合自治会		_
14		2月17日	施設建設	工事現場周辺住民	添付資料9	添付資料8
15		3月17日	運営(予定)	吹三地区、東地区の住民	_	添付資料10

添付資料

地元住民等説明会資料 児童部 子育て政策室

高城児童会館の市営日の出住宅跡地への移転整備について

上 整備理由

高城児童会館は、昭和37年度(1962年度)に建設され、建築後59年が経過しており建物が老朽化していること、また、広場機能がないことも課題となっています。吹田市公共施設(一般建築物)個別施設計画において、令和7年度までの建替え又は大規模修繕を計画しているところですが、令和3年4月26日付吹三地区連合自治会より、高城児童会館の市営日の出住宅跡地への移転建替え並びに広場の設置を求める要望書を受けて検討した結果、市営日の出住宅跡地への高城児童会館の移転建替えを行い、広場を備えた児童センターとして整備するものです。

2 整備概要

(1) 高城児童会館の現況

場所及び敷地面積

吹田市高城町6番2号(558㎡)

建物構造

鉄筋コンクリート造

建物階数

2階

床面積

604 m²

(2)整備予定地【市営日の出住宅跡地】

場所及び敷地面積

吹田市日の出町7番3号 (627 m)、7番4号 (910 m)

建物構造

RC造又は鉄骨造

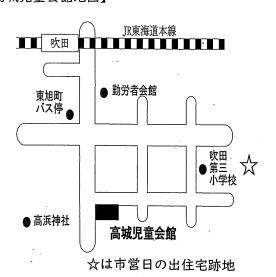
建物階数

2階

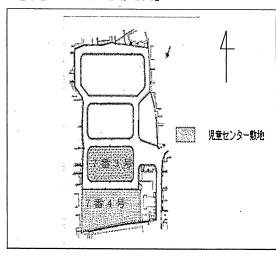
床面積

855 m²

【高城児童会館地図】



【市営日の出住宅跡地図】



(3)

3 整備方針

- (I)国の定める児童館の設置運営要綱に基づいて、野外における体力増進指導を実施するため広場を設けます。
- (2) 吹田市内の各児童会館・児童センターに関して、就学児童の利用が減少している中で未就学児童は安定的に利用されています。また、第2期子ども・子育て支援事業計画において、JR 以南は一時預かりの供給量不足であることから、その地域の課題を踏まえた施設として、一時預かり施設等の子育て支援機能を強化します。
- (3) 未就学児童の利用が相対的に増えていることから、児童センターに授乳室や幼児用トイレ等を設置します。
- (4)児童センターの広場内に、かまどベンチやマンホールトイレ等の防災施設を設置し、災害時 に地域の方が利用可能な広場とします。
- (5) 児童センターの建設場所は洪水ハザードマップの浸水エリアに含まれるため、水害時に地域 住民が一時的に建物の2階部分に避難することを想定した施設とします。

※7番3号は主に広場として活用し、また、一般駐車場及び駐輪場の設置を検討しています。7番4号は主に施設建物として活用し、また、障がい者専用の駐車場の設置を検討しています。

※現在、7番3号と7番4号の間については一般道路であるため、今後関係所管と協議を行い、歩行者専用道路への認定変更を検討しています。また、歩行者専用道路の両端に車止めを設置する予定です。

※安全確保の観点から、広場の周囲には5m程度の高さのフェンスを設置する予定です。

4 整備スケジュール (予定)

	令和4(2022)年度					022) 年度 令和5 (2023) 年度				令和6(2024)年度				令和7(2025)年度					令和8(2026)年度																											
	4 5	6	7	В 9	9 1	0 1:	1	2 1	2	3	4 5	6	7	8 9	1	.0 1	1 1	2 1	2	3	4 5	6	7	8 :	1	0 11	12	1 2	3	4 5	6	7	8 9	10	11	12 1	2 :	3	4 5	6 7	8	9	10 1	112	1 2	3
新築設計委託			· 🖻	350								>					4	1 (144) 1 (144) 1 (144) 1 (144)							J.			ł		H																
	契約	ıŦ	続	ı	础	Ċ	12	F,F	1)		Prim Nov Serve Grue			À									94 14								D: Mir Mir															
	47													ns-a				S E										1900	À																	À
新築工事														契約	内当	備		子紀	t		第	斤築	T)	Б	14	τF)		7				供用	1開	始											7
(現状有姿	¥.,															7	1.	i Ali				./. = :			_ <u>l</u> ,	M L					di Ci			<u> </u>												
での売却 の場合)						A.																		売	切に	向	ナた	準 信			> (Q 売	〕													
現施設		Value Va Value Value Value Value Value Value Value Value Value Va Ve Va Value Va Value Va Value Va Va Value Va Va Va Va Va Va Va Va Va Va Va Va Va												Mar all Mar						4.4																										
解体設計																													W.	契約		庫	于	続		解体	· 设:	+								
現施設							1																			X														>						>
解体工事。																				ě,																		1. 7.	契約	準備	• •	手制	Ē	解	体工	事

高城児童会館整備事業における移転建替工事について

1 事業の内容

老朽化した高城児童会館に広場機能を追加するため、市営日の出住宅跡地への移転 建替を実施するもので、令和7年(2025年)6月の移転にむけて必要となる建替工 事にかかる予算を提案するものです。

<整備内容>

(1) 会館(延べ床面積 約860㎡)

遊戯室、学習室、集会室、図書コーナー、一時預かり保育室、事務室、面談室、 生活支援スペース、授乳室、トイレ、その他

- ※水害時に地域住民が一時的に建物の2階部分に避難することを想定した施設とします。
- (2) 広場(約500㎡)
 - ※かまどベンチやマンホールトイレ等を設置し、災害時に地域の方が利用可能な広場とします。
- (3) 駐車場、駐輪場(約90㎡)

2 予算額

(1) 歳出予算 24,288 千円

(款) 民生費 (項) 児童福祉費 (目) 児童会館費

(大事業) 児童会館事業 (小事業) 高城児童会館整備事業

節名称	予算額(千円)	説明等
委託料	23, 364	高城児童会館移転建替工事設計委託
安山村	25, 304	業務
委託料	924	市営日の出住宅跡地除草委託業務

(2) 歳入予算(特定財源) 18,600 千円

(款) 市債 (項) 市債 (目) 民生費

節名称	予算額(千円)	説明等
児童会館建設債	18,600	<u> </u>

(3) 債務負担行為

(追加)

事項	期間	限度額
高城児童会館移転建替工事	令和5年度~令和6年度	608,797 千円

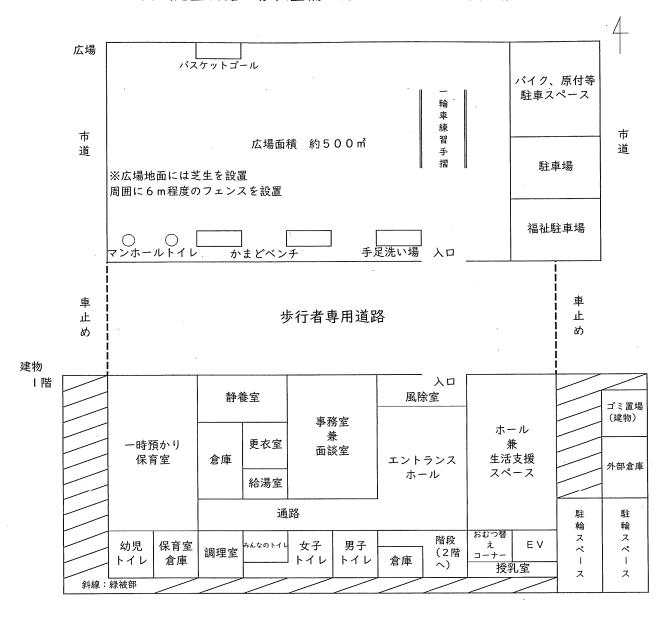
3 今後の予定

令和5年(2023年)4月	新施設の契約準備、手続き・入札(令和5年 11 月ま
	で)
12 月	新施設の建設工事契約議決
令和6年(2024年)1月	新施設の建設工事(令和7年3月まで)
令和7年(2025年)4月	現施設の解体設計(令和8年3月まで)
6月	新施設の供用開始
令和8年(2026年)4月	現施設の解体工事(令和9年3月まで)
令和8年度中	現施設の用地売却

※現状有姿での売却の場合

令和6年4月	現施設の売却準備・売却(令和7年7月まで)

高城児童会館の移転整備に係る設計簡略図(予定)



建物 2階	遊戯室倉庫		遊戯室		学習	窄室	図書コ	-+-	吹抜け
					通路			ホール	
	集会	全室	倉庫	おむつ替 え コーナー ベビーカー選場	女子 トイレ	男子トイレ	みんなの トイレ	ΕV	階段 (I階へ)

吹田市立児童館の 今後のあり方について

子育て政策室 児童館担当

1 吹田市の子供を取り巻く現状

- (1)児童数、児童館利用者数の推移(過去5年間)
 - 児童数はほぼ横ばいで推移している
 - ・利用者数は新型コロナウイルス感染症の影響によりR2年度以降大幅に減少している
 - ・小学生の利用割合は減少傾向、乳幼児及び大人の利用割合が増加傾向にある

	H	30	R	1	R	2	R	3	R	4
	人数	割合								
児童数	44,495	****	44,179		45,360		44,635		44,332	-
利用者数計	326,943	100.0%	290,538	100.0%	101,190	100.0%	123,682	100.0%	198,806	100.0%
乳幼児	87,503	26.8%	77,208	26.6%	29,024	28.7%	33,293	26.9%	58,966	29.7%
小学生	145,537	44.5%	127,920	44.0%	42,566	42.1%	57,354	46.4%	81,117	40.8%
大人	87,795	26.9%	80,076	27.6%	29,493	29.1%	32,696	26.4%	57,731	29.0%
専用使用	6,108	1.9%	5,334	1.8%	107	0.1%	339	0.3%	992	0.5%

吹田市の子供を取り巻く現状

- (2)児童虐待相談件数、不登校児童数、要配慮児童の推移
- ・吹田市内での児童虐待相談件数は、過去5年間で約1.5倍に増えている。(0歳から17歳 の数値)
- ・吹田市内での不登校児童数は、過去5年間で約1.8倍に増えている。(小中学校合計)
- ・R4年の国の調査(R4.12.13文部科学省「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要 とする児童生徒に対する調査結果)では、学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた 児童生徒の割合が、小中学校においては推定値8.8%(H24調査では6.5%)となっている。

		H30		R1		R2		R3		R4
		人数	人数	前年度比	人数	前年度比	人数	前年度比	人数	前年度比
児	童虐待相談件数	1,212	1,321	109.0%	1,491	112.9%	1,385	92.9%	1,845	133.2%
不	登校児童数計	435	520	119.5%	549	105.6%	708	129.0%	801	113.1%
	小学校	146	175	119.9%	190	108.6%	271	142.6%	315	116.2%
L	中学校	289	345	119.4%	359	104.1%	437	121.7%	486	111.2%

国の方向性・施策

- (1)こども基本法(R5.4.1施行)
 - こども施策を社会全体で総合的かつ強力に実施していくための包括的な基本法
- (2)こども大綱(こども基本法第9条に規定)

こども施策に関する基本的な方針、重要事項を定めるもの。これまで別々に作られてきた「少子化社会対策大綱」・「子供・若者育成支援推進大綱」・「子供の貧困対策に関する大綱」が東ねられ、こども大綱に一元化される。

- (3)児童館ガイドライン(H30改正) 児童館の機能・役割(5項目) ①遊び及び生活を通した発達の増進 ②子どもの安定した日常の生活の支援 ③子どもと子育て家庭が抱える可能性のある課題の発生予防・早期発見と対応 ④子育て家庭への支援 ⑤子どもの育ちに関する組織や人とのネットワークの推進

児童館においても分野横断的な対応が求められる方向性!

3 国における意見聴取等

- (1)児童館の在り方に関する検討ワーキンググループとりまとめ(R4.12)
 - 国の審議会において、今後児童館が果たすべき機能・役割等について整理
 - ①こどもの居場所としての児童館機能・役割の強化
 - ②ソーシャルワークを含めた福祉的課題への対応強化
- (2)こどもの居場所づくりに関する調査研究 報告書(R5.3)
 - ①子供・若者の主体性を尊重すること
 - ②その場を居場所と感じるかどうか等は本人が決めること
 - ③子供・若者の声を軸に「居たい・行きたい・やってみたい」の視点が必要であること

多様な年齢層への対応、切れ目のない支援、福祉的課題の早期発見・対応、様々なニーズに 応じた居場所づくりが必要!

4 今後の児童館のあり方

(1)基本的方向性

全ての子供とその家族に寄り添い続け、成長を育む児童館

(2)今後の児童館の取組方針

子供主体の「居たい」「行きたい」「やってみたい」居場所づくり

子供の主体性を尊重し、ともに居場所をつくっていく仕組みの整備等

身近な環境を活かした子育て家庭へのきめ細やかな支援の展開

子育て家庭に対する相談支援、子育て交流の場の提供を通じたきめ細やかな支援

地域における子供、子育て家庭の孤立防止

地域全体で子育て支援に係るネットワークを推進

4 今後の児童館のあり方

(3)取組の具体化策

子供主体の「居たい」「行きたい」「やってみたい」居場所づくり

ア 利用対象児童の拡大

高校生までの受入れ、開館時間の柔軟化の検討(夜間開館の実施、毎日開館の見直し)

- イ (仮称)こども会議の実施 児童館の運営に子供の意見が反映される仕組みづくり
- ウ ICTを活用したコミュニケーション環境の整備 SNS等を活用した対面・オンラインを交えた交流・支援ができる居場所(Wi-Fi環境の整備)
- エ 自習学習・学習支援環境の整備 自習室等の備品を汎用性の高い学習机や椅子へ更新、Wi-Fi環境の整備

4 今後の児童館のあり方

(3)取組の具体化策

子供主体の「居たい」「行きたい」「やってみたい」居場所づくり

- オ 不登校・引きこもり児童の居場所づくり 不登校・引きこもり児童に対する授業時間中の受入れ、研修等による児童館職員の スキルアップ
- カ 子供からの相談への対応強化 子供との日常的な交流を通じた相談対応の実施、相談記録システムの導入、研修等 による児童館職員のスキルアップ、関連部局との連携体制の構築
- キ 現行業務の見直し、安定的な運営体制の整備 事務の見直しやシステム導入、職員の業務と児童が自発的に活動する内容との整理、 館運営への民間活力導入の検討

4 今後の児童館のあり方

(3)取組の具体化策

身近な環境を活かした子育て家庭へのきめ細やかな支援の展開

ア 子育て家庭からの相談への対応強化 子育て家庭への相談窓口の創設、相談記録システムの導入、研修等による児童館 職員のスキルアップ、関係部局連携体制の構築

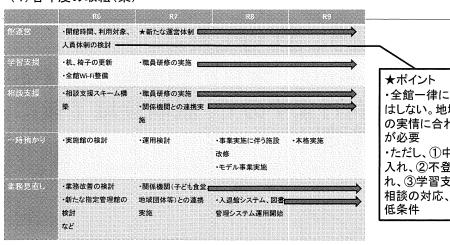
イ 一時預かり事業の実施 保育室の安全対策、幼児用手洗いの増設などの施設改修

地域における子供、子育て家庭の孤立防止

- ア 子ども食堂、学習支援活動等を実施する事業者への協力
- イ 休館日等における地域と連携した子供たちの自然体験等の交流活動の実施

4 今後の児童館のあり方

(4)各年度の取組(案)



・全館一律に同一条件の運用とはしない。地域のニーズや各館の実情に合わせて検討することが必要

・ただし、①中学生までの受け入れ、②不登校児童の受け入れ、③学習支援環境の整備、④相談の対応、は全館共通の最低条件

4 今後の児童館のあり方

(5)児童館での今後の働き方(モデルケース)

	現狀	中学生まで受入れ	高校生まで受入れ	備考
開館時間	9:30~17:30(冬) 10:00~18:00(夏)	10:00~18:00(通年)	10:00~20:00(月~金) 10:00~18:00(土)	
開館日	毎日開館	毎日開館	月~土(日曜休館)	年末年始、GW休館
職員体制	館長1名 主任児童厚生員2名 児童厚生員4名	館長1名 主任児童厚生員2名 児童厚生員4名	館長1名 副館長1名 主任児童厚生員3名 児童厚生員2名	一時預かり事業を実施 する場合は保育士 (パートタイム)が必要
シフト	週3.5 (A勤務3、B勤務1)	週3.5 (A勤務3、B勤務1)	館長·副館長:週5 (A勤務3、C勤務2) 主任児童厚生員:週4 (A勤務2、C勤務2) 児童厚生員:週4 (A勤務4)	C勤務:12:00~20:00

ご清聴ありがとうございました。

以下のQRコードから、本日の説明会に関するご質問を受け付けますので、説明会終了後にアクセスしてください。

https://apply.e-tumo.jp/city-suita-osaka-u/offer/offerList_detail?tempSeq=9193

高城児童会館の移転整備等について

1 移転整備(運営面のリニューアル)について

現在、老朽化した高城児童会館を令和7年6月に市営日の出住宅跡地へ移転建替するため、 令和6年1月から始まる建替工事の契約手続きを進めているところです。

新たな施設には遊戯室、学習室、集会室などの既存施設に備わる機能のほか、一時預かり保育室や面談室、生活支援スペース、広場などを備えており、子供たちを取り巻く環境変化に伴う今日的な課題に対応でき、多様な居場所として展開できる仕様としています。

既存の高城児童会館では、長年、小学生に対しては遊びを通じた健全育成の場として、未就 学児童やその保護者に対しては育児教室などを通じた交流の場として、地域で親しんで利用い ただいておりますが、子供を取り巻く環境の変化は著しく、子供やその保護者が孤独・孤立化 しやすい状況で、児童虐待対応件数の増加や不登校児童数の増加などは喫緊の課題となってい ます。

これらを踏まえ、新たな施設では運営手法をモデル化し、「すべての子供とその家族に寄り添い続け、成長を育む児童館」としてリニューアルしようとするものです。

2 主な内容

- (1) 吹田市立高城児童会館移転後の名称を吹田市立日の出町児童センターに変更するとともに、 所在地を変更します。
- (2) 事業内容について、自習学習及び学習支援に関すること、不登校児童等の居場所づくりに関すること、児童及びその保護者からの相談に関することを追加するとともに、地域交流に対する支援に関する事業の実施を可能とすることとします。
- (3) 使用者の範囲について、これまで小学生までとされていたものを、高校生までの受入れを可能とすることとします。
- (4) 開館時間を柔軟化(夜間開館の実施、毎日開館の見直しなど)します。
- (5) 民間事業者が持つ専門的な知識・経験の活用や職員体制の充実を図る観点から、指定管理者制度を導入します。

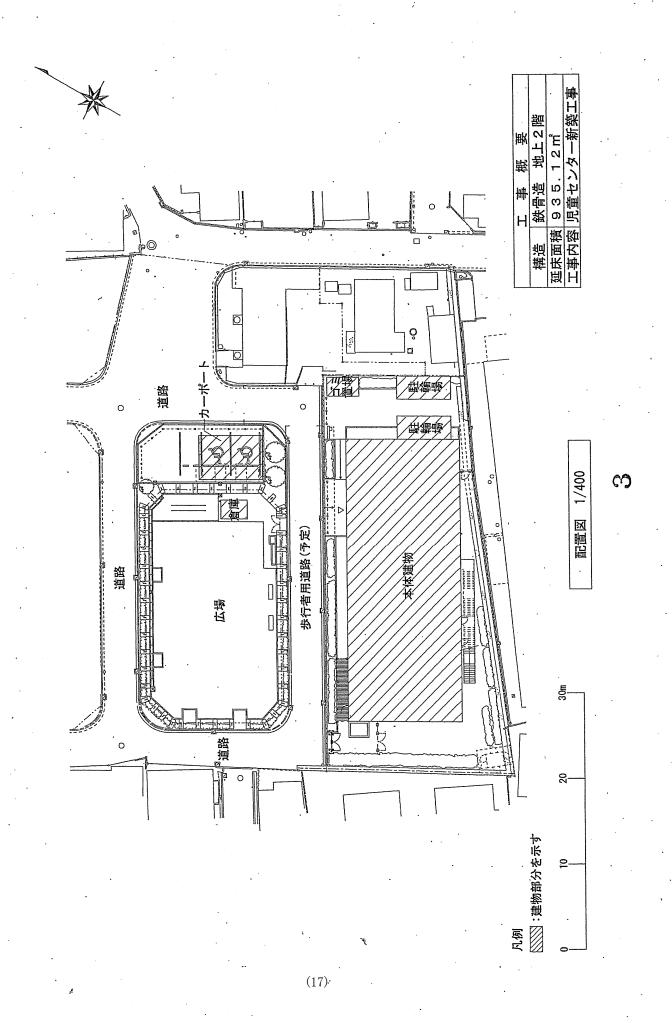
3 今後の対応

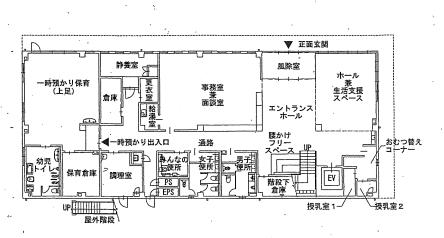
- (1) 吹田市立児童会館条例及び同条例施行規則について、移転整備に係る必要な改正に加え、 児童館の機能強化等に関する改正を行います。
- (2)上記の改正内容及び指定管理者制度の導入について、パブリックコメントを実施します。 (意見聴取期間 令和5年12月1日から令和6年1月4日まで)

(仮称) 吹田市立日の出町児童センター建設工事 概略工事工程表

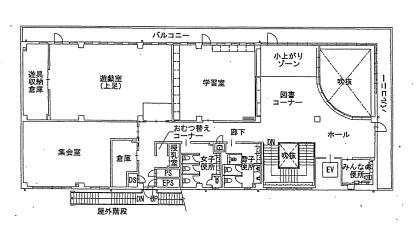
()	3月		۔										
令和7年(2025年)	2月	去 検査・手直し	検査・引渡し					•••••••••••••••••••••••••••••••••••••••	••••••		······································	••••••	
令和7	1月	ハ等撤		······································	•••••	•••••	••••••	••••••	••••••	•••••••••		直栽工事	•••••
	12月	仮囲		빠				裁工事		き込み		ド・外構・植栽工事	
	11月			ユニット江事				外構植栽工事	1	厨房機器 ■ 1 ■ 1 ■ 1 ■ 1 ■ 1 ■ 1 ■ 1 ■ 1		グラウン	
	10月			※						超			
	9月		4	••••••	内部仕上工事		•••••	•	•••••			••••••	•••••
	8月				吊	事 工干刑				或設備工事		•••••	•
024年)	7月					屋上外部社上工事				電気設備工事・機械設備工事			<i>~</i>
令和6年(2024年)	6月		······	,			鉄骨/ECP工事	••••		電気設備			
⟨₽	5月。		•••••				鉄骨						
	4月			******************************			,	器工書					
	3月		•••••	******************************			********	地盤改良/基礎工事					
	2月		(7等設置					式					
	1月	準備	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		-								
	.12月	# # # #											
		仮設工事				建築工事		(16)		設備工事		広場工事	

※設計段階での想定のため、実際の工事工程と異なる場合がありますのでご了承下さい





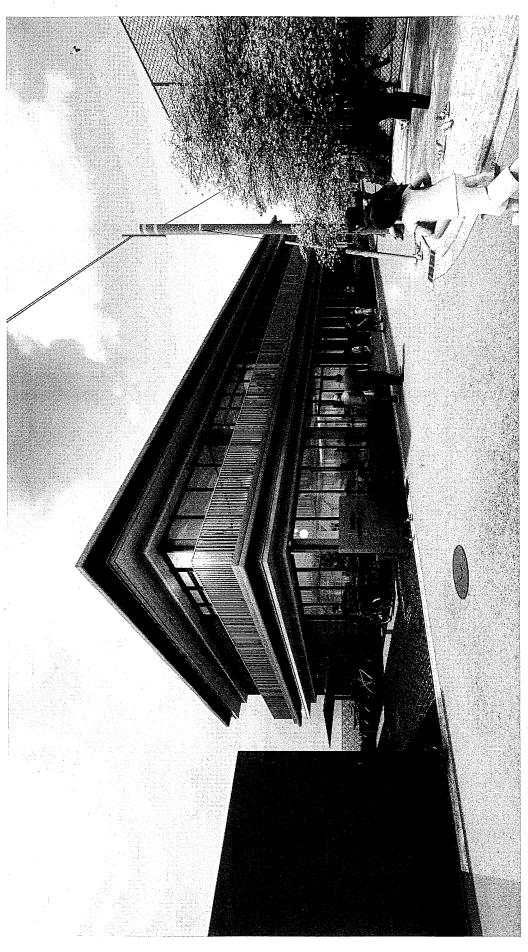
1 階平面図 1/200 0 5 10 15m



2階平面図 1/200 0 5 10 15m

(18)





(19)

日の出町児童センター運営の概要(案)について

令和5年12月25日(月) 吹田市児童部子育て政策室 児童館担当

1

本日のメニュー

- 1 児童館の機能強化の必要性
- 2 運営面のリニューアル
- 3 具体的な運用イメージ
- 4 指定管理者制度の導入について

1 児童館の機能強化の 必要性

3

(1) 吹田市の子供を取り巻く現状

- 児童数はほぼ横ばいで推移
- 吹田市内での児童虐待相談件数は、過去5年間で約1.5倍の増 (0歳から17歳の数値)
- 吹田市内での不登校児童数は、過去5年間で約1.8倍の増(小中学校合計)

⇒ 福祉的課題を有する児童の割合が大きく増えています

	H30		R1		R2		R3		R4
	人数	人数	前年度比	人数	前年度比	人数	前年度比	人数	前年度比
児童数	44,495	44,179	99.3%	45,360	102.7%	44,635	98.4%	44,332	99.3%
児童虐待相談件数	1,212	1,321	109.0%	1,491	112.9%	1,385	92.9%	1,845	133.2%
不登校児童数計	435	520	119.5%	549	105.6%	708	129.0%	801	113.1%
小学校	146	175	119.9%	190	108.6%	271	142.6%	315	116.2%
中学校	289	345	119.4%	359	104.1%	437	121.7%	486	111.2%

(2) 国の方向性・施策等

- R5.4.1 こども基本法の施行、こども家庭庁の創設
- 児童館ガイドライン (H30改正)ウポイント:配慮を必要とする子供への適切な対応
- ・児童館の在り方に関する検討ワーキンググループ(R4.12)☆ポイント:児童館機能・役割の強化、福祉的課題への対応強化
- こどもの居場所づくりに関する調査研究 報告書 (R5.3) <u>やポイント</u>:様々なニーズや特性を持つ子供・若者が、各々のニーズに 応じた居場所を持てることが重要
- ⇒ 児童館においても、**分野横断的な対応、多様な年齢層へ の対応、切れ目のない支援、福祉的課題の早期発見・対応、 様々なニーズに応じた居場所づくり**が必要です

5

(3) 今後の児童館運営の方向性

市として「今後の児童館のあり方方針」を策定

【基本的方向性】

全ての子供とその家族に寄り添い続け、成長を育む児童館 【取組方針】

子供主体の「居たい」「行きたい」「やってみたい」居場所づくり 身近な環境を活かした子育て家庭へのきめ細やかな支援の展開 地域における子供、子育て家庭の孤立防止

• 「今後の児童館のあり方方針」に基づき、児童館運営に関する 施策を展開

(4) パブリックコメントの実施

- R5.12.1からR6.1.4にかけてパブリックコメントを実施
- パブリックコメントの概要

	市内10館	日の出町児童センター
児童館の事業 (必須事業)	【追加】 ・自主学習の場の提供に関すること ・ 不登校児童等の居場所の提供に関すること ・ 児童及びその保護者からの相談に関すること	同左
児童館の事業 (任意事業)	【追加】 ・地域交流に対する支援に関する事業を行うこ とができる	同左
使用者の範囲	【変更】 ・中学生まで	【変更】 ・18歳に達する日以後の3月31日までにある者
開館時間	【変更】 ・午前10時から午後6時まで	【変更】 ・月〜金:午前10時から午後8時まで ・土:午前10時から午後6時まで
休館日	-	【変更】 ・毎週日曜日

7

2 運営面のリニューアル

(1) 事業内容のリニューアル

- ・利用対象児童 小学生までを対象としていたものを**高校生までに拡大**
- 自主学習の場の提供Wi-Fi環境等の活用により、自主学習の場を提供
- 不登校児童等の居場所の提供 学校等と連携し、不登校児童等の居場所を提供
- 児童及びその保護者からの相談に関すること 児童やその保護者からの相談に対応し、**適切な関係機関へつなぐ**役割
- 一時預かり事業 新たに一時預かり事業を実施
- 地域交流に対する支援に関する事業(任意事業)

ç

(2) 管理内容のリニューアル

開館時間の変更

 $4\sim9$ 月:10時から18時まで、10月 ~3 月:9時半から17時半まで

通年:【月~金】10時から20時まで、【土】10時から18時まで

休館日の変更 毎日開館(GW、年末年始除く)

毎週日曜日を休館

指定管理者制度の導入民間事業者が持つ専門的な知識・経験の活用 職員体制の充実

3 具体的な運用イメージ

11

(1) 中高生の受け入れ

- •他市の事例や館の実運用から考えると、**時間を区切って受け入れる**ことが現実的であると考えます
- ・中学生以上に関しては、おもちゃで遊ぶということは想定しづらく、机・椅子等を準備し居場所を提供することそのものが、 受入れ内容の中心となるものと考えています
- 運用イメージ(平日)

 10:00
 15:00
 18:00
 20:00

 乳幼児
 小学生 中学生
 高校生

※この内容で決定したものではありません ※不登校児童等については別途対応 15:00~18:00の過ごし方(例)

・遊戯室:小学校低学年のおもちゃ遊び

・集会室:小学校高学年の集いの場

中学生の集いの場

・学習室:小学生の自習の場

中学生の自習の場

・広場:小学生の運動の場(優先)

中学生の運動の場

(1) 中高生の受け入れ

- 受け入れる中高生のイメージ
 - ・これまで児童館を使ってきた、あるいは過去に児童館を使ったことが ある中高生が中心となります
 - ・将来的には多世代交流という観点から、乳幼児や小学生との交流ができればなおよいと考えています
- 館運営への中高生の参加について
 - ・館運営に子供の意見を積極的に取り入れるため、「こども会議」を設置することで子供にも館運営に携わってもらいます
 - 特に、中高生はとりまとめ役を担ってもらいたいと考えています



(2) 自主学習の場の提供

- Wi-Fi環境の整備、汎用性の高い机・椅子の導入などにより、 自主学習の場の提供を図ります
 - GIGAスクール構想により配付された端末の活用
 - ・幅広い年代が使用できる机・椅子の導入
- •児童館職員が勉強を教えるという機能ではなく、**児童の居場所として自主学習の場を設ける**ものです









(3) 不登校児童等の居場所の提供

- **不登校児童等の授業時間中の受入れ**を行います
 - 本人の希望と、保護者と学校の了解が前提
 - 今後、教育委員会との情報連携を図る
 - 不登校児童等に寄り添うボランティアや親の会との連携も検討
- 学びの森や光の森のように、不登校児童の学校への復帰を目的 にするものではなく、児童館としては、あくまで**不登校児童へ の居場所の提供**がメインとなります



(4) 児童及びその保護者からの相談に 関すること

- 児童館としては**必要に応じて適切な機関へとつなぐ役割**を果た すことがメインとなります。児童館で相談への対応をすべて行 うということは考えていません
- 児童館においては、日常的に児童やその保護者との関わりの中 で関係性ができやすく、相談しやすい環境ができやすいという ことが強みと考えています













(5) 一時預かり事業

- 一時預かり事業とは
 - 保護者のリフレッシュ、通院等の理由により、一時的に家庭での保育が困難となった乳幼児について、一時的に預かり、必要な保育を行う 事業
 - ・現在、児童館では豊一児童センターで実施されている
- 市内の一時預かり実施状況
 - 全市的に不足している状況

(単位:人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	25,629	27,286	27,304	30,309	32,137
実績値	6,802	5,514	8,829	-	

⇒ 日の出町児童センターは、**一時預かり保育室**を備えた施設 として整備

17

(5) 一時預かり事業

- (参考) 豊一児童センターにおける一時預かり事業
 - ・利用対象者:市内在住の1・2歳児
 - 利用定員: 1日6人以内
 - 利用日:月〜金曜日(祝日、小学校の長期休業期間、児童センター 休館日は休業)
 - ・利用時間:午前9時30分から午後1時まで
 - 利用料金: 1回 1,100円
 - 保育士2名、看護師1名の体制で運用



- (6) 地域交流に対する支援に関する事業(任意事業)
- 例①子供食堂運営事業者へ児童館の一室を貸室し、開催場所を提供
- 例② 地域の諸団体やNPOなどと連携し、自然体験交流活動などのイベントを開催
- ⇒ 児童センター単体ではなく、他団体の力も借りながら**地域 全体で子供の居場所づくりに取り組んでいく**

4 指定管理者制度の導入に ついて

(1) 安定的な館運営、児童を取り巻く 環境変化への対応

【課題】

- ・職員確保の困難さ、職員体制の硬直化
- 児童を取り巻く環境変化への対応の困難さ
- ⇒ 事業内容のリニューアルへの対応

【対応】



- 民間事業者による柔軟な運用
- ⇒ 安定した館運営体制の確保 先駆的な児童館としての運営を実現

21

(2) 職員体制(案)

※予算要求時の想定であり、変更となる場合があります

• 職員配置数比較 (イメージ)

	高城児童会館	日の出町児童センター		
	同视元里云睛	平日	土曜日	
午前	3名	3名	5名	
午後	4名	5名	5名	
夜間	なし	2名	<u> </u>	
一時預かり	なし	保育士2名、看護師1名		

(3) 地域とのつながりの継続

【課題】

- 地域とのつながりの希薄化の懸念
- 地域からの意見の反映方法

【対応】

- •新たな館でも運営委員会を継続実施 など
- 地域諸団体との交流活動事業の検討(任意事業)

23

まとめ

- 中高生の受け入れ
 - 時間や場所を区切ることで受け入れる
 - これまで児童館を使ってきた、あるいは過去に児童館を使ったことがある中高生が中心
- 自主学習の場の提供、不登校児童等の居場所の提供
 - 「居場所の提供」 がメイン
- 児童及びその保護者からの相談に関すること
 - 「必要に応じて適切な機関へとつなぐ役割」がメイン
- 指定管理者制度の導入について
 - 柔軟な運用の中での安定した館運営の実施
- 地域とのつながりは今後も継続

日の出町児童センター整備 に係る今後のスケジュール等 について

令和6年1月24日(水) 児童部 子育て政策室 児童館担当

1

- 1 パブリックコメント結果の概要
- (1) 意見提出期間 令和5年12月1日(金)から令和6年1月4日(木)まで
- (2)提出意見数 25通(64件)
- (3) 主な提出意見
 - ・ 指定管理者制度に関する意見…26件
 - 児童館の運営に関する意見…23件
 - ・ 職員体制に関する意見…6件
 - ・施設の管理に関する意見…4件
 - その他に関する意見…5件

※条例及び規則の一部改正の骨子案に対するパブリックコメントであるため、 日の出町児童センターに関する意見以外の意見も含まれます

2 京都市立たかつかさ児童館視察報告

- (1) 視察の概要
- 視察先
 - ▶京都市立たかつかさ児童館
- 視察日
 - ▶令和 5 年12月22日(金)
- 視察先選定理由
 - ▶民間事業者による運営であること
 - ▶18歳までの受け入れを行っていること
 - ▶夜間開館を行っていること
 - ▶総理大臣賞を受賞するなど、先駆的な取組を行っていること



3

- 2 京都市立たかつかさ児童館視察報告
- (2) たかつかさ児童館の概要
- 住所
 - ▶京都府京都市北区大将軍坂田町8-1
- 利用対象
 - ▶0~18歳未満の児童とその保護者
- 開館日
 - ▶月曜日~土曜日
 - ▶午前10時~午後6時30分 (午後5時以降は中高生専用スペース) (中高生活動実施の場合は午後6時30分以降も開館)
- 休館日
 - ▶日曜日、祝日、年末年始

2 京都市立たかつかさ児童館視察報告

- (3) たかつかさ児童館の中高生利用者像
- 主に小学生から利用している児童、またはその友達
- 平日の利用者は5名前後、土曜の利用者は多くて10名程度(イベント等がある場合など)
- 中高生利用者の様子
 - ▶友達と一緒にしゃべって過ごす
 - ▶塾が始まる前や部活後のちょっとした時間に、ほっとできる場として 利用
 - ▶小学生と一緒に遊ぶ姿も見られる

Ę

2 京都市立たかつかさ児童館視察報告

- (4) 中高生利用者に対する取組
- 夜間開館
 - ▶中高生だけの自遊空間(自由遊び、おしゃべり)
 - ▶京都の食文化体験活動(夕食づくり、調理体験)
- 地域交流
 - ▶児童館が間に入っての、地域イベントへの中高生利用者の参加
 - ▶中高生利用者と乳幼児の交流活動イベントの実施
- 大学生ボランティアの活用
 - ▶過去に児童館を利用していた児童が大学生になり、中高生利用者対応 のボランティアスタッフとして従事

夏 夏 夏	内容	市の考え方
1 運営面 全体	指定管理者が開館 後、適切に事業を 行うことができる のか。引継ぎをす るのか。	・R6.11月議会で指定管理者の指定の議決後、速やかに指定管理者から開館準備スケジュールとその内容を示してもらった後、会館(R7.6月)までの間に、高城児童会館職員からの引継ぎや他館への研修などを行うなど、計画的に準備していく。
2	高城児童会館はい つ閉館するのか。	・新館への備品の搬入や指定管理者への引継ぎなど を踏まえ、今後、子供の意見を聞き、閉館日を決め る。
3	これまで培ってき た児童館の質は保 できるのか。	・指定管理者の選定において、公の施設運営者として十分に責任を果たせるノウハウを持った事業者を選定していく。 ・千里山竹園児童センター及び北千里児童センターにおいては、利用者満足度が非常に高い。 ・内部モニタリングや第三者モニタリングなど、指定管理期間の運営監視する制度と併せ、利用者アンケートを実施し、運営の質の担保を図っていく。

3 日の出町児童センター管理運営内容 に対する市の考え方

	II w	内容	市の考え方
4 運営面	利用対象 年齢の拡 大(中高 生利用)	スペースは確保で きるのか。	・他市の事例などから、まずは、時間や場所を区切って利用いただくことを想定している。また、中高生には学習や談話等に必要な机・椅子等を配置することが居場所を提供に繋がると考えている。 ・利用者が落ち着き、運営が安定した時には、他市の児童館と同様に異年齢の交流も考えていく。
5		乳幼児や小学生が 利用できない環境 にならないか。	・他市の児童館での中高生の利用は1日あたりで多くとも5~10人程度とのことで、当市でも同程度の利用を見込んでいる。利用時間が重なる時は、年代ごとの遊びプログラムの実施を検討するなど、体の大きさ等を踏まえ、安全に運営できるよう準備を進める。
			NEW TOTAL CONTROL OF THE PROPERTY OF THE PROPE

	HE.	内容	市の考え方
6 運営	常面 利用対象 年齢の拡 大(中高 生利用)	利用対象児童の拡 大にはスキル・経 験等が必要である が、受入れが可能 なのか。	・指定管理者の選定において、公の施設運営者として 十分に責任を果たせるノウハウを持った事業者を選定 していく。 ・職員への研修が重要で、指定管理者も受講できる研 修体制を令和6年度中に構築する。 ・大学生ボランティア等、年齢の近いスタッフを活用 するという方法も指定管理者に提案していく。
7		中高生の受け入れ により、安全な運 営が確保できるの か	・中高生の利用者層はこれまで児童館を使ったことある児童が中心となると考えている。 ・利用者及びその保護者は、館の特徴やルールを丁説明する。 ・他市では施設運営を脅かすような大きなトラブル
8		非行など、小学生 に悪影響が起きな いか。	起きていないとのことであり、児童厚生員など大人の目はあるが、館独自の安全管理基準をマニュアル化して、細心の注意を払い対応していく。
			mangan pangangan dalam pangangan pangangan pangangan pangangan pangangan pangangan pangangan pangan pangan pan G

3 日の出町児童センター管理運営内容 に対する市の考え方

	II I	内容	市の考え方
9 運営面	不登校児 童の居場 所提供	利用対象児童の対応にはスキル・経験等が必要であるが、対応可能なのか。	・指定管理者の選定において、公の施設運営者として十分に責任を果たせるノウハウを持った事業者を選定していく。 ・職員への研修が重要で、指定管理者も受講できる研修体制を令和6年度中に構築する。 ・不登校児童支援ボランティアなどの協力を得ることも想定している。
10		具体的な受入れ方 法をどのように考 えているのか。	・主に児童の授業時間中である10:00~15:00において受け入れることを想定。 ・教育委員会との連携が必要と考えており、本人の希望と、保護者・学校の了解を前提。 ・但し、学校の了解が得られていない場合でも、いったん受け入れることを前提とし、子育て政策室から教育委員会、小中学校へ調整を図っていく。

		内容	市の考え方
11 運営面	相談に関すること	個人情報の取り扱 いはどうするのか。	・指定管理者においても、協定書等において行政機 関と同様の責務を課し、厳格に取り扱う。
12		専門的な相談への対応が可能なのか。	・適切な関係機関につなぐことがメインの役割であると考えており、児童館で全て解決するという役割は考えていない。 ・そのため、館と他の行政機関(福祉部局、教育委員会、小中学校等)がこれまで以上に連携できるよう、開館までに顔の見える関係を構築する。 ・また、基本的な傾聴スキルが重要であることから、市で実施する研修に指定管理者が参加できるよう、研修体制を構築する。 ・さらにどういった機関につないでいくかという判断が重要であり、指定管理者の選定において、機能を十分に果たせるノウハウを持った事業者を選定していくが、対応の難しいケースは子育て政策室でもバックアップしていく。

3 日の出町児童センター管理運営内容 に対する市の考え方

	III	内容	市の考え方
13 管理面	安全確保	防犯カメラは設置 するのか。	・開館までに設置予定。但し、台数や設置箇所は、 地域の意見等を踏まえて対応していく。
14		児童センターと広 場の間の道路はど うなるのか。	・都市計画法上の開発制限で道路と一体の施設とすることはできない。そのため、車止めを設置して、車が往来できない歩行者専用道路として対応することを考えている。(今後、警察との協議を行いますが、地域の同意や要望などが必要になると思います。)
15		建物・広場ともに、 外から見えすぎな いような配慮をし てもらいたい。	・パース図にお示しの外観で建物を建築予定。プライバシー性能については、今後設置していく設備等で対応していく。 ・広場についてはフェンスと植栽等により外側を囲う予定である。

	JEE	内容	市の考え方
16 管理面	安全確保	広場が離れたところに位置するが、 安全対策はどうか。	・10時から18時までは子供の来館の状況に合わせて安全管理員を配置し、施設及び広場、歩行者専用道路周辺の安全性の確保していく。 ・また、来館者の広場利用にあたっては、建物内で受付したのち、広場で遊ぶ手順を考えており、受付時に広場利用者が把握できるよう、運用面で工夫していく。 ・また、広場での遊びには児童厚生員が状況に応じて一緒に仲間遊びをしたり、見守っていく。
17	地域環境	広場使用による騒 音はどうであるか。	・18時以降は広場の使用を禁止する。 ・地面は芝生を敷き、ボールを突く音の軽減したい と考えている。 ・安全管理員の配置、状況に合わせて児童厚生員を 配置することにより、児童の感情に寄り添った声か けを行う。

3 日の出町児童センター管理運営内容 に対する市の考え方

	H	内容	市の考え方
18 管理面	地域環境	中高生利用により、 児童センター利用 後の夜間の騒音が 発生しないか。	・毎日業務として、閉館前に速やかに帰宅するよう 促し、館周辺に利用者がいないかどうかを館職員で 確認する。
19		ごみを出す方法が 変わることはない か。	・環境部事業課とは、ごみの収集について調整しており、基本的に変わらないと考える。 ・個別に要望がある場合は可能な範囲で対応。
20	災害等	災害が起きた場合 の対応はどうする のか。	・避難所としての指定はされていないが、一時避難所としての使用を想定。 ・広場にはかまどベンチやマンホールトイレ等を設置するとともに、水害時には建物の2階で避難できることを想定した、災害対応機能を備えた施設として整備予定。
		***	14

	E.	内容	市の考え方
21 管理面	災害等	災害時の指定管理 者との連携はどう なるのか。	・災害時は、直営館と同様の基準で、指定管理者についても出務してもらうことを想定。 ・災害時には地域住民が円滑に施設を利用できるよう平時から指定管理者と施設の開錠方法や利用方法を打合せを行い、指定管理者が実施する防災訓練に参加していくことを想定。
22	その他	施設の部屋や広場 を地域の催し等で 使用することは可 能か。	・児童と地域住民等との地域交流という観点で、使 用することは可能。

15

4 今後のスケジュール (案)

内容	備考
1 环华人学	士としての辛田油中の担
」 以來云戩	市としての意思決定の場
建築工事契約手続	以後、電気設備工事・機械設備工事・ ガス設備工事等について契約
建築工事着工	
パブコメ結果公表	
吹田市議会2月定例会	条例改正案 日の出町児童センター指定管理委託料 日の出町児童センター工事費等
]~ 指定管理者選定手続	
指定管理者選定	
吹田市議会11月定例会	指定管理者の指定
竣工、引き渡し	
日の出町児童センター運営開始	
	次日 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 -

添付資料7

令和6年2月吉日 (2024年)

ご近隣の皆様へ

吹田市児童部子育て政策室 都市計画部資産経営室

日の出町児童センター建設工事について

平素は、本市行政の各般に御理解、御協力を賜り、心から御礼申し上げます。 この度、吹田市日の出住宅跡地におきまして、下記の工事を実施いたします。 工事期間中は、近隣の皆様には御迷惑をお掛けしますが、作業に当たりましては、 騒音対策、安全管理等に万全な対策を講じておりますので、御協力のほどよろしく お願い申し上げます。

記

工事名

(仮称) 吹田市立日の出町児童センター建設工事

工期

令和5年12月22日から令和7年2月13日まで

(工事着手予定日:令和6年2月26日予定)

作業時間

午前8時から午後6時まで

※作業時間の前後30分程度は、準備、片付け、清掃を

見込んでいます。

工事概要

鉄骨造2階建て(児童センター・広場)

連絡先

吹田市

【運営に関すること】

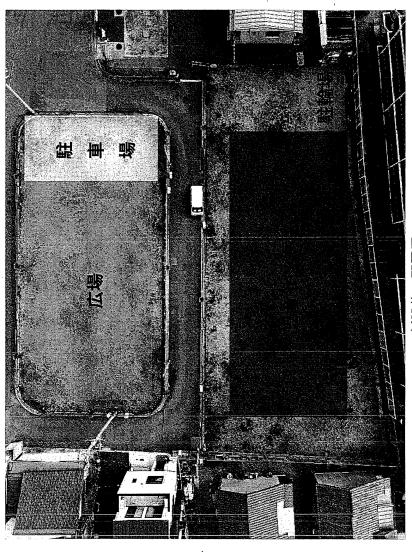
児童部子育て政策室 <u>TEL: 06-4860-6947</u> 湊崎 雄作、瀬村 俊、片岡 慎太朗

【工事に関すること】

都市計画部資産経営室 <u>TEL:06-6155-9474(平日8:30~17:30)</u> 清木 貴大、柳谷 亜紀 06-6384-1231(夜間・休日)

工事受注者(代表:建築工事) 寿功建設株式会社 馬場 功一郎、馬場 香織、黒﨑 義則

以上



新設後の配置図

	,	
uil!		1
		事範囲を示す
		事工

広場:618.54m)			
(児童センター: 909.25㎡、			
1527.79m	509.65 m²	889.49 <i>m</i> ²	9.1m
敷地面積	建築面積	延べ面積	最高高さ

(42)

(仮納)吹田市立日の出	2023年12月22日 作成 2024年1月19日 2025年2月13日 修正	令和4 (2025年)	10月 11月 12月 1月 2月	第二時分の工事を終して事 記録 本社的主権 一大人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の上に歩 シャエ等 がに	が発生し事がない。	の部内域性上げ工事 ユニット・その場 美装 内容 検査 検査 を持て サント・その場 美装 内容 検査 検査 を持て ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1階が強烈士上が工事 ニニット・その地 戦策 BV BVの部外旧 BVの部外旧 BVの部外旧		/ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	▶描数碳分二學		▼担当者検査>課内検査▼級企業を	66 79 6 100
S选階級	建築面消 509.65m2 着工 202 延床面消 889.49m2 竣工 202		月6 月8	はは、	8,20 配子 課金 原設 において 1975 で 19	AHT 470m2 ATOM ATOM	ALC BA工事 の対象が				◆ 4 應 図 屆 ▶ 万 號 福 上 図	▶ 特定工程被查② 排	44 52
本以他为有法部中	大阪市大田市日の比町1666番6	令和6年(2024年)	月 月 月	女金麗松 外部は諸は 内部は人ののとしての・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			6 6 10 7 7 7 7 7 7 7 7 7			▼ ター・ハー 古中 日本	▼ 4 1 1 0 図 回 ▼ 4 1 1 2 × 0 図 回 ● 本 1 1 2 × 0 図 回	▶田秋赤夜⁄⁄/ ▶十四四帘⁄⁄/ ▶十四四帘⁄//	A 86
建築主 吹田市 監理	設計 株式会社桝谷設計 建築地		3月 4月 5月	(2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4			4/10 5/15 個別 (4/10 16/15 16/15 16/15 16/15 16/15 16/16 16/16/16/16/16/16/16/16/16/16/16/16/16/1			機械 製工了工廠 對工工工廠 對工工工 外型工工工 外型工工工 外型工工工 所 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等	▶ 培.階區★図	実物業の実施業のメミヨン検査メミヨン検査サキ佐工籍検査の財政を財政を財政を財政を対策を対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象<li< td=""><td></td></li<>	
(仮粉)吹田市立日の出町児童と今、建設(建築工事)	工事管理工程表	3年	月 1月 2月		# 指	W	186 (1878-1874) / 437-187	2/26 5/18 (1972) (1972) (1973)			本本の大学を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を	▶猶七後相	
(仮粉)吹田市立目の	-ΓI	年 2023	月 12月	外部	碧	器7	1階(基礎)	解林/原設	広場	加二計画書	施工図製作図	主要管理項目	【70/草华州

主な工事車両搬入計画表

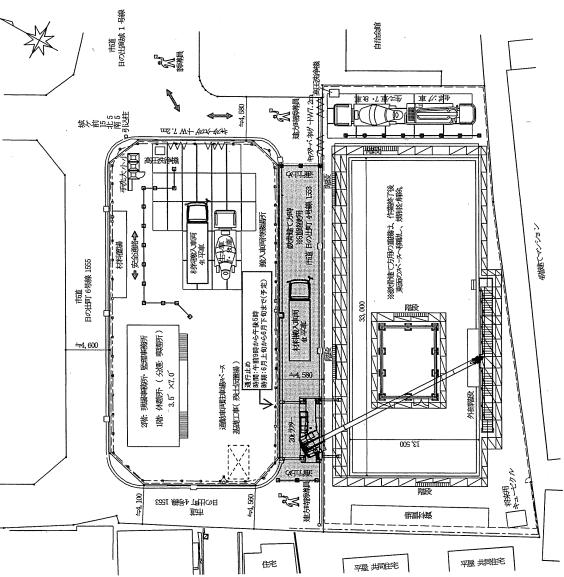
		仮囲 計画	!		
工事場所	輔	南面	西面	北面	
児童セター		フラットパ	ネンヒH 3.0 m		
		rh-∧lm=l=	•		

	安全	牆曲		
工事場所	東面	南面	西面	北面
広場	フラットパネル H 2.0 m	既設メッシ	ュフェンスの上	防炎白シート 横長の

主な工事	時 期	車耐火	1日の車両台数
仮設工事	2月末頃	外次四分車	1日/2台
土留め工事	3月初旬	小江が車	1日/2台
土工事	3月中旬~3月末日	10ト/ダンプ車	1日/20台
鉄筋工事	4月中旬~4月末日	小工沙車	1日/2台
型幹工事	4月初旬~5月中旬	外次少少車	1日/3台
コが十工事	5月中旬 2日間	7・8トン車	基礎: 1日/30台
鉄骨工事	6月中旬~7月初旬	4)平車	1日/4台
仮設工事	6月中旬~7月初旬	小心力車	1日/3台
外壁工事	9月初旬~9月中旬	4)平車	1日/4台
内装工事	10月初旬~1月中旬	4)平車	1日/3台
外構工事	11月初旬~1月中旬	4がプ車	1日/4台

仮設進入路計画

工事場所	東面	北面	南面	西面
児童セター		キャスターパネルゲートW 7.2 m	勝手口 W500	
	北面	東面	南面	西面
工事場所	100	米山	FEILEU	



仮設計画図

工事大型車両搬入路計画

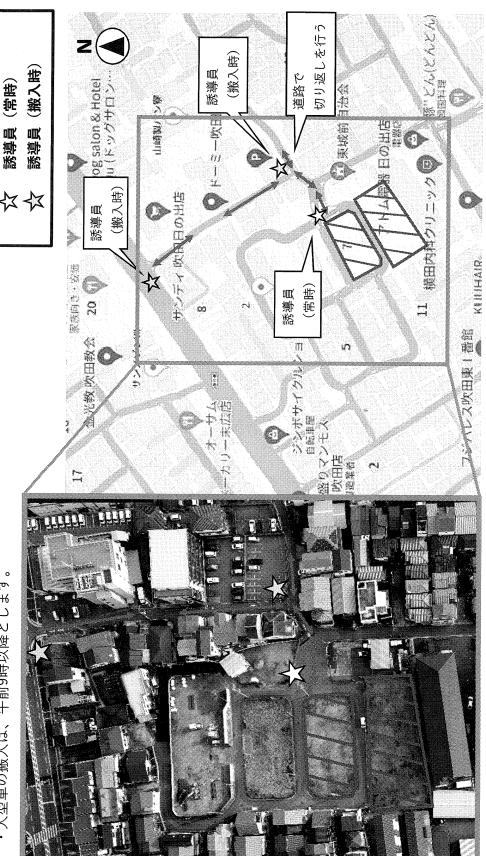
【現場基本事項】

平日及び土曜日の午前8時から午後6時までとします。 ・現場作業時間は、

工事大型車両運行経路

工事範囲

午前9時以降とします。 ・大型車の搬入は、



5

(45)

Ø Q ト ハ キ 吹田市営日の出住宅解体撤去工事時と同様の範囲です。 オーキな人が出見る ٥ 8

車両通行路 配布範囲 工事範囲 40 工事説明会案内文の配布範囲 の選出を開発 2

添付資料8

令和6年2月吉日 (2024年)

ご近隣の皆様へ

吹田市児童部子育て政策室 都市計画部資産経営室

(仮称) 日の出町児童センター建設工事に係る住民説明会の実施について

平素は、本市行政に多大な御協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、現在、高城児童会館を吹田市日の出住宅跡地へ移転整備する取組を進めているところですが、近日中に建設工事に着工する予定としておりますことから、下記のとおり近隣住民の皆様への説明会を実施します。

直近の御案内となり恐縮ですが、ぜひ御参加いただければと存じます。

記

Ⅰ 日時

令和6年2月 | 7日(土) 午後7時から(開場:午後6時45分)

2 場所

アスワーク吹田(吹田市立勤労者会館) 大研修室

3 対象者

工事現場の近隣住民の方(対象者には本文書を直接ポスティングしています)

4 参加方法

直接会場にお越しください。(事前申し込みは不要です。) ご来場の際は公共交通機関等をご利用ください。

- 5 内容
 - ・工事内容の説明
 - · 質疑応答

(運営方針等の説明につきましては、令和6年3月17日(日)午前10時から アスワーク吹田(吹田市立勤労者会館)大研修室にて住民説明会を開催いたします。)

連絡先

【運営に関すること】

児童部子育て政策室 TEL:06-4860-6947

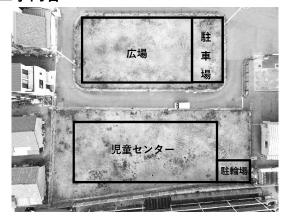
担当:瀬村、片岡 【工事に関すること】

都市計画部資産経営室 TEL:06-6155-9474

担当:清木、柳谷

(47)

工事内容



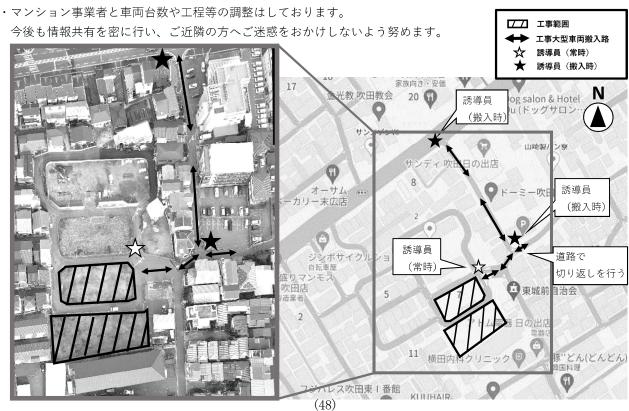
工事名	(仮称)吹田市立日の出町児童センター建設工事
工期	令和5年12月22日から令和7年2月13日まで
上知	工事着工予定日:令和6年2月26日
	午前8時から午後6時まで(平日及び土曜日)
作業時間	※作業時間の前後30分程度は準備、片付け、
	清掃を見込んでいます。
工事概要	児童センター(鉄骨造2階建て)、広場

参考工程表

<u> </u>															
	令和5年		令和6年						令和	17年					
	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
準備期間															
仮設工事															
本体工事															
内装工事															
外構工事															
広場工事															
検査関係															

工事大型車両搬入路計画

- ・一般通行人、通行車両の安全の確保を行い、細心の注意を払う事とします。
- ・周辺道路には工事関係車両の違法駐車は致しません。



添付資料9 令和6年2月吉日 (2024年)

ご近隣の皆様へ

吹田市児童部子育て政策室 都市計画部資産経営室

日の出町児童センター建設工事について

平素は、本市行政の各般に御理解、御協力を賜り、心から御礼申し上げます。 この度、吹田市日の出住宅跡地におきまして、下記の工事を実施いたします。 工事期間中は、近隣の皆様には御迷惑をお掛けしますが、作業に当たりましては、 騒音対策、安全管理等に万全な対策を講じておりますので、御協力のほどよろしく お願い申し上げます。

記

工事名

(仮称) 吹田市立日の出町児童センター建設工事

工期

令和5年12月22日から令和7年2月13日まで

(工事着手予定日:令和6年2月26日予定)

作業時間

午前8時から午後6時まで

※作業時間の前後30分程度は、準備、片付け、清掃を

見込んでいます。

工事概要

鉄骨造2階建て(児童センター・広場)

連絡先

吹田市

【運営に関すること】

児童部子育て政策室 <u>TEL: 06-4860-6947</u>

湊崎 雄作、瀬村 俊、片岡 慎太朗

【工事に関すること】

都市計画部資産経営室 <u>TEL:06-6155-9474 (平日8:30~17:30)</u>

清木 貴大、柳谷 亜紀 06-6384-1231 (夜間・休日)

工事受注者(代表:建築工事) 寿功建設株式会社 馬場 功一郎、馬場 香織、黒﨑 義則

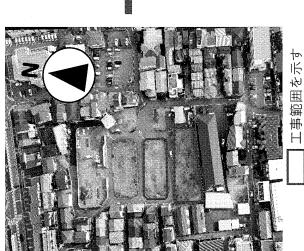
以上

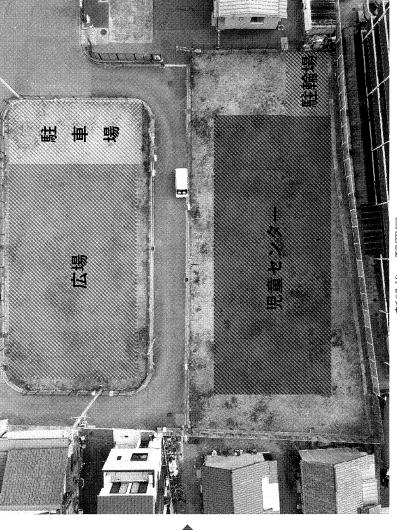
1

(49)

(50)

75





新設後の配置図

889.49 <i>m</i> ²	9.1 m
延べ面積	最高高さ

機構主 VIDH	程表 部 株式会社 桝石岩計 建築地 大阪(砂(北)市日の出町1666番6 近大面積 889. 49m2 竣工 2025年2月13日 修正	令和5年(2024年)	1月 2月 3月 4月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月	女会職務 女会職務 外部は場面は 内部は場面は 内部に関係 大会職務 本体が構	株型 大型 大型 大型 大型 大型 大型 大型	A	3/28 4/19 5/15 6/10 7/5 7/15 3/28 4/19 5/15 6/10 7/5 7/15 4/19 4/19 5/15 6/10 1/5 7/15 4/19 4/19 4/19 4/19 4/19		集 	★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★	New	▼ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★	79 66 79 01 100 100 100 100 100 100 100 100 100
	計概		2月 3月	安全副	瀬		3/28 3/28	2/26 3/18 (保設) (保設) (保設) (保設) (保設) (保設) (保証) (保		▼ ▼ ▼ ▼ ▼ ▼ ▼ ▼ ▼ ▼	マンプラインを発展を受ける。 図のは、 図のは、 図のは、 図のは、 図のは、 図のは、 図のは、 の。 ののは、 ののは、 ののは、 ののは、 ののは、 ののは、 ののは、 ののは、 ののは、 ののは、 の。 ののは、 の。 ののは、 の。 ののは、 ののは、 ののは、 ののは、 ののは、 ののは、 ののは、 ののは、 ののは、 ののは、 ののは、 ののは、 ののは、 ののは、 ののは、 ののは、 ののは、 ののは、 の。 の。 の。 の。 の。 の。 の。 の。 の。 の。	実験禁一般下数下数下数下数下数下数下数下数下数下数下数下数下数下数下数下数下数下数下数下数下数下数下数下数下数下数下数下数下数下数下数下数下数下数下数下数下数下数下数下数下数下数下数下数下数下数下数下数下数下数下数下数下数下数下数下数下数下数下数下数下数下数下数下数下数下数下数下数下数下数下数下数下数下数下数下数下数下数下数下数下数下数下数下数下数下数下数下数下数下数下数下数下数下数下数下数下数下数下数下数下数下数下数下数下数下数下数下数下数下数下数下数下数下数下数下数下数下数下数下数下数下数下数下数下数下数下数下数下数下数下数下数下数下数下数下数下数下数下数下数下数下数下数下数下数下数下数下数下数下数下数下数下数下数下数下数下数下数下数下数下数下数下数下数下数下数下数下数下数下数下数下数下数下数下数下数下数下数下数下数下数下数下数<li< td=""><td></td></li<>	

仮無 計画

	P-0							
工事場所	東面	南面	西面	北面				
児童セター	フラットパネルH 3.0 m							

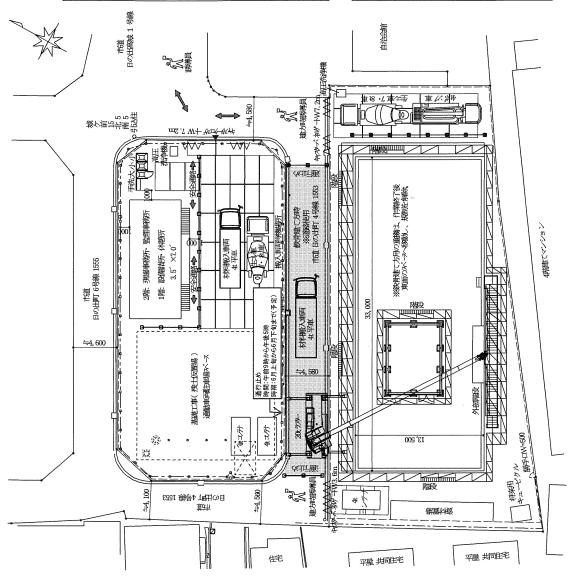
	安全	計画		
工事場所	東面	南面	西面	北面
広場	フラットパネル H 2.0 m	既設メッシ:	ュフェンスの上	防炎白シート 横長)

仮設進入路計画

工事場所	北面	南面			
	キャスターパネルゲートW 7.2 m 勝手口 W500				
児童セター	北面				
	キャスターパネルゲート W 3.6 m				
広場	東面・キャスタークロスゲートW72m				

主な工事車両搬入計画表

時 期	車両は	1日の車両台数
2月末頃	4シエック車	1日/2台
3月中旬	4)ンエック車	1日/2台
3月下旬~4月中旬	4がプ車	1日/40台
4月中旬~4月末日	4シエック車	1日/2台
4月初旬~5月中旬	4)250/1車	1日/3台
5月中旬 2日間	7・8トン車	基礎: 1日/30台
6月中旬~7月初旬	4>平車	1日/4台
6月中旬~7月初旬	4シェック車	1日/3台
9月初旬~9月中旬	4>平車	1日/4台
10月初旬~1月中旬	45〉平車	1日/3台
11月初旬~1月中旬	44ダガ車	1日/4台
	2月末頃 3月中旬 3月下旬~4月中旬 4月中旬~4月末日 4月初旬~5月中旬 5月中旬 2日間 6月中旬~7月初旬 6月中旬~7月初旬 9月初旬~9月中旬 10月初旬~1月中旬	2月末頃 4次次/車 3月中旬 4次次/車 3月下旬~4月中旬 4次/ 7/車 4月中旬~4月末日 4次次/車 4月初旬~5月中旬 4次次/車 5月中旬 2日間 7・8%車 6月中旬~7月初旬 4次平車 9月初旬~9月中旬 4次平車 10月初旬~1月中旬 4次平車



工事大型車両搬入路計画

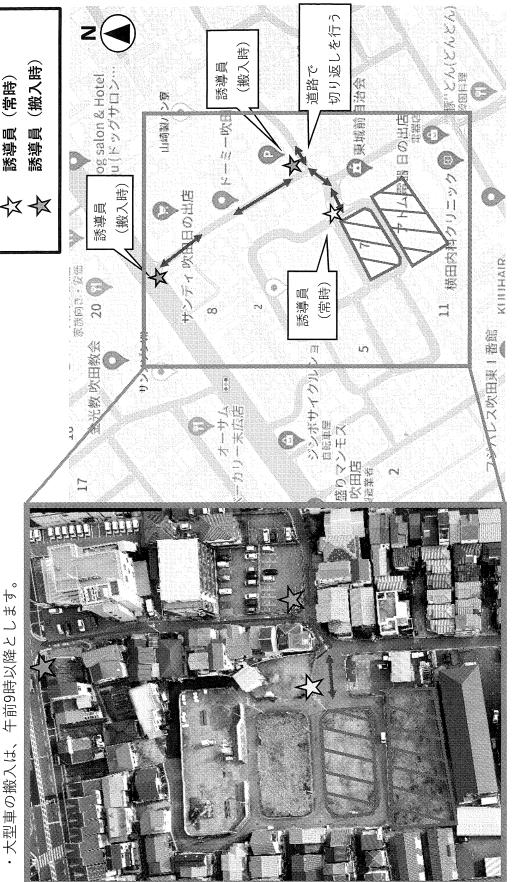
【現場基本事項】

平日及び土曜日の午前8時から午後6時までとします。 ·現場作業時間は、

工事大型車両運行経路

工事範囲

午前9時以降とします。 ・大型車の搬入は、



(53)

日の出町児童センター整備について

住民説明会

令和7年6月に開館予定の 児童センターについて説明を行います!



令和6年3月17日(日) 午前10時~午前11時30分



アスワーク吹田(勤労者会館)大研修室(吹田市昭和町12番1号)



| 対象

児童センター利用を考えている方 近隣住民の方

参加方法

直接会場にお越しください。 (事前申し込みは不要です。) ご来場の際は公共交通機関等を ご利用ください。

内容

- ・新しい児童センターの概要や 運営方針等の説明
- ・今後のスケジュール説明
- 質疑応答

現在の高城児童会館を移転整備することにより、 新しくOPENする日の出町児童センターについての説明を行います。 地域住民や利用者などに、新しい児童センターの理解を深めてもらうことを 目的として開催します。

お問い合わせ

吹田市役所児童部子育て政策室 児童館担当 瀬村・片岡

TEL: 06-4860-6947

吹田市立児童会館条例改正に係る検討や協議等のプロセスが分かる資料

No.	年月日	内容
1	令和3年(2021年)	個別施設計画策定
	3月	高城児童会館は建替え又は大規模改修する方針
2	令和3年(2021年)	吹三地区連合自治会から要望書の提出・回答
	4月~5月	【要望】
		(1)高城児童会館を市営日の出住宅跡地へ移転建替えすること
		(2)児童会館の周りに広場を設けること
		【回答】
		地元の総意として重く受け止め、関係部局と協議する旨を回答
3	令和3年(2021年)	庁内検討
	5月~	(1)市営日の出住宅跡地へ移転建替えすること
		(2)整備する施設の機能
		(3)必要な諸室と面積
4	令和3年(2021年)	公共施設最適化推進委員会で施設の整備方針を確認
	8月	(1)市営日の出町住宅跡地への移転建替えを行うこと
		(2)広場機能、一時預かり機能、授乳室・幼児用トイレの設置、防
		災機能を備えた施設として整備すること
5	令和3年(2021年)	庁内検討
	9月~	(1)児童館の機能強化に向けた取組の進め方
		(2)(仮称)日の出町児童センターの運営手法(指定管理者制度の
		導入可能性)
6	令和4年(2022年)	令和4年2月定例会に関連予算を計上・承認
	2月	設計委託料(債務負担 R4~R5 年度)
7	令和4年(2022年)	高城児童会館運営委員会、吹三地区連合自治会への説明
	4月	整備概要、整備方針、整備場所、整備スケジュール等について
8	令和4年(2022年)	児童館ビジョン検討プロジェクトチーム会議(子育て政策室児童
	8月から	館担当及び各児童館長で構成する会議)による検討
	令和5年(2023年)	(1)子供を取り巻く課題の整理
	3月まで	(2)今後の児童館のあるべき姿・理想像の検討、各児童館への調査
		(3)児童館の運営手法見直しの検討
9	令和5年(2023年)	令和5年2月定例会に関連予算を計上・承認
	2月	令和5年度分設計委託料、除草委託料、工事費用(債務負担 R5
		~R6 年度)

No.	年月日	内容
10	令和5年(2023年)	東城前自治会、吹三地区連合自治会への説明会
	2月~3月	高城児童会館整備事業の現在の進捗状況について
		【主な意見】
		・広場の運用方法
		・災害時の対応
		・歩行者専用道路の運用
		・運営委員会や児童厚生員の意見を聞いたうえでの整備
11	令和5年(2023年)	庁内検討
	4月~	プロジェクト会議の検討結果を受け、子供達の居場所づくりに
		向けた検討
		(1)今後の児童館の方向性
		(2)取組の具体的内容(受入対象年齢の拡大、追加する事業内容な
		ど)
		(3)(仮称)日の出町児童センターへの指定管理者制度導入
12	令和5年(2023年)	児童館職員アンケート調査
	7月	児童館に必要な機能・働き方など
13	令和5年(2023年)	児童館職員(児童厚生員・館長)への説明会(計3回)
	11月	(1)今後の児童館の方向性
		(2)取組の具体的内容(受入対象年齢の拡大、追加する事業内容な
		と)
		(3)民間活力の導入検討
14	令和5年(2023年)	子ども・子育て支援審議会
	11月	(1)(仮称)日の出町児童センターの整備について
		(2)(仮称)日の出町児童センターの運営面のリニューアル
		(3) (仮称) 日の出町児童センターへの指定管理者制度導入
15	令和5年(2023年)	東城前自治会、吹三地区連合自治会、高城児童会館運営委員会へ
	11月~12月	の説明会
		(1)(仮称)日の出町児童センターの整備について
		(2)(仮称)日の出町児童センターの運営面のリニューアル
		(3) (仮称) 日の出町児童センターへの指定管理者制度導入
		【主な意見】
		・マンション建設工事と重複することによる安全面
		・災害時の対応
		・運営面のリニューアルへの対応
		・指定管理者制度導入に伴う不安など

No.	年月日	内容
16	令和5年(2023年)	令和5年11月定例会に関連予算を計上、承認
	11月	建設工事に係る契約締結案件
17	令和5年(2023年)	パブリックコメント実施
	12月1日から	(1)吹田市立児童会館条例及び同条例施行規則の一部改正
	令和6年(2024年)	(2)(仮称)日の出町児童センターへの指定管理者制度の導入
	1月4日まで	
18	令和5年(2023年)	各児童館から各児童館運営委員会へ、児童館の機能強化に関する
	12月~	内容を周知
	令和6年(2024年)	
	1月	
19	令和5年(2023年)	高城児童会館の利用児童への意見聴取
	12月11日から	【主な意見】
	令和6年(2024年)	・スポーツができる大きいグラウンドがほしい
	1月11日まで	・漫画や小説がほしい
		・おやつを持っていきたい
		・子供が遊べる遊具がいっぱいほしい
20	令和5年(2023年)	京都市立たかつかさ児童館への視察
	12月	高校生までの受け入れ、夜間開館を実施、民営であること、総
		理大臣賞を受賞するなど先駆的な取組を行っていること、
		を理由に視察
21	令和5年(2023年)	吹三地区連合自治会、高城児童会館運営委員会への説明会
	12月~	(仮称)日の出町児童センターでの取組に関する具体的な運用・
	令和6年(2024年)	イメージを説明
	1月	【主な意見】
		・指定管理者制度導入の他の状況に関する質問
		・直営での継続を求める意見
		・適切な運営を前提に肯定的な意見
		・職員体制の確保に関する意見
		・Wi-Fi 環境整備に肯定的な意見
22	令和6年(2024年)	政策会議
	1月	(1)児童館の機能強化に向けた取組
		(2) (仮称) 日の出町児童センターへの指定管理者制度の導入
		(3)吹田市立児童会館条例及び同条例施行規則の一部改正
		を決定

No.	年月日	内容
23	令和6年(2024年)	吹三地区連合自治会への説明会
	1月	今までの質問に対する考え方をまとめ、再度説明・意見交換
		【主な意見】
		・避難施設の考え方の整理
		・学校の長期休業中の諸室の運用についての質問
24	令和6年(2024年)	東城前自治会、吹三地区連合自治会、工事現場周辺住民への説明
	2月	会
		【主な意見】
		・マンション建設工事と重複することによる安全面、騒音・振動
		等への不安
		・車両の進入路に対する意見
		・着工日に関する意見
25	令和6年(2024年)	東城前自治会から要望書の提出
	2月	(1)現行の高城児童会館の運営内容のままで移転し、機能強化は地
		域の声を反映しながら計画を進められたい
		(2)避難所の専用スペースの確保、公民館のような自主避難の場と
		して利用できるようにしてほしい
		(3)街灯・防犯カメラの増設は、施設周囲ではなく跡地全体の設置
		を検討してほしい
26	令和6年(2024年)	吹三地区連合自治会から要望書の提出
	2月	(1)事業内容の大幅な追加に伴い、地域の子供・親・住民のための
		児童センターとして進めていけるか不安を感じている
		(2)指定管理者制度の導入は、時間をかけて説明すべきである
		(3)新しい事業内容の実施については、市の公的責任で、これまで
		と同様市直営で実施していただきたい
27	令和6年(2024年)	令和6年2月定例会で提案
	2月	(1)吹田市立児童会館条例及び同条例施行規則の一部改正
		(2)関連予算の計上

議案第4号参考資料 児童部子育て政策室

吹田市立児童会館・児童センター等の延床面積一覧

過去3年間の各児童会館・児童センターの利用者数及び使用証交付者数(世代別)

【令和2年度(2020年度)	度)】							(単位:人)
a	q	С	q	е	f	Ø	h	1
		0~2歳	3~5歳	1/1~3	1/14~6	大丫	専用使用	+==
1 千里丘児童会館	利用者数	1,351	439	1,856	1,245	2,267	0	7,158
2	使用証交付者数	238	130	181	97	_	-	646
3 高城児童会館	利用者数	3,005	203	2,999	1,683	3,087	0	11,277
4	使用証交付者数	206	103	151	117	_	1	277
5 朝日が丘児童センター	利用者数	2,657	612	2,576	2,202	3,191	25	11,263
9	使用証交付者数	272	172	220	146	_	ı	810
7 五月が丘児童センター	利用者数	1,661	029	2,845	1,203	2,062	0	8,421
8	使用証交付者数	167	123	196	124	_	1	610
9 南吹田児童センター	利用者数	1,806	370	2,088	542	2,147	22	6,975
10	使用証交付者数	260	90	153	59	_	ı	562
11 原町児童センター	利用者数	1,637	615	3,417	1,645	2,185	19	9,518
12	使用証交付者数	253	149	214	139	_	1	755
13 山田西児童センター	利用者数	2,127	968	2,105	1,732	2,596	0	9,456
14	使用証交付者数	287	186	205	141	_	ı	819
15 休見台児童センター	利用者数	1,454	671	2,496	066	2,701	0	8,312
16	使用証交付者数	268	147	205	120	_	1	740
17 豊一児童センター	利用者数	4,168	571	3,570	1,733	5,360	35	15,437
18	使用証交付者数	549	169	244	146	_	ı	1,108
19 寿町児童センター	利用者数	1,586	523	1,093	1,374	1,760	0	6,336
20	使用証交付者数	188	102	96	87	_	1	473
21 千里山竹園児童センタ	一 利用者数	1,243	479	2,255	2,137	917	9	7,037
22	使用証交付者数	281	155	200	117	-	1	753
23 北千里児童センター	利用者数	1	ı	_	-	-	1	0
24	使用証交付者数	-	ı	_	1	_	-	0
25 計	利用者数	22,695	6,329	27,300	16,486	28,273	107	101,190
26	使用証交付者数	2,969	1,526	2,065	1,293	-	ı	7,853

過去3年間の各児童会館・児童センターの利用者数及び使用証交付者数(世代別)

	【令和3年度(2021年度)】								(単位:人)
	a	p	С	þ	е	f	Ø	h	i
			0~2歳	3~5歳	1/1~3	1/14~6	十十	専用使用	11111111
П	千里丘児童会館	利用者数	1,560	269	1,745	2,053	2,428	25	8,540
2		使用証交付者数	161	108	132	66	-	ı	200
က	高城児童会館	利用者数	2,998	275	2,406	1,840	3,208	55	11,079
4		使用証交付者数	117	20	09	52	_	1	279
2	朝日が丘児童センター	利用者数	2,547	1,158	3,639	3,060	3,269	4	13,677
9		使用証交付者数	234	112	149	84	_	1	579
7	五月が丘児童センター	利用者数	2,055	794	3,391	2,799	2,534	0	11,573
∞		使用証交付者数	154	61	105	89	_	-	388
0	南吹田児童センター	利用者数	1,921	222	2,696	2,430	2,421	0	10,045
10		使用証交付者数	185	63	109	89	_	-	425
11	原町児童センター	利用者数	2,191	208	3,769	3,251	2,542	001	12,561
12		使用証交付者数	128	110	134	74	ı	ı	446
13	山田西児童センター	利用者数	1,935	934	2,757	1,452	2,530	18	9,639
14		使用証交付者数	237	131	123	76	_	1	267
15	竹見台児童センター	利用者数	1,776	911	3,251	1,190	3,075	0	10,203
16		使用証交付者数	266	80	124	29	_	1	537
17	豊一児童センター	利用者数	5,729	647	5,576	2,724	6,989	0	21,665
18		使用証交付者数	368	129	119	84	_	1	700
19	寿町児童センター	利用者数	1,223	447	1,610	1,040	1,632	0	5,952
20		使用証交付者数	66	39	62	34	_	_	230
21	千里山竹園児童センター	利用者数	1,293	617	3,544	1,131	2,068	66	8,752
22		使用証交付者数	247	113	141	80	_	_	581
23	北千里児童センター	利用者数	ı	1	1	ı	-	1	0
24		使用証交付者数	ı	1	-	ı	_	1	0
25	111111111111111111111111111111111111111	利用者数	25,228	8,065	34,384	22,970	32,696	343	123,686
26		使用証交付者数	2,192	966	1,258	786	_	1	5,232

過去3年間の各児童会館・児童センターの利用者数及び使用証交付者数(世代別)

	【令和4年度(2022年度)】								(単位:人)
	а	p	С	þ	Ө	f	Ø	h	i
			0~2歳	3~5歳	1/1~3	1/4~6	大丫	専用使用	111111111111111111111111111111111111111
Τ	千里丘児童会館	利用者数	2,006	1,615	3,566	1,935	3,742	0	12,864
S		使用証交付者数	207	115	135	99	_	-	523
က	高城児童会館	利用者数	4,095	289	3,483	2,949	4,407	0	15,523
4		使用証交付者数	190	39	63	31	_	1	323
Ŋ	朝日が丘児童センター	利用者数	2,602	888	5,564	2,305	3,321	106	14,786
9		使用証交付者数	238	83	129	52	_	1	502
7	五月が丘児童センター	利用者数	3,425	1,557	4,374	4,026	4,297	0	17,679
∞		使用証交付者数	224	85	89	43	_	I	441
0	南吹田児童センター	利用者数	2,940	726	4,296	3,223	3,723	19	14,927
10		使用証交付者数	231	54	100	37	_	1	422
11	原町児童センター	利用者数	2,776	1,125	4,502	3,381	3,291	88	15,164
12		使用証交付者数	179	92	124	81	_	ı	476
13	山田西児童センター	利用者数	2,682	1,311	4,404	1,956	3,745	0	14,098
14		使用証交付者数	271	128	118	49	_	1	266
15	竹見台児童センター	利用者数	3,003	1,288	4,275	2,430	4,995	0	15,991
16		使用証交付者数	266	06	118	72	_	1	546
17	豊一児童センター	利用者数	8,228	1,045	4,986	2,889	9,261	375	26,784
18		使用証交付者数	477	102	105	41	_	I	725
19	寿町児童センター	利用者数	1,831	492	2,283	1,433	2,433	0	8,472
20		使用証交付者数	112	42	54	27	_	1	235
21	千里山竹園児童センター	利用者数	1,919	1,287	4,467	2,776	3,086	221	13,756
22		使用証交付者数	224	104	145	75	_	-	548
23	北千里児童センター	利用者数	6,491	5,045	3,415	2,199	11,430	182	28,762
24		使用証交付者数	1,045	716	638	365	_	1	2,764
25	1 11111111111111111111111111111111111	利用者数	41,998	16,968	49,615	31,502	57,731	992	198,806
26		使用証交付者数	3,664	1,650	1,818	939	_	1	8,071

議案第4号参考資料 児童部子育て政策室

各児童会館・児童センターの使用証交付者数(市内・市外別)

【令和5年(2023年)4月から	年)4月から令和6年(2024年)1月まで】	まで】		(単位:人)
а	q	၁	þ	е
		就学前	小学生	111111111111111111111111111111111111111
高城児童会館	使用証交付者数	089	375	928
	うち市内在住	245	358	006
	うち市外在住	88	17	55
竹見台児童センター	使用証交付者数	817	645	1,462
	うち市内在住	574	445	1,019
	うち市外在住	243	200	443
千里山竹園児童センター	使用証交付者数	748	724	1,472
	うち市内在住	702	712	1,414
	うち市外在住	46	12	28
北千里児童センター	使用証交付者数	1,924	634	2,558
	うち市内在住	1,572	532	2,107
	うち市外在住	352	66	451

2023年4月度まちなかリビング北千里月間事業報告書(児童センター部分抜粋)

ア. まちなかリビング北千里の利用状況

пД	n33 🖂	T =		入館	2者数		+/ 10 7v /3	₩ > 2 ★ * 조
日付	曜日	天気	(人)	うち児童センター (人)	うち公民館(人)	うち図書館(人)	新規登録	特記事項
4月1日	(土)	晴	1,130	205	116	809	13	
4月2日	(日)	晴	1,026	210	27	789	22	
4月3日	(月)	晴	1,012	182	69	761	18	
4月4日	(火)	晴	919	193	15	711	12	
4月5日	(水)	曇り	1,139	176	138	825	14	
4月6日	(木)	晴	902	250	80	572	11	
4月7日	(金)	雨	730	101	85	544	5	公民館休館日
4月8日	(土)	曇り	1,434	336	106	992	31	
4月9日	(日)	晴	1,160	222	29	909	18	
4月10日	(月)	晴	853	160	79	614	16	
4月11日	(火)	晴	815	126	15	674	8	
4月12日	(水)	曇り	799	99	128	572	9	
4月13日	(木)	晴	744	95	101	548	13	
4月14日	(金)	晴	759	92	78	589	8	公民館休館日
4月15日	(土)	雨	1,128	270	91	767	17	
4月16日	(日)	晴	1,475	318	150	1,007	22	
4月17日	(月)	晴	781	77	48	656	8	
4月18日	(火)	曇り	671	110	20	541	6	
4月19日	(水)	雨	882	181	114	587	14	
4月20日	(木)	晴	741	123	69	549	15	
4月21日	(金)	曇り	745	89	145	511	3	公民館休館日
4月22日	(土)	晴	1,219	245	97	877	21	
4月23日	(日)	晴	1,457	269	155	1,033	20	
4月24日	(月)	曇り	766	74	81	611	6	
4月25日	(火)				12	12		館内整理日
4月26日	(水)	雨	901	146	102	653	9	
4月27日	(木)	晴	869	84	106	679	18	
4月28日	(金)	晴	895	94	116	685	10	
4月29日	(土)	雨	1,096	233	24	839	22	
4月30日	(日)	曇り	1,269	272	94	903	18	
合計			28,317	5,032	2,490	20,795	407	

施設入館者15万人達成 4月6日

児童センター 3万人達成 4月9日

イ. 管理運営に係る実績

- (1) 児童センター運営事業
 - ① 運営委員会開催状況

第6回運営委員会開催日時:3月21日(火)19:00~20:00

場所:まちなかリビング北千里 2F 視聴覚室 13名+2名(Z00Mで参加)2名欠席

② Line 運用

登録者数:542名

4月の発信回数:18回

4月から有料運用に移行し発信回数を増やした。

③ 専用使用実績

集会室使用:21日(火) 10時~12時

育児サークル ぽかぽかルーム 乳幼児10名 大人12名

(2) 施設維持管理

別添 【イー1】

- ・日常清掃作業 作業確認書で確認
- ・保安警備業務

午後8時以降は有人警備を行い、施設最終利用者退館までの安全確保と施設の巡回警備を行った。

業務時間外の保安体制として機械警備による運用を実施した。

・夜間対策

23時以降外部階段及び EV 付近の消灯に伴い、夜間の返却ポスト利用時に階段使用の 注意喚起のポスターと三角コーンを設置した。

(3) スタッフ研修

日時	研修名	場所	対象者	人数
4/10~14 勤務時随時	防災研修 (ヘルメット・防災 頭巾の位置確認)	児童センター	大田・中崎・本間・畑中・花房・油井・西村・南方・久保・中西・池村(光聖会)	名
4/20 13:30~ 5:30	責任者研修(地域連携)	TRC関西支社	桒田(TRC)	1名
4/25 13:00~ 4:30	事業研修(イベン ト)	図書館	野本・高瀬・大友・浅川・鎌田・松岡・松村・永田(TRC)	8名
4/25 10:30~正午	応急救命研修 (AED研修)	視聴覚室	石川·松岡·鎌田(TRC) 本間·久保·園部(光聖会)	6名

ウ. 自主事業に係る実績

- (1) イベント・教室
 - ① アート教室 13日(木)8名 「ガラスに絵を描こう」 集会室
 - ② キッズダンス教室 4日(火) 11日(火) 18日(火) 小学生低学年(1~3年生)11名 公民館
 - ③ こども体操教室 8日(土) 15日(土) 22日(土)未就学児12名小学生9名 集会室
- (2) (1)に関する担当外部講師との打ち合わせの実施

エ. 主催事業に係る実績

- (1) 年間行事:該当なし
- (2) 月間行事
 - ・1年生歓迎ウィーク 3日~7日 幼児3名 小学生63名 新1年生に児童センターの使用方法を説明するとともに、簡単な集団遊びを実施した。
- (3) 週間行事

なかまあそび

- ・ソフトバスケットボール 20日(木) 27日(木) 小学生35名 幼児3名 遊戯室のミニバスケットゴールを活用して3on3でゲームを楽しんだ。
- ・将棋
 - 14日(金) 28日(金) 小学生 1名 技術に応じ、将棋を楽しんだ。
- ・バドミントン
 - 2日(日) 16日(日) 幼児1名 小学生16名 大人5名 わんぱく広場で手作りネットを使用してバドミントンを楽しんだ。
- ・今月のお話会
 - 20日(木) 乳幼児7名 大人7名 小学生3名 乳幼児には読み聞かせ、小学生には本の紹介を中心におこなった。
- ・リトミック
 - 14日(金) 乳幼児 10名 大人 10名 リズム遊び等を楽しんだ。
- ・ブタミントン
 - 10日(月) 小学生 11名 ボードゲームのブタミントンを楽しんだ。
- ・体幹ジム
 - 13日(木) 小学生 9名 幼児 1名 バランスボードやボールを使って体幹を鍛えた。
- ・工作タイム
 - 12日(水) 19日(水) 乳幼児 12名 保護者 12名 小学生 15名 エントランスの樹を桜から若葉への作業をおこなった。
- ・検定日
 - 21日~23日 小学生 7名 検定日にけん玉・縄跳びを検定した。
- (4) 幼児教室:

ウサギ組 2歳児 26日(水)10時15分~11時 参加者 幼児12名 大人12名 ねらい:同年齢児と関りを持ち、母子(父子)ともに情緒の安定、他者交流を図る。 リス組 1歳児 20日(木)10時15分~11時 参加者 幼児8名 大人8名 ねらい:同年齢児と関りを持ち、母子(父子)ともに情緒の安定、他者交流を図る。 ひよこ組 0歳児 18日(火)10時15分~11時 参加者 幼児8名 大人8名 ねらい:同年齢児と関りを持ち、母子(父子)ともに情緒の安定、他者交流を図る。

オ. 利用者からの意見、要望に対する事項

- ・乳児の母親から「赤ちゃんの駅」に鍵が掛かっています。山田では鍵を掛けないでと言われているのに、どうして鍵を掛けるのですか?
 - →授乳室ではなく「赤ちゃんの駅」として父親もおむつ替えに使うことと広さを見てもら えばわかると思いますが、複数の方が授乳する広さではありません。もしも、緊急を要す る場合は、静養室を使用してもらいますのでお声掛けください。
 - →帰りには「ありがとうございました。」との言葉をいただきました。
- ・運営委員からイオンや DIOS にセンターだよりを掲示して取組を宣伝しようというご意見
 - →4月から掲示してもらえるよう依頼する。→店長に許可をとり掲示させてもらいました。

[4-1]

令和5年度 まちなかリビング北千里 建物維持管理年間計画書

			_	E 14/4	ME 1.0	害者	-	410	CHI I							
	実施項目	法定点検	周期	4	5Д	6月	7Д	8Д	9月	юя	Ш	12月	=	2月	3/1	備考
_	エレベーター設備点検(2基)	0	年12回	17	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7モート点検。現地点検は10月1月4月7月
2	設備保守点検 (巡回点検)		年12回	24	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
3	意気設備保守業務(受変電設備)	0	年12回	•	0	0	٥	0	0	0	0	0	0	0	0	偶数月:現地点検
4	電話設備保守業務		スポット	Г									Г			必要に向けて実施
5	空調設備保守点検業務			Г												
	空調機器保守点検		年4回	Г		0			0			0	Г		0	
	交調フィルター清掃		年4回	Г		0			0			0			0	
	フロン法簡易点検	0	年4回			0			0			0			0	
	フロン法定期点検	0	3年1日	Г					Г		Г					令和6年度実施
6	消防設備等保守業務	0	年2回	25					Г	0						
	防火対象物定期点検	0	年1回	Г						0						
7	非常用発電設備点検業務	0	1日/5年	Г												
8	太陽光発電設備保守		华1回	Г							0					
9	建築基準法第12条点検			Г					Г							特定維節物定期報告は今和9年度より
	建築設備定期検査	0	华1回	Г					Г	0						令和5年より
	防火設備定期検査	0	华1回							0						令和5年より
10	中央監視盤保守点検業務		スポット													必要に向じて実施
Ξ	防犯カメラ保守		スポット													必要に向して実施
12	自動ドア定期保守業務(5台)		年4回	Ш			0			0			0			
13	害虫駆除業務		年2回	Г		0						0				
14	遊具点検		华1回				0									
15	給水がンプ点検		华1回				0									
16	含字段機保守		スポット													必要に向して実施
17	ピアノ保守点検		年2回			0						0				
18	清掃業務															
	日常清掃(6HI名、4H2名)		開館日	•	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	定期清掃(床)		年4回		0			0			0			0		
	定期清掃(がラス)	/	年2回			0						0				
19	有人警備業務(夜間)	/	開館日	•	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	20時-22時30分動務
20	機械警備業務	$\overline{}$	常時	•	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
21	植栽管理	/	常時	29-24		0			0	0	0			0		4,9月除草·4,6,9,11月至刈, 6,10月集剤散布、2月施肥、6月剪
	消防訓練		年2回		0						0					

2023年5月度まちなかリビング北千里月間事業報告書(児童センター部分抜粋)

ア. まちなかリビング北千里の利用状況

пД	n33 17	工 左		入飢	2者数		+ ∠ +□ <i>₹</i> ≥ △ ∃	此內市石
日付	曜日	天気	(人)	うち児童センター(人)	うち公民館(人)	うち図書館(人)	新規登録	特記事項
5月1日	(月)	曇り	852	107	61	684	6	
5月2日	(火)	晴	882	171	20	691	11	公民館休館日
5月3日	(水)	晴	1,122	203	85	834	20	
5月4日	(木)	晴	923	154	0	769	10	
5月5日	(金)	曇り	1,550	164	49	1,337	13	
5月6日	(土)	雨	1,247	238	77	932	7	
5月7日	(日)	雨	1,195	274	92	829	17	
5月8日	(月)	晴	859	89	61	709	6	
5月9日	(火)	晴	761	126	38	597	1.1	公民館休館日
5月10日	(水)	曇り	927	86	89	752	6	
5月11日	(木)	晴	899	110	137	652	7	
5月12日	(金)	晴	844	97	93	654	4	
5月13日	(土)	雨	1,337	234	87	1,016	20	
5月14日	(日)	雨	1,497	353	85	1,059	21	
5月15日	(月)	晴	979	173	78	728	7	
5月16日	(火)	晴	869	112	85	672	3	公民館休館日
5月17日	(水)	晴	975	116	109	750	7	
5月18日	(木)	晴	844	86	83	675	4	
5月19日	(金)	雨	696	43	128	525	7	
5月20日	(土)	晴	1,564	351	80	1,133	21	
5月21日	(日)	晴	1,374	284	87	1,003	1.1	
5月22日	(月)	晴	1,011	99	74	838	9	
5月23日	(火)	晴	879	157	20	702	8	公民館休館日
5月24日	(水)	晴	986	137	125	724	6	
5月25日	(木)	曇り	796	94	94	608	6	
5月26日	(金)	晴	823	158	126	539	9	
5月27日	(土)	晴	1,327	287	145	895	25	
5月28日	(日)	曇り	1,387	341	119	927	12	
5月29日	(月)	曇り	750	124	0	626	7	
5月30日	(火)					0		館内整理日
5月31日	(水)	曇り	1,047	197	33	817	11	
合計			31,202	5,165	2,360	23,677	312	

イ. 管理運営に係る実績

(1) 児童センター運営事業

① 運営委員会開催状況

第8回運営委員会開催日時:5月17日(火)19:00~20:00

場所:まちなかリビング北千里 2F 視聴覚室 13名+2名(Z00Mで参加)2名欠席

議事内容:議事録を子育て政策室へ提出済み

② Line 運用

登録者数:621名

5月の発信回数:25回

今後の展開:本日の各室の使用方法等、細かな情報も発信していく。

紙での伝達方法の削減。

③ 専用使用実績

集会室使用:15日(月)10時~12時

育児サークル れんげ会 乳幼児6名 大人7名

24日(水)10時~12時

育児サークル ぽかぽかルーム 乳幼児10人 大人10名

29日(月)10時~12時

育児サークル ちゅーちゅーず 乳幼児6名 大人6名

(2) 施設維持管理

別添 【イー1】

- ・日常清掃作業 作業確認書で確認
- ・保安警備業務

午後8時以降は有人警備を行い、施設最終利用者退館までの安全確保と施設の巡回警備を行った。

業務時間外の保安体制として機械警備による運用を実施した。

・夜間対策

23時以降外部階段及びEV付近の消灯に伴い、夜間の返却ポスト利用時に階段使用の 注意喚起のポスターと三角コーンを設置した。

・ヤスデの大量発生が東側玄関、外部エレベーター付近に見られたため、薬剤を散布し駆 除に努めた。

雨上がりに多く見られる傾向があり、翌日朝の清掃作業で掃く、薬剤散布を繰り返し行った。

(3) スタッフ研修

日	研修名	場所	対象者	人数
1-7日 随時	防災行動研修 (ヘルメット・防災頭巾の着 用の仕方)	児童センター	大田・中崎・本間・花房・油井・西村・南方・久保・中西・池村(光聖会)	10名
1-7日 随時	保育シュミレーション 研修(幼児教室 0歳・1 歳・2歳対応)	児童センター	中﨑·本間·花房·油井·久保·園部(光聖 会)	6名
15⊟ 14:00− 15:00	清掃研修 大型備品の維持管理	児童センター	大田・園部(光聖会))	2名
30⊟ 10:00- 11:00	装備研修	図書館	松岡・松村・中西・石川(TRC)	4名
30⊟ 14:00- 14:30	消防訓練 (通報·避難·消火訓練)	まちなかリビング北千里	来田・野本・高瀬・浅川・松岡・松村・岡野・中西・石川(TRC) 中崎・本間・園部・南方・久保(光聖会)	14名

ウ. 自主事業に係る実績

- (1) イベント・教室
 - ① アート教室「ガラスに絵を描こう」11日(木) 9名参加 集会室
 - ② キッズダンス教室

2日(火) 9日(火) 16日(火) 小学生低学年(1~3年生)11名 公民館

③ こども体操教室

13日(土) 20日(土) 27日(土) 未就学児14名小学生10名 集会室

(2) (1)に関する担当外部講師との打ち合わせの実施

エ. 主催事業に係る実績

- (1) 年間行事:大型イベント「まちなかこどもフェスタ」
 - ①積み木をつくろう 3日(水)~5日(金) 幼児49名 小学生20名 大人43名
 - ②お兄さんのお楽しみ会 5日(金) 幼児15名 小学生1名 大人13名 児童センタースタッフと図書館スタッフ4名で実施
 - ③大道芸人ショー 6日(土) 幼児19名 小学生10名 大人21名
- (2) 月間行事:
 - ①「SING SING SING 2」 16日(火)10時30分~11時 ピアノの生演奏で懐かしい童謡をわが子に囁くように聴かせる。
- (3) 週間行事:下記一覧

なかまあそび

- ・ソフトバスケットボール
 - 18日(木) 25日(木) 延べ参加者人数 小学生20名 幼児0名 遊戯室のミニバスケットゴールを活用して3on3でゲームを楽しんだ。
- ・将棋
 - 12日(金) 小学生 1名 技術に応じ、将棋を楽しんだ。
- ・バドミントン
 - 14日(日) 21日(日) 幼児4名 小学生13名 大人8名 わんぱく広場で手作りネットを使用してバドミントンを楽しんだ。
- ・今月のお話会
 - 22日(月) 11時30分 乳幼児10名 大人 9名 16時30分 小学生10名

乳幼児には読み聞かせ、小学生には本の紹介を中心におこなった。

- ・リトミック
 - 19日(金) 乳幼児16名 大人19名 リズム遊び等を楽しんだ。
- ・ブタミントン
 - 15日(月)小学生 8名

ボードゲームのブタミントンを楽しんだ。

- ・体幹ジム
 - 11日(月) 小学生 16名 幼児 1名 バランスボードやボールを使って体幹を鍛えた。
- ・工作タイム 17日(水)乳幼児 0名 保護者 0名 小学生 17名 入館証入れ(ホルダー)をつくる
- ・検定日 26日~28日 小学生 3名 幼児 1名 検定日にけん玉・縄跳びを検定した。
- ・シャボン玉 7日 幼児 20名 大人 20名 ※雨天のため日を改めて実施 いろいろな道具を使って様々な大きさのシャボン玉をとばした

(4) 幼児教室:

ウサギ組 2歳児17日(木)10時15分~11時 参加者 幼児12名 大人12名 31日(木)10時15分~11時 参加者 幼児7名 大人7名 ねらい:同年齢児と関りを持ち、母子(父子)ともに情緒の安定、他者交流を図る。 リス組 1歳児 11日(木)10時15分~11時 参加者 幼児9名 大人9名 25日(木)10時15分~11時 参加者 幼児8名 大人8名 ねらい:同年齢児と関りを持ち、母子(父子)ともに情緒の安定、他者交流を図る。 ひよこ組 0歳児 9日(火)10時15分~11時 参加者 幼児5名 大人5名 23日(火)10時15分~11時 参加者 幼児6名 大人6名 ねらい:同年齢児と関りを持ち、母子(父子)ともに情緒の安定、他者交流を図る。

令和5年度 まちなかリピング北千里 建物維持管理年間計画書

	実施項目	法定点検	周期	4月	5月	6月	7月	8月	9月	юя	шя	12月	LB	2月	3 //	備考
- 1	エレベーター 設備点検(2基)	0	年12回	17	•	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	リモート点景。 現地点景は10月1月4月7月
2	設備保守点検(巡回点検)		年12回	24	23	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
3	電気設備保守業務(受変電設備)	0	年12回	7	•	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	偶数月:現地点検
4	電話設備保守業務		スポット	Г												必要に向じて実施
5	交調設備保守点検業務			Г												
	交調機器保守点検		年4回			0			0			0			0	
	交調フィルター清掃		年4回			0			0			0			0	
	フロン法質 易点検	0	年4回			0			0			0			0	
	フロン法定期点検	0	3年1回													令和6年度実施
6	消防設備等保守業務	0	年2回	25						0						
	防火対象物定期点検	0	年1回							0						
7	非常用発電設 懶点検業務	0	1回/5年													
8	太陽光発電設 懒保守		年1回								0					
9	建築基準法第12条点検															特定建築物定期報告は今和7年度より
	建築設備定期検査	0	年1回							0						令和5年より
	防火設備定期検査	0	年1回							0						令和5年より
10	中央監視盤保守点検業務		スポット													必要に向じて実施
11	防犯カメラ保守		スポット													必要に向じて実施
12	自動ドア定期保守業務(5台)		年4回	Ξ			0			0			0			
13	害 虫駆除業務		年2回		23							0				
14	遊具点検		年1回				0									
15	絵水ポンプ点検		年1回				0									
16	含字設備保守		スポット													必要に向じて実施
17	ピアノ保守点検		年2回			0						0				
18	清掃業務															
	日常清掃 (6H 1名、4H2名)		開館日	•	•	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	定期清掃(床)		年4回		30			0			0			0		
	定期清掃(ガラス)		牟2回			0						0				
19	有人警備業務 (夜間)		開館日	•	•	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	20時-22時30分動務
20	機械警備業務		常時	•	•	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
21	植栽管理		常時	39-24		0			0	0	0			0		4,9月除草·4,6,9,11月至刘、 6,10月薬剤散布、2月施肥、6月
	消防訓練		年2回		30						0					

2023年6月度まちなかリビング北千里月間事業報告書(児童センター部分抜粋)

ア. まちなかリビング北千里の利用状況

日付	曜日	天気		入色	館者数		新規登録	特記事項
口刊	唯口	大丸	(人)	うち児童センター(人)	うち公民館(人)	うち図書館(人)	新 規宜錄	付記 事 垻
6月1日	(木)	曇り	824	96	80	648	7	
6月2日	(金)	曇り	496	25	34	437	3	
6月3日	(土)	雨	1,478	322	117	1,039	22	
6月4日	(日)	雨	1,259	347	36	876	24	
6月5日	(月)	晴	887	116	72	699	16	
6月6日	(火)	雨	688	116	24	548	8	公民館休館日
6月7日	(水)	晴	948	191	106	651	11	
6月8日	(木)	曇り	752	103	94	555	6	
6月9日	(金)	曇り	883	140	92	651	19	
6月10日	(土)	曇り	1,396	280	174	942	15	
6月11日	(日)	雨	1,430	437	108	885	20	
6月12日	(月)	曇り	780	130	53	597	11	
6月13日	(火)	曇り	761	102	101	558	10	公民館休館日
6月14日	(水)	曇り	968	143	89	736	8	
6月15日	(木)	曇り	805	72	83	650	3	
6月16日	(金)	晴	877	144	153	580	9	
6月17日	(土)	晴	1,312	339	111	862	26	
6月18日	(日)	晴	1,305	302	154	849	25	
6月19日	(月)	晴	910	169	85	656	12	
6月20日	(火)	晴	725	144	67	514		公民館休館日
6月21日	(水)	曇り	1,010	143	119	748	5	
6月22日	(木)	雨	770	89	105	576	6	
6月23日	(金)	曇り	907	131	121	655	5	
6月24日	(土)	曇り	1,550	324	197	1,029	16	
6月25日	(日)	晴	1,688	360	39	1,289	16	
6月26日	(月)	曇り	1,002	237	86	679	4	
6月27日	(火)	曇り						館内整理日
6月28日	(水)	曇り	1,049	140	114	795	5	
6月29日	(木)	晴	1,044	157	39	848	11	
6月30日	(金)	雨	790	132	31	627	2	
合計			29,294	5,431	2,684	21,179	331	

イ. 管理運営に係る実績

(1) 児童センター運営事業

① 運営委員会開催状況

第9回運営委員会開催日時:6月20日(火)19:00~20:00

場所:まちなかリビング北千里2F 視聴覚室 10名+3名(Z00Mで参加)欠席3名

議事内容:議事録を子育て政策室へ提出済み

② Line 運用

登録者数:709名 (前月14.17%增)

6月の発信回数:25回

今後の展開:本日の各室の使用方法等、細かな情報も発信していく。

(11)

紙での伝達方法の削減。

③ 専用使用実績

集会室使用:12日(月)10時~12時

育児サークル ちゅうちゅうず 乳幼児7名 大人7名

23日(金) 10時~12時

育児サークル ぽかぽかルーム 乳幼児11人 大人7名

(2) 施設維持管理

別添 【イー1】

- ・日常清掃作業 作業確認書で確認
- ・保安警備業務

午後8時以降は有人警備を行い、施設最終利用者退館までの安全確保と施設の巡回警備を行った。

業務時間外の保安体制として機械警備による運用を実施した。

・夜間対策

23時以降外部階段及び EV 付近の消灯に伴い、夜間の返却ポスト利用時に階段使用の 注意喚起のポスターと三角コーンを設置した。

・ヤスデの大量発生が東側玄関、外部エレベーター付近に見られたため、薬剤を散布し駆 除に努めた。

雨上がりに多く見られる傾向があり、翌日朝の清掃作業で掃く、薬剤散布を繰り返し行った。館内整理日27日(火)に植栽業者による追加の薬剤の散布を植栽内に行った。

(3) スタッフ研修

月	日	研修名	場所	対象者	人数
6月	1-7日 随時	電話対応研修	児童センター	大田・中﨑・本間・花房・油井・西村・南方・久 保・中西・池村(光聖会)	10名
	1-7日 随時	保育シュミレーション 研修 (幼児教室 0歳・1 歳・2歳対応)	児童センター	中﨑・本間・花房・油井・久保・園部(光聖会)	6名
	13日 14:00- 15:00	公民館予約システム操作研修	公民館	岡野(TRC)	1名
	16日 15:00- 17:00	責任者研修(個人情報)	図書館	野本(TRC)	1名
	27日 10:00- 11:30	業務改善について	まちなかリビング北千里	野本・高瀬・大友・浅川(TRC)	4名

ウ. 自主事業に係る実績

(1) イベント・教室

① アート教室 8日(木) 7名参加 「等身大人形作り」 集会室

② キッズダンス教室 6日(火) 13日(火) 27日(火)

小学生低学年(1~3年生)27名 公民館

(12)

- ③ こども体操教室 3日(土) 10日(土) 17日(土)未就学児28名 小学生23名 集会室
- (2) (1) に関する担当外部講師との打ち合わせの実施

エ. 主催事業に係る実績

- (1) 年間行事:
 - ①チャレンジ週間「コグトレ」 11日~17日 幼児2名 小学生29名 大人2名
 - ②オセロ大会 10日 幼児3名 小学生8名 大人5名
 - ③「水のソムリエになろう」 11日 幼児10名 小学生9名 大人15名
- (2) 月間行事:
 - ①「SING SING SING 3」 20日 (火) 10時30分 \sim 11時 幼児11名 大人14名 ピアノの生演奏で懐かしい童謡をわが子に囁くように聴かせる。
- (3) 週間行事:下記一覧

なかまあそび

・ソフトバスケットボール

1日(木) 22日(木) 29日(木)

延べ参加者人数 参加者人数 小学生 1 6 名 幼児 0 名 遊戯室のミニバスケットゴールを活用して 3 on 3 でゲームを楽しんだ。

・将棋

2日(金) 30日(金) 小学生 1名 参加 技術に応じ、将棋を楽しんだ。

・バドミントン

4日(日) 18日(日) 幼児 5名 小学生 27名 大人 11名 わんぱく広場で手作りネットを使用してバドミントンを楽しんだ。

- ・今月のお話会
 - 19日(月) 11時30分 乳幼児 11名 大人 11名 16時30分 小学生 3名

乳幼児には読み聞かせ、小学生には本の紹介を中心におこなった。

- ・リトミック
 - 16日(金) 乳幼児 22名 大人 22名 リズム遊び等を楽しんだ。
- ・ブタミントン
 - 5日(月) 小学生 2名 幼児 2名 参加 ボードゲームのブタミントンを楽しんだ。
- ・体幹ジム

6日(月) 小学生 17名 幼児 1名 大人 1名 バランスボードやボールを使って体幹を鍛えた。

・工作タイム

17日(水) 乳幼児 0名 保護者 0名 小学生 17名

(13)

入館証入れ(ホルダー)をつくる

・検定日

23日~25日 小学生 21名 幼児 2名 検定日にけん玉・縄跳びを検定した。

(4) 幼児教室:

ウサギ組 2歳児 14日(水)10時15分~11時 参加者 幼児11名 大人10名 28日(水)10時15分~11時 参加者 幼児11名 大人10名 ねらい:同年齢児と関りを持ち、母子(父子)ともに情緒の安定、他者交流を図る。 リス組 1歳児 8日(木)10時15分~11時 参加者 幼児4名 大人4名 22日(木)10時15分~11時 参加者 幼児7名 大人7名 ねらい:同年齢児と関りを持ち、母子(父子)ともに情緒の安定、他者交流を図る。 ひよこ組 0歳児 6日(火)10時15分~11時 参加者 幼児7名 大人7名 20日(火)10時15分~11時 参加者 幼児8名 大人8名 ねらい:同年齢児と関りを持ち、母子(父子)ともに情緒の安定、他者交流を図る。

[4-1]

令和5年度 まちなかリビング北千里 建物維持管理年間計画書

	是 一种															
	実施項目	法定点検	周期	4月	5月	6月	7月	8月	9月	юя	ш	12月	IД	2月	3月	備令
- 1	エレベーター設備点検 (2基)	0	年12回	17	•	•	0	0	0	0	0	0	0	0	0	リモート点検。現地点検は10月1月4月7月
2	設備保守点検 (巡回点検)		年12回	24	23	28	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
3	電気設備保守業務(受変電設備)	0	年12回	7	•	•	0	0	0	0	0	0	0	0	0	偶数月:現地点検
4	電話設備保守業務		スポット	Г		Г	Г			Г						必要に向じて実施
5	交調設機保守点検業務			Г			Г									
	空調機器保守点検		年4回	Г		27	Г		0			0			0	
	交調フィルター清掃		年4回	Г		27	Г		0			0			0	
	フロン法簡易点検	0	年4回	Г		27			0			0			0	
	フロン法定期点検	0	3年1日	Г			Г									令和6年度実施
6	消防設備等保守業務	0	年2回	25			Г			0						
	防火対象物定期点検	0	年1回	Г						0						
7	非常用発電設 備点検業務	0	1日/5年	Г			Г									
8	太陽光発電設 懒保守		年1回	Г			Г				0					
9	建築基準法第12条点検			Г												特定建築物定期報告は今和9年度より
	建築設備定期検査	0	年1回	Г			Г			0						令和5年より
	防火設備定期検査	0	年1回	Г			Г			0						令和5年より
10	中央監視盤保守点検業務		スポット	Г			Г									必要に向じて実施
11	防犯カメラ保守		スポット	Г												必要に向じて実施
12	自動ドア定期保守業務(5台)		年4回	ш			0			0			0			
13	害虫駆除業務		年2回	Г	23		Г					0				
14	遊具点検		年1回	Г			0									
15	給水ポンプ点検		年1回	Г			0									
16	含響設機保守		スポット	Г												必要に向じて実施
17	ピアノ保守点検		年2回	Г			0						0			
18	清掃業務		1	Г												
	日常清掃(6HI名、4H2名)		開館日	•	•	•	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	定期清掃(床)		年4回		30			0			0			0		
	定期清掃(ガラス)		年2回			27						0				
19	有人警備業務(夜間)		開館日	•	•	•	0	0	0	0	0	0	0	0	0	20時~22時30分動務
20	機械警備業務		常時	•	•	•	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
21	植教管理		常時	39-24		27			0	0	0			0		4,9月除草·4,6,9,11月至刈、 6,10月薬剤散布、2月施肥、6月9
	消防訓練		年2回		30						0					

2023年7月度まちなかリビング北千里月間事業報告書(児童センター部分抜粋)

ア. まちなかリビング北千里の利用状況

пД	na n	入館者数					άr + 0 2 ≥ 2 ∃	此二市石	
日付	曜日 天気 (人)		(人)	うち児童センター(人)	うち公民館(人) うち図書館(人)		新規登録	特記事項	
7月1日	(土)	雨	1,368	317	113	938	7		
7月2日	(日)	晴	1,584	455	32	1,097	3		
7月3日	(月)	晴	978	149	76	753	22		
7月4日	(火)	晴	801	173	38	590	24	公民館休館日	
7月5日	(水)	雨	944	137	96	711	16		
7月6日	(木)	晴	938	148	102	688	8		
7月7日	(金)	曇り	950	153	274	523	11		
7月8日	(土)	曇り	1,221	361	121	739	6		
7月9日	(日)	雨	1,208	374	165	669	19		
7月10日	(月)	晴	879	133	75	671	15		
7月11日	(火)	雨	776	147	35	594	20	公民館休館日	
7月12日	(水)	雨	924	166	76	682	11		
7月13日	(木)	曇り	805	125	129	551	10		
7月14日	(金)	曇り	930	171	88	671	8		
7月15日	(土)	晴	1,291	249	106	936	3		
7月16日	(日)	晴	1,261	289	86	886	9		
7月17日	(月)	晴	1,261	255	160	846	14		
7月18日	(火)	晴	739	159	100	480	3	公民館休館日	
7月19日	(水)	曇り	965	241	80	644	10		
7月20日	(木)	晴	973	209	90	674	12		
7月21日	(金)	晴	1,195	359	123	713	19		
7月22日	(土)	晴	1,371	263	78	1,030	17		
7月23日	(日)	晴	1,474	349	46	1,079	23		
7月24日	(月)	晴	1,110	226	88	796	10		
7月25日	(火)							館内整理日	
7月26日	(水)	晴	1,147	232	130	785	16		
7月27日	(木)	晴	1,129	241	95	0	14		
7月28日	(金)	晴	1,111	224	120	767	6		
7月29日	(土)	晴	1,325	274	112	939	19		
7月30日	(日)	晴	1,352	344	112	896	30		
7月31日	(月)	晴	953	229	0	724	17		
			32,010	6,923	2,946	21,348	385		

イ. 管理運営に係る実績

(1) 児童センター運営事業

① 運営委員会開催状況

第10回運営委員会開催日時:7月18日(火)19:00~20:00

場所:まちなかリビング北千里 2F 視聴覚室 10名+1名(Z00Mで参加)欠席5名

議事内容:議事録を子育て政策室へ提出済み

② Line 運用

登録者数: 779名 (前月10%增)

7月の発信回数:27回

(16)

今後の展開:本日の各室の使用方法等、細かな情報も発信していく。 紙での伝達方法の削減。

③ 専用使用実績

集会室使用:7日(金) 10時~12時

育児サークル ちゅうちゅうず 乳幼児6名 大人5名

19日(金)10時~12時

育児サークル ぽかぽかルーム 乳幼児6人 大人9名

(2) 施設維持管理

別添 【イー1】

- ・日常清掃作業 作業確認書で確認
- ・保安警備業務

午後8時以降は有人警備を行い、施設最終利用者退館までの安全確保と施設の巡回警備を行った。

業務時間外の保安体制として機械警備による運用を実施した。

・夜間対策

23時以降外部階段及びEV付近の消灯に伴い、夜間の返却ポスト利用時に階段使用の 注意喚起のポスターと三角コーンを設置した。

・ヤスデの大量発生が東側玄関、外部エレベーター付近に見られたため、薬剤を散布し駆 除に努めた。

雨上がりに多く見られる傾向があり、翌日朝の清掃作業で掃く、薬剤散布を繰り返し行った。館内整理日27日(火)に植栽業者による追加の薬剤の散布を植栽内に行った。

(3) スタッフ研修

月	日	研修名	場所	対象者	
7月	15-18日 随時	防災行動研修 (避難経路の再確認)	児童センター	大田・中崎・本間・園部・花房・油井・西村・南方・久保・中西・池村(光聖会)	11名
	1-7日 随時	保育シュミレーション 研修 (幼児教室 0歳・1 歳・2歳対応)	児童センター	中崎·本間·花房·油井·久保·園部(光聖 会)	6名
	25日 2時間	吹田市直営館現場研修 (玩具の管理、なかまあそ び、壁面掲示物、備品等)	寿町児童センター 豊一児童センター	中崎・園部(光聖会)	2名
	20日 15:00- 17:00	吹田市教育・保育職員研修	児童センター(ZOOM参加)	本間(光聖会)	1名
	25日 13:00- 14:00	本の紹介分の書き方	まちなかリビング北千里	笠 (TRC)	1名

ウ. 自主事業に係る実績

- (1) イベント・教室
 - アート教室

(17)

13日(木) 8名参加 「等身大人形作り」 集会室

② キッズダンス教室

4日(火) 11日(火) 18日(火) 小学生低学年(1~3年生)35名 公民館

③ こども体操教室

1日(土) 8日(土) 22日(土) 未就学児31名 小学生24名 集会室

(2) (1)に関する担当外部講師との打ち合わせの実施

エ. 主催事業に係る実績

(1) 年間行事:

①チャレンジ週間「フラフープ」 16日~22日 幼児1名 小学生52名 大人0名

- ②「水遊び」 19日21日27日 幼児146名 小学生31名 大人131名 ゾウさんのシャワーを中心に水と親しむ
- (2) 月間行事:
 - ① 「SING SING SING3」

18日(火)10時30分~11時 幼児16名 小学生1名 大人21名 ピアニスト・ドイツ語講師 森山靖子さんとソプラノ歌手 宮下咲恵さんによる歌う会

(3) 週間行事:下記一覧

なかまあそび

・ソフトバスケットボール

6日(木) 延べ参加者人数 参加者人数 小学生8名 幼児0名 遊戯室のミニバスケットゴールを活用して 3on3 でゲームを楽しんだ。

・将棋・オセロ

7日(金) 14日(金) 幼児 2名 小学生 3名 大人 2名参加 技術に応じ、将棋・オセロを楽しんだ。

・バドミントン

9日(日) 23日(日) 幼児 6名 小学生 12名 大人 5名 わんぱく広場で手作りネットを使用してバドミントンを楽しんだ。

・今月のお話会

10日(月) 11時30分 乳幼児 13名 大人 12名 16時30分 小学生 5名

乳幼児には読み聞かせ、小学生には本の紹介を中心におこなった。

・リトミック

14日(金) 乳幼児 25名 大人 24名 リズム遊び等を楽しんだ。

体幹ジム

13日(月) 小学生 10名 幼児 2名 大人 1名 バランスボードやボールを使って体幹を鍛えた。

・モルック

3日(月) 幼児 2名 小学生 10名 大人 2名

(18)

北欧の競技モルックを楽しんだ

・検定日

28日~30日 幼児 1名 小学生 19名 大人 1名 検定日にけん玉・コマ・一輪車を検定した。

(4) 幼児教室:

ウサギ組 2歳児 12日(水)10時15分~11時 参加者 幼児8名 大人8名 ねらい:同年齢児と関りを持ち、母子(父子)ともに情緒の安定、他者交流を図る。 リス組 1歳児 6日(木)10時15分~11時 参加者 幼児8名 大人8名 ねらい:同年齢児と関りを持ち、母子(父子)ともに情緒の安定、他者交流を図る。 ひよこ組 0歳児 4日(火)10時15分~11時 参加者 幼児7名 大人7名 ねらい:同年齢児と関りを持ち、母子(父子)ともに情緒の安定、他者交流を図る。

[4-1]

令和5年度 まちなかリビング北千里 建物維持管理年間計画書

			9		胜何	E 4	生平									
	実施項目	法定点検	周期	4月	5月	6月	7月	8月	9月	юя	ш	12月	IД	2月	3月	備令
- 1	エレベーター 設備点検 (2基)	0	年12回	17	•	•	26	0	0	0	0	0	0	0	0	りを一ト点検。現地点検は10月1月4月7月
2	設備保守点検 (巡回点検)		年12回	24	23	28	21	0	0	0	0	0	0	0	0	
3	電気設備保守業務(受変電設備)	0	年12回	7	•	9	•	0	0	0	0	0	0	0	0	偶数月:現地点検
4	電話設備保守業務		スポット	Г												必要に向して実施
5	交調設機保守点検業務			Г												
	交調機器保守点検		年4回	Г		27			0			0			0	
	交調フィルター清掃		年4回	Г		27	Г		0			0			0	
	フロン法襲易点検	0	年4回	Г		27			0			0			0	
	フロン法定期点検	0	3年1回	Г			Г									令和6年度実施
6	消防設備等保守業務	0	年2回	25			Г			0						
	防火对象物定期点検	0	年1回	Г						0						
7	非常用発電設備点検業務	0	1日/5年	Г												
8	太陽光発電設備保守		年1回	Г							0					
9	建築基準法第12条点検			Г			Г									特定理節物定期報告は今和9年度より
	建築設備定期検査	0	年1回	Г			Г			0						令和5年より
	防火設備定期検査	0	年1回	Г						0						令和5年より
10	中央監視盤保守点検業務		スポット	Г												必要に向じて実施
ш	防犯カメラ保守		スポット													必要に向じて実施
12	自動ドア定期保守業務(5台)		年4回	ш			25			0			0			
13	害虫駆除業務		年2回	Г	23							0				
14	遊具点検		年1回	Г			→			0						
15	給水ポンプ点検		年1回				21									
16	含響設備保守		スポット													必要に向じて実施
17	ピアノ保守点検		年2回	Г			1			0					0	
18	清掃業務															
	日常清掃(6HI名、4H2名)		開館日	•	•	•	•	0	0	0	0	0	0	0	0	
	定期清掃(床)		年4回		30			0			0			0		
	定期清掃(ガラス)		年2回			27						0				
19	有人警備業務(夜間)		開館日	•	•	•	•	0	0	0	0	0	0	0	0	20時~22時30分動務
20	機械警備業務		常時	•	•	•	•	0	0	0	0	0	0	0	0	
21	植栽管理		常時	29-24		27			0	0	0			0		4,9月除草·4,6,9,11月至刈、 6,10月薬剤散布、2月施肥、6月季
	消防訓練		年2回		30						0					

2023年8月度まちなかリビング北千里月間事業報告書(児童センター部分抜粋)

ア. まちなかリビング北千里の利用状況

пД	n33 17	T 左		入包	館者数	47 10 3V V3	此內市石	
日付	曜日	天気	(人)	うち児童センター(人)	うち公民館(人)	うち図書館(人)	新規登録	特記事項
8月1日	(火)	晴	914	185	42	687	8	
8月2日	(水)	晴	1,078	212	86	780	10	
8月3日	(木)	晴	1,103	290	80	733	14	
8月4日	(金)	晴	998	222	66	710	19	公民館休館日
8月5日	(土)	晴	1,127	228	99	800	14	
8月6日	(日)	晴	1,294	269	76	949	13	
8月7日	(月)	曇り	999	166	68	765	10	
8月8日	(火)	晴	841	182	31	628	1	公民館休館日
8月9日	(水)	晴	905	178	55	672	7	
8月10日	(木)	晴	1,027	237	77	713	15	
8月11日	(金)	晴	1,130	241	35	854	16	
8月12日	(土)	晴	1,130	229	106	795	12	
8月13日	(日)	晴	1,039	213	17	809	12	
8月14日	(月)	曇り	1,065	211	61	793	5	
8月15日	(火)	雨	10	0	0	10	0	公民館休館日 ※
8月16日	(水)	晴	1,214	224	120	870	11	
8月17日	(木)	曇り	1,053	207	42	804	12	
8月18日	(金)	晴	1,582	246	114	1,222	13	
8月19日	(土)	晴	1,328	268	126	934	5	
8月20日	(日)	晴	1,412	301	160	951	11	
8月21日	(月)	晴	900	115	61	724	0	
8月22日	(火)	晴	939	225	71	643	10	公民館休館日
8月23日	(水)	晴	936	146	68	722	5	
8月24日	(木)	曇り	886	154	85	647	13	
8月25日	(金)	曇り	1,036	224	122	690	23	
8月26日	(土)	晴	1,282	258	105	919	12	
8月27日	(日)	晴	1,221	347	52	822	17	
8月28日	(月)	曇り	993	206	91	696	32	
8月29日		晴	0	0	0	0		館内整理日
8月30日	` '	晴	978	251	22	705	14	
8月31日	` ′	曇り	952	188	35	729	10	
	, ,		31,372	6,423	2,173	22,776	338	
*	台風厂	7号暴風雨	警報発令の)為、臨時	休館(公臣	民館・図書館)計画休	館(児童センター)

※ 台風17号暴風雨警報発令の為、臨時休館(公民館・図書館)計画休館(児童センター)
警報解除後に図書館のみ16:30から開館

イ. 管理運営に係る実績

(1) 児童センター運営事業

① 運営委員会開催状況

第11回運営委員会開催日時:8月15日(火)19時~20時

場所:まちなかリビング北千里 2F 視聴覚室

※台風7号の影響で計画休館のため、対面会議中止し、書類での報告とした

(21)

議事内容:議事録を子育て政策室へ提出済み

② Line 運用

登録者数:815名(8/31現在)←779名(7/30現在)

←621名(5/31現在)

8月の発信回数:32回

今後の展開:防災関係伝達、本日の各室の使用方法等、細かな情報も発信していく。

紙での伝達方法の削減。

③ 専用使用実績

集会室使用:夏休み期間中のため使用不可

④ ベビールームの運用

(1)活用の理由

小学校・幼稚園の長期休業中に関して、遊戯室のみで 0 歳から 5 歳までの乳幼児をいっしょにあそばせることは、安全面に課題があるところであり、 0 歳児とその家族にかんしては、乳幼児室を活用し幼児との分離を図り、事故の防止に努めていく。

(2)来館者の声

- ・児童センター側に乳幼児室の看板があるのに、なぜ活用をしないのか疑問に思う。
- ・まちなかリビング北千里の「北千里児童センター」には乳幼児室として紹介されているのだから、ぜひとも活用してもらいたい。

(3)活用方法

・小学校・幼稚園の長期休業中(土日祝を除く)に活用。

試行期間:8月1日~8月8日 実施期間:8月9日~8月24日

・10:00~12:00の時間限定とする

(2) 施設維持管理

別添 【イー2】

- ・日常清掃作業 作業確認書で確認
- ・保安警備業務

午後8時以降は有人警備を行い、施設最終利用者退館までの安全確保と施設の巡回警備を行った。

業務時間外の保安体制として機械警備による運用を実施した。

・夜間対策

23時以降外部階段及び EV 付近の消灯に伴い、夜間の返却ポスト利用時に階段使用の 注意喚起のポスターと三角コーンを設置した。

・館周辺の雑草が目立つとのご意見をいただいた。敷地内については日常清掃で除草を行い、のり面は9月館内整理日に植栽業者による除草作業を実施することを作業予定として掲示した。

(3) スタッフ研修

月	日	研修名	場所	対象者	人数
8月	1日 15:00- 17:00 (講師都 合で)中 止	吹田市教育・保育職員研修 「音楽あそびについて」	メイシアター	園部	1名
	1日-7日	吹田市直営館現場研修 (玩具の管理、なかまあそ び、壁面掲示物、備品等)	児童センター	中崎・本間・花房・油井・久保・園部(光聖会)	6名
	8日	防災行動訓練 各部屋でシェイクアウト訓練の 後、防災頭巾・ヘルメットを来 館者全員に着用してもらい、 集合場所まで移動	児童センター	大田・中﨑・本間(光聖会)	3名
	10日	公民館予約システム操作研修	公民館	大友・岡野・望月(光聖会)	3名
	29日 2時間	吹田市直営館現場研修 (玩具の管理、なかまあそ び、壁面掲示物、備品等)	吹田市立朝日が丘児童センター	本間(光聖会)	1名
	31日 15:00- 17:00	TRC集合研修 「接遇研修」	健都ライブラリー	田中·笠	2名

ウ. 自主事業に係る実績

- (1) イベント・教室
 - アート教室

10日(木) 8名参加 「夏の工作」 集会室

② キッズダンス教室

1日(火) 15日(火) 19日(火) 小学生低学年(1~3年生) 10名 公民館 ※15日は台風接近の為、中止

③ こども体操教室

5日(土) 12日(土) 19日(土)

未就学児23名 小学生16名 大人31名 集会室

(2) (1)に関する担当外部講師との打ち合わせの実施

エ. 主催事業に係る実績

- (1) 年間行事:
 - ①チャレンジ週間「千里キャンドルロード 2023 (お絵描きコップをつくろう)」 13日~22日 幼児74名 小学生69名 大人48名 合計141名 11月のキャンドルロード2023に向けお絵描きコップをつくる
 - ②キャンドルロード2023ワークショップ
 - 12日 幼児29名 小学生6名 大人23名 合計58名

(23)

- ③「水遊び」
 - 3日9日 幼児75名 小学生19名 大人35名 ゾウさんのシャワーを中心に水と親しむ
- ④「浴衣でおでかけ夏祭り」 26日 幼児1名 小学生0名 大人1名 浴衣の着付けをお手伝いし、夏祭りに参加してもらう
- ⑤ 「夏休み自習室」7月20日~8月24日 小学生 延べ144名
- (2) 月間行事:
 - ① 「SING SING SING 3」

22日(火)10時30分~11時 幼児13名 小学生4名 大人17名 ピアニスト・ドイツ語講師 森山靖子さんとソプラノ歌手 宮下咲恵さんによる歌う会

(3) 週間行事:下記一覧

なかまあそび

- ・ソフトバスケットボール
 - 31日(木) 延べ参加者人数 参加者人数 小学生6名 幼児0名 遊戯室のミニバスケットゴールを活用して3on3でゲームを楽しんだ。
- ・トランプ・オセロ
 - 10日(金) 21日(金) 幼児 2名 小学生 15名 大人 1名参加 技術に応じ、将棋・オセロを楽しんだ。
- ・バドミントン
 - 6日(日) 20日(日) 熱中症予防の為、中止 わんぱく広場で手作りネットを使用してバドミントンを楽しんだ。
- ・今月のお話会
- 28日(月) 11時30分 乳幼児 22名 大人 19名 16時30分 小学生 5名

乳幼児には読み聞かせ、小学生には本の紹介を中心におこなった。

- ・リトミック
 - 25日(金) 乳幼児 33名 大人 28名
 - リズム遊び等を楽しんだ。
- ・ひみつ基地をつくろう
 - 24日(木) 小学生 15名 幼児 3名 大人 1名 こども会議で考えたひみつ基地で遊ぶ
- ・検定日

25日~27日 幼児 12名 小学生 17名 大人 0名 検定日にけん玉・コマ・一輪車を検定した。

(4) 幼児教室:

ウサギ組 2歳児 小学校の夏休み期間中はお休み

ねらい:同年齢児と関りを持ち、母子(父子)ともに情緒の安定、他者交流を図る。

リス組 1歳児 小学校の夏休み期間中はお休み

ねらい:同年齢児と関りを持ち、母子(父子)ともに情緒の安定、他者交流を図る。

ひよこ組 0歳児 小学校の夏休み期間中はお休み ねらい:同年齢児と関りを持ち、母子(父子)ともに情緒の安定、他者交流を図る。

オ. 利用者からの意見、要望に対する事項 北千里児童センターについてのご意見 2件 (育児相談)

令和5年度 まちなかリピング北千里

建物維持管理年間計画書

				-		_	_			_						
	実施項目	法定点検	周期	4月	5月	6月	7月	8月	9月	юя	ш	12月	IД	2月	3月	備考
-	エレベーター 設備点検 (2基)	0	年12回	17	•	•	26	0	0	0	0	0	0	0	0	リモート点検。現地点検は10月1月4月7月
2	設備保守点検 (巡回点検)		年12回	24	23	28	21	28	0	0	0	0	0	0	0	
3	電気設備保守業務(受変電設備)	0	年12回	7	•	9	•	ш	0	0	0	0	0	0	0	偶数月:現地点検
4	電話設備保守業務		スポット	Г												必要に向じて実施
5	交 調設機保守点検業務		1	Г												
	交調機器保守点検		年4回	Г		27	Г		0			0			0	
	交調フィルター清掃		年4回	Г		27	Г		0			0			0	
	フロン法蘭易点検	0	年4回	Г		27			0			0			0	
	フロン法定期点検	0	3年1回													令和6年度実施
6	消防設備等保守業務	0	年2回	25						0						
	防火对象物定期点検	0	年1日							0						
7	非常用発電設 懶点検業務	0	1日/5年	Г												
8	太陽光発電設備保守		年1日	Г							0					
9	建築基準法第12条点検															特定建築物定期報告は今和マ年度より
	建築設備定期検査	0	年1日							0						令和5年より
	防火設備定期検査	0	年1回	Г						0						令和5年より
10	中央監視盤保守点検業務		スポット	Г			Г									必要に向じて実施
-	防犯カメラ保守		スポット													必要に向じて実施
12	自動ドア定期保守業務(5台)		年4回	ш			25			0			0			
13	害 虫駆除業務		年2回		23							0				
14	遊具点検		年1回				-			0						
15	給水ポンプ点検		年1回				21									
16	含響設備保守		スポット													必要に向じて実施
17	ピアノ保守点検		牟2回				→			0					0	
18	清掃業務															
	日常清掃(6HI名、4H2名)		開館日	•	•	•	•	0	0	0	0	0	0	0	0	
	定期清掃(床)		年4回		30			0			0			0		
	定期清掃(がラス)		年2回	Г		27						0				

2023年9月度まちなかリビング北千里月間事業報告書(児童センター部分抜粋)

ア. まちなかリビング北千里の利用状況

口仕	曜日	新規登録	特記事項					
日付	惟口	天気	(人)	うち児童センター(人)	うち公民館(人)	うち図書館(人)	机况互实	行記争垻
9月1日	(金)	晴	916	184	73	659	9	
9月2日	(土)	曇り	1,392	268	124	1,000	12	
9月3日	(日)	晴	1,427	372	126	929	17	
9月4日	(月)	曇り	806	102	78	626	6	
9月5日	(火)	晴	785	148	27	610	13	公民館休館日
9月6日	(水)	曇り	905	118	141	646	13	
9月7日	(木)	曇り	748	128	85	535	6	
9月8日	(金)	雨	823	154	67	602	5	
9月9日	(土)	晴	1,218	366	92	760	1.1	
9月10日	(日)	晴	1,261	438	57	766	20	
9月11日	(月)	雨	797	99	71	627	7	
9月12日	(火)	晴	755	100	36	619	12	公民館休館日
9月13日	(水)	晴	965	216	91	658	5	
9月14日	(木)	晴	848	143	107	598	6	
9月15日	(金)	晴	910	208	119	583	6	
9月16日	(土)	晴	1,250	362	97	791	20	
9月17日	(日)	雨	1,199	307	46	846	18	
9月18日	(月)	晴	1,265	336	56	873	19	
9月19日	(火)	晴	829	162	88	579	4	公民館休館日
9月20日	(水)	曇り	988	223	106	659	4	
9月21日	(木)	雨	744	100	142	502	6	
9月22日	(金)	雨	886	155	101	630	10	
9月23日	(土)	曇り	1,430	383	88	959	1.1	
9月24日	(日)	曇り	1,404	376	0	1,028	22	公民館休館日
9月25日	(月)	晴	960	130	130	700	5	
9月26日	(火)	曇り	0	0	0	0	0	館内整理日
9月27日	(水)	晴	735	229	107	399	0	図書館システム休館
9月28日	(木)	曇り	324	147	114	63	0	図書館システム休館
9月29日	(金)	晴	1,215	239	76	900	18	
9月30日	(土)	曇り	1,315	265	11	1,039	15	
			29,100	6,458	2,456	20,186	300	

イ. 管理運営に係る実績

(1) 児童センター運営事業

① 運営委員会開催状況

第12回運営委員会開催日時:9月19日(火)19時~20時

場所:まちなかリビング北千里 2F 視聴覚室 7名+3名(Z00Mで参加)欠席6名

(27)

議事内容:議事録を子育て政策室へ提出済み

② Line 運用

登録者数:843名(9/30現在)←815名(8/31現在)

←779名(7/30現在)

9月の発信回数:24回

今後の展開:防災関係伝達、本日の各室の使用方法等、細かな情報も発信していく。

紙での伝達方法の削減。

③ 専用使用実績

集会室使用: 9月11日 ちゅうちゅうず 大人 6名 乳幼児 7名

9月20日 ぽかぽかルーム 大人 13名 乳幼児 9名

(2) 施設維持管理

別添 【イー2】

・日常清掃作業 作業確認書で確認

・保安警備業務

午後8時以降は有人警備を行い、施設最終利用者退館までの安全確保と施設の巡回警備を行った。

業務時間外の保安体制として機械警備による運用を実施した。

·夜間対策

23時以降外部階段及びEV付近の消灯に伴い、夜間の返却ポスト利用時に階段使用の 注意喚起のポスターと三角コーンを設置した。

・館周辺の雑草が目立つとのご意見をいただいた。敷地内については日常清掃で除草を行い、9月26日から30日に植栽業者による除草作業を実施した。

(3) スタッフ研修

月	日	研修名	場所	対象者	人数
9月		避難訓練 (880万人訓練対応) 各部屋でシェイクアウト訓練の後、 防災頭巾・ヘルメットを来館者全員 に着用してもらい、集合場所まで移動	児童センター	大田・中﨑・本間・久保(光聖会)	4名
	1日-7日	保育シュミレーション研修 (幼児教室 00歳・0歳・ 1歳・2歳対応)	児童センター	中﨑・本間・花房・油井・久保・園部(光聖会)	6名
	19日-21日	壁面づくり(紅葉)研修	児童センター	中﨑・本間・園部(光聖会)	3名
	26日 10:30- 12:00	児童サービス ブックトーク	web	松岡(TRC)	1名
	26日 10:30- 12:00	図書館における広報について	web	浅川(TRC)	1名
	26日 14:00- 15:30	認知症サポーター養成講座	公民館	高瀬・大友・浅川・石川・鎌田・松岡・松村 (TRC)	7名

ウ. 自主事業に係る実績

- (1) イベント・教室
 - ① アート教室

14日(木) 9名参加 「秋の工作」 集会室

② キッズダンス教室

5日(火) 12日(火) 19日(火)

小学生低学年(1~3年生)延べ36名 大人21名 公民館

③ こども体操教室

2日(土) 9日(土) 16日(土) 未就学児30名 小学生26名 大人46名 集会室

(2) (1) に関する担当外部講師との打ち合わせの実施

エ. 主催事業に係る実績

- (1) 年間行事:
 - ① チャレンジ週間「壁面づくり(紅葉)」 18日~24日 幼児 36名 小学生 36名 大人 0名 合計 62名
 - ② トランプ大会 9日 練習日 5日8日12日 幼児 5名 小学生 13名 大人 1名 合計 19名 トランプを使用して大会を実施する(メダル授与あり)
- (2) 月間行事:
 - ① 「SING SING SING 3」

19日(火)10時30分~11時

幼児 16名 小学生 20名 大人 20名 合計 76名

ピアニスト・ドイツ語講師 森山靖子さんとソプラノ歌手 宮下咲恵さんによる歌う会

(3) 週間行事:下記一覧

なかまあそび

・ソフトバスケットボール

7日(木) 28日(木) 延べ参加者人数 参加者人数 小学生 7名 幼児 0名 遊戯室のミニバスケットゴールを活用して3on3でゲームを楽しんだ。

・オセロ

29日(金) 幼児 0名 小学生 6名 大人 0名参加 技術に応じ、将棋・オセロを楽しんだ。

・バドミントン

3日(日) 17日(日) 幼児 1名 小学生 8名 大人 2名 わんぱく広場で手作りネットを使用してバドミントンを楽しんだ。

・今月のお話会

25日(月) 11時30分 乳幼児 19名 大人 20名 16時30分 小学生 3名

乳幼児には読み聞かせ、小学生には本の紹介を中心におこなった。

(29)

- ・リトミック
 - 15日(金) 乳幼児 31名 大人 25名 リズム遊び等を楽しんだ。
- ・モルック
 - 11日(月) 小学生 2名 幼児 0名 大人 2名 フィンランド発祥の競技を楽しんだ。
- ・検定日22日~24日 幼児 2名 小学生 22名 大人 0名検定日にけん玉・コマ・一輪車を検定した。

(4) 幼児教室:

ウサギ組 2歳児 13日(水) 27日(水) 10時15分~11時参加者 乳幼児 18名 大人 18名

ねらい:同年齢児と関りを持ち、母子(父子)ともに情緒の安定、他者交流を図る。 リス組 1歳児 7日(木)21日(木) 10時15分~11時

参加者 乳幼児 21名 大人 21名

ねらい:同年齢児と関りを持ち、母子(父子)ともに情緒の安定、他者交流を図る。 ひよこ組 0歳児 5日(火)19日(火) 10時15分~11時

参加者 乳幼児 26名 大人 26名

ねらい:同年齢児と関りを持ち、母子(父子)ともに情緒の安定、他者交流を図る。

オ. 利用者からの意見、要望に対する事項

北千里児童センターについてのご意見 2件 (育児相談)

[4-2]

令和5年度 まちなかリビング北千里 建物維持管理年間計画書

			_	C TO	HE 17		-		4							
	実施項目	法定点検	周期	4月	5月	6月	7月	8月	9月	юя	ш	12月	I.B	2月	3月	備守
1	エレベーター設備点検(2基)	0	年12回	17	•	•	26	0	0	0	0	0	0	0	0	リモート点検。現地点検は10月1月4月7月
2	設備保守点検 (巡回点検)		年12回	24	23	28	21	28	28	0	0	0	0	0	0	
3	電気設備保守業務(受変電設備)	0	年12回	7	•	9	•	ш	•	0	0	0	0	0	0	偶数月:現地点検
4	電話設備保守業務		スポット	Г	Г				П							必要に向じて実施
5	交調設楊保守点検業務			Г	Г											
	空調機器保守点検		年4回	Г		27			26			0			0	
	交調フィルター清掃		年4回			27			26			0			0	
	フロン法関易点検	0	年4回			27			26			0			0	
	フロン法定期点検	0	3年1回													令和6年度実施
6	消防設備等保守業務	0	年2回	25						0						
	防火对象物定期点検	0	年1回							0						
7	非常用発電設備点検業務	0	1回/5年													
8	太陽光発電設備保守		年1回								0					
9	建築基準法第12条点検															特定建築物定期報告は今和7年度より
	建築設備定期検査	0	年1回							0						令和5年より
	防火設備定期検査	0	年1回							0						令和5年より
10	中央監視盤保守点検業務		スポット													必要に向じて実施
Ξ	防犯カメラ保守		スポット													必要に向じて実施
12	自動ドア定期保守業務(5台)		年4回	11			25			0			0			
13	害虫駆除業務		年2回		23							0				
14	遊具点検		年1回				→			0						
15	絵水ポンプ点検		年1回				21									
16	含審設機保守		スポット													必要に向じて実施
17	ピアノ保守点検		年2回				1			0					0	
18	清掃業務															
	日常清掃(6HI名、4H2名)		開館日	•	•	•	•	•	•	0	0	0	0	0	0	
	定期清掃(床)		华4回		30			29			0			0		
	定期清掃(ガラス)		年2回			27						0				
19	有人警備業務(夜間)		開館日	•	•	•	•	•	•	0	0	0	0	0	0	20時~22時30分動務
20	機械警備業務		常時	•	•	•	•	•	•	0	0	0	0	0	0	
21	植教管理		常時	29-24		27			36-30	0	0			0		4,9月除草·4,6,9,11月至月, 6,10月薬剤散布、2月施肥、6月剪
	消防訓練		年2回		30						0					

2023年10月度まちなかリビング北千里月間事業報告書(児童センター部分抜粋)

ア. まちなかリビング北千里の利用状況

			入館者数					
日付	曜日	天気	(人)	うち児童セ ンター (人)	うち公民館 (人)	(人)	新規登録	特記事項
	(日)	雨	1,501	449	27	1,025	26	
	(月)	晴	1,085	186	68	831	6	
	(火)	曇り	873	157	82	634	- 11	公民館休館日
10月4日	(水)	曇り	1,035	167	78	790	10	
10月5日	(木)	晴	952	152	100	700	5	
10月6日	(金)	晴	916	117	72	727	4	
10月7日	(土)	曇り	1,449	306	130	1,013	9	
10月8日	(日)	曇り	1,192	249	82	861	14	
10月9日	(月)	雨	1,368	339	73	956	10	
10月10日	(火)	曇り	903	143	120	640	6	公民館休館日
10月11日	(水)	晴	1,037	252	102	683	6	
10月12日	(木)	晴	940	175	125	640	3	
10月13日	(金)	曇り	854	161	100	593	14	
10月14日	(土)	雨	1,222	246	86	890	9	
10月15日	(日)	雨	1,456	336	124	996	5	
10月16日	(月)	晴	1,000	157	83	760	1.1	
10月17日	(火)	晴	842	151	57	634	6	公民館休館日
10月18日	(水)	晴	977	146	122	709	15	
10月19日	(木)	晴	838	134	62	642	4	
10月20日	(金)	雨	759	75	126	558	2	
10月21日	(土)	晴	1,266	256	104	906	19	
10月22日	(日)	晴	1,237	256	98	883	19	
10月23日	(月)	晴	960	185	112	663	11	
10月24日	(火)	晴	1,242	171	64	1,007	9	公民館休館日
10月25日	(水)	晴	986	195	121	670	2	
10月26日	(木)	晴	823	144	122	557	4	
10月27日	(金)	晴	756	101	119	536	4	
10月28日	(土)	晴	1,344	316	155	873	14	
10月29日	(日)	晴	1,280	328	50	902	18	
10月30日	(月)	晴	932	205	28	699	6	
10月31日	(火)	晴	21	0	21	0	0	館内整理日(モニタリング)
			32,046	6,255	2,813	22,978	282	

イ. 管理運営に係る実績

(1) 児童センター運営事業

① 運営委員会開催状況

第13回運営委員会開催日時:10月17日(火)19時~20時

場所:まちなかリビング北千里 2F 視聴覚室 10名 2名(Z00Mで参加)欠席4名

議事内容:議事録を子育て政策室へ提出済み

② Line 運用

登録者数:870名(10/31現在)←843名(9/30現在)

←815名(8/31現在)

(32)

10月の発信回数:37回

今後の展開:防災関係伝達、本日の各室の使用方法等、細かな情報も発信していく。 紙での伝達方法の削減。

③ 専用使用実績

集会室使用:10月10日 ちゅうちゅうず 大人 5名 乳幼児 5名 10月16日 青葉の会 大人10名 乳幼児15名 10月18日 ぽかぽかルーム 大人 11名 乳幼児 8名

- ・毎日 web 貸室申し込み状況の確認 (8件)
- ・随時 グループ活動の支援としてグループ紹介や会員募集等のポスターを募集し、 ポスターを2階北側階段前に掲示した。

(2) 施設維持管理

別添 【イー2】

- ・日常清掃作業 作業確認書で確認
- ・保安警備業務

午後8時以降は有人警備を行い、施設最終利用者退館までの安全確保と施設の巡回警備を行った。

業務時間外の保安体制として機械警備による運用を実施した。

・夜間対策

23時以降外部階段及びEV付近の消灯に伴い、夜間の返却ポスト利用時に階段使用の 注意喚起のポスターと三角コーンを設置した。

・ピアノ調律作業

10月25日に視聴覚室アップライトピアノ1台、会議室3グランドピアノ1台を業者による調律作業を実施した。

(3) スタッフ研修

月	日	内容	場所	対象者	人数
10月	12日	不審者対応訓練 不審者説得・進入時の対応・ 各部屋に来館者を誘導後、施 錠。合図は「消毒の時間です」	児童センター	大田・中﨑・園部・久保・南方	5名
	1日-7日	保育シュミレーション 研修 幼児教室 00歳・0歳・1 歳・2歳対応	児童センター	中﨑・本間・花房・油井・久保・園部	6名
	10日	公民館予約システム操作研 修	公民館	大友·鎌田	2名
	12日	館長研修	TRC関西支社	桒田	1名
	20日	キャップアート掲示研修 キャップアート掲示の方法を研修	児童センター	中﨑·本間·園部	3名
	20日	図書館責任者研修	千里図書館	野本	1名
	31日	ビジネス文書研修	web	大友	1名
	31日	広報研修	web	浅川	1名
	31日	児童サービス(ブックトーク)	web	上村	1名
	26日 31日	人権研修「障害のある人と人権〜誰もが住みよい社会をつくるために〜」 法務省人権啓発コンテンツユーチューブより	web	本間・中崎・園部(光聖会) 高瀬・石川・川元・上村・松岡・松村 (TRC)	9名

ウ. 自主事業に係る実績

- (1) イベント・教室
 - アート教室
 12日(木)
 - 9名参加 「秋の工作」 集会室
 - ② キッズダンス教室
 - 3日(火) 17日(火) 24日(火) 小学生低学年(1~3年生) 延べ38名 大人20名 公民館
 - ③ こども体操教室
 - 7日(土) 14日(土) 21日(土)

未就学児29名 小学生13名 大人17名 集会室

(2) (1)に関する担当外部講師との打ち合わせの実施

エ. 主催事業に係る実績

- (1) 年間行事:
 - ① 竹馬チャレンジ

15日~21日 幼児 4名 小学生 38名 大人 0名 合計 42名

- ② ハロウィン
 - 30日 幼児 62名 小学生 22名 大人 8名 合計 92名 仮装を楽しんだり、ゲームをしたりみんなで楽しむ
- (2) 月間行事:

(34)

① 「SING SING SING3」

24日(火)10時30分~11時

幼児 22名 小学生 0名 大人 22名 合計 44名

ピアニスト・ドイツ語講師 森山靖子さんとソプラノ歌手 宮下咲恵さんによる歌う会

(3) 週間行事:下記一覧

なかまあそび

・ソフトバスケットボール

5日(木) 26日(木) 延べ参加者人数 小学生 36名 幼児 1名 遊戯室のミニバスケットゴールを活用して30n3でゲームを楽しんだ。

・オセロ

13日(金) 幼児 0名 小学生 2名 大人 0名参加 技術に応じ、将棋・オセロを楽しんだ。

・バドミントン

8日(日) 未実施 22日(日) 幼児 1名 小学生 6名 大人 1名 わんぱく広場で手作りネットを使用してバドミントンを楽しんだ。

・今月のお話会

23日(月) 11時30分 乳幼児 11名 大人 11名 16時30分 小学生 2名

乳幼児には読み聞かせ、小学生には本の紹介を中心におこなった。

・リトミック

20日(金) 乳幼児 13名 大人 11名

リズム遊び等を楽しんだ。

・モルック

3日(月) 小学生 1名 幼児 1名 大人 1名 フィンランド発祥の競技を楽しんだ。

・検定日

27日~29日 幼児 0名 小学生 8名 大人 0名 検定日にけん玉・なわとび・コマ・一輪車を検定した。

(4) 幼児教室:

ウサギ組 2歳児 11日(水)25日(水)

10時15分~11時 参加者 乳幼児 14名 大人 14名

ねらい:同年齢児と関りを持ち、母子(父子)ともに情緒の安定、他者交流を図る。

リス組 1歳児 11日(木)25日(木)

10時15分~11時 参加者 乳幼児 18名 大人 18名

ねらい:同年齢児と関りを持ち、母子(父子)ともに情緒の安定、他者交流を図る。 ひよこ組 0歳児 3日(火)17日(火)

10時15分~11時 参加者 乳幼児 23名 大人 23名

ねらい:同年齢児と関りを持ち、母子(父子)ともに情緒の安定、他者交流を図る。 らっこ組 00歳児 13日(金)27日(金)

(35)

10時15分~11時 乳幼児 14名 大人 16名 ねらい:同年齢児と関りを持ち、母子(父子)ともに情緒の安定、他者交流を図る。

- オ. 利用者からの意見、要望に対する事項
 - 北千里児童センターについてのご意見 2件
 - ・施設周りの植栽の雑草に対してご意見を頂戴しました。
 - →来年度は計画的に植栽の手入れを行います。
 - ・電池のクラウドファンディング、色鉛筆の寄付をお願いに対して、

【備品を買えないほどまで財政逼迫しているか。納めている税金は、どこに消えているのか?】

- →「ピンチ」などの表記については、誤解を生んでしまった。今後は表記を考える。
- →色鉛筆、玩具の寄付はシルバー世代との交流の意図等説明。

[4-2]

令和5年度 まちなかリビング北千里

建物維持管理報告書 実施項目 法定点検 周期 4Л 5Л 6Л 7Л 8Л 9Л 10Л 11Л 12Л 1Л 2Л 3Л エレベーター設備点検(2基) 0 年12回 ● 26 ● ● 31 O 0 0 0 0 2 設備保守点検 (巡回点検) 年12回 24 23 28 21 28 28 27 0 0 0 0 0 電気設備保守業務(受変電設備) 0 年12回 ● 9 ● II ● 3I O 0 〇 〇 〇 偶数月:現地点検 7 3 スポット 4 電話設備保守業務 必要に向して実施 5 空調設備保守点検業務 空調機器保守点検 年4回 27 26 0 0 交調フィルター清掃 年4回 27 26 0 0 フロン法簡易点検 0 年4回 27 26 0 0 3年1回 フロン法定額点検 0 令和6年度実施 6 消防設備等保守業務 年2回 0 25 31 防火対象物定期点検 0 年1回 31 7 非常用発電設備点検業務 0 1回/5年 太陽光発電設備保守 年1回 0 特定建築物定期報告は今和7年度より 9 建築基準法第12条点検 建築設備定期検査 0 年1回 31 今和5年より 防火設備定期検査 0 年1回 31 今和5年より 10 中央監視盤保守点検業務 スポット 必要に向じて実施 11 防犯カメラ保守 スポット 必要に向じて実施 12 自動ドア定期保守業務(5台) 年4回 31 13 害虫駆除業務 年2回 0 23 14 遊具点検 年1回 給水ポンプ点検 年1回 15 21 16 含響設備保守 スポット 必要に向じて実施 17 ピアノ保守点検 年2回 25 0 18 清掃業務 日常清掃(6HI名、4H2名) 褐鲸目 • • • • • • • 0 0 0 0 0 定期清掃(床) 年4回 30 29 0 0 年2回 定期清掃(ガラス) 27 0 19 有人警備業務(夜間) 開館日 • • • • • • • 0 0 0 0 ○ 20時~22時30分動務 20 機械警備業務 常时 • • • • • • 0 0 0 0 0 21 植栽管理 0 0 6,10月集刺散布、2月施肥、6月剪 消防訓練 30 0

2023年11月度まちなかリビング北千里月間事業報告書(児童センター部分抜粋)

ア. まちなかリビング北千里の利用状況

			入館者数					
日付	曜日	天気	(人)	うち児童セ ンター (人)	うち公民館 (人)	うち図書館 (人)	新規登録	特記事項
月 日	(水)	晴	943	204	76	663	13	
11月2日	(木)	晴	938	196	94	648	9	
11月3日	(金)	晴	1,189	291	100	798	11	
11月4日	(土)	晴	1,790	272	0	1,518	15	公民館文化祭
11月5日	(日)	晴	1,693	308	0	1,385	9	公民館文化祭
11月6日	(月)	雨	715	95	88	532	9	
11月7日	(火)	晴	850	165	38	647	1.1	公民館休館日
11月8日	(水)	晴	989	208	92	689	3	
11月9日	(木)	晴	892		114	667	9	
Ⅱ月Ⅱ0日	(金)	雨	684	75	97	512	1	
月 日	(土)	曇り	1,370	303	123	944	10	
11月12日	(日)	晴	1,270	362	109	799	10	
	(月)	雨	775	86	59	630	3	
月 4日	(火)	晴	763	99	38	626	8	公民館休館日
月 5日	(水)	晴	1,003	183	124	696	8	
11月16日	(木)	曇り	894	116	115	663	4	
月 7日	(金)	雨	820	178	150	492	10	
月 8日	(土)	曇り	1,415	347	126	942	14	まちきたオータムフェスタ
月 9日	(日)	晴	1,437	327	75	1,035	12	
11月20日	(月)	晴	827	96	67	664	8	
11月21日	(火)	晴	899	157	64	678	5	公民館休館日
11月22日	(水)	晴	857	188	104	565	8	
11月23日	(木)	晴	1,305	371	90	844	20	
11月24日	(金)	晴	812	138	10	664	9	公民館休館日
11月25日	(土)	晴	1,479	390	124	965	11	
11月26日	(日)	晴	1,473	434	183	856	14	▼
11月27日	(月)	曇り	976	103	99	774	4	
11月28日	(火)	晴	7	0	7	0		公民館休館日
11月29日	(水)	晴	1,103	171	118	814	8	
11月30日	(木)	晴	892	178	43	671	4	
			31,060	6,152	2,527	22,381	260	

イ. 管理運営に係る実績

(1) 児童センター運営事業

① 運営委員会開催状況

第14回運営委員会開催日時:11月21日(火)19時~20時

場所:まちなかリビング北千里 2F 視聴覚室 8名 3名(Z00Mで参加)欠席5名

議事内容:議事録を子育て政策室へ提出済み

② Line 運用

登録者数:878名(11/30現在)←870名(10/31現在)

←843名(9/30現在)

(38)

11月の発信回数:39回

今後の展開:防災関係伝達、本日の各室の使用方法等、細かな情報も発信していく。

紙での伝達方法の削減。

③ 専用使用実績

集会室使用:11月13日 ちゅうちゅうず

大人 0名 乳幼児 0名 (欠席者多数の為キャンセル)

11月15日 ぽかぽかルーム

大人 0名 乳幼児 0名 (欠席者多数の為キャンセル)

(2) 施設維持管理

別添 【イー2】

・日常清掃作業 作業確認書で確認

・保安警備業務

午後8時以降は有人警備を行い、施設最終利用者退館までの安全確保と施設の巡回警備を行った。

業務時間外の保安体制として機械警備による運用を実施した。

・夜間対策

23時以降外部階段及び EV 付近の消灯に伴い、夜間の返却ポスト利用時に階段使用の 注意喚起のポスターと三角コーンを設置した。

(3) スタッフ研修

月	В	内容	場所	対象者	人数
11月	6日	不審者対応訓練(職員役割確認)	児童センター	中崎・本間・園部・久保(光聖会)	4名
	7日	保育シュミレーション 研修 幼児教室 00歳・0歳・1 歳・2歳対応	児童センター	中崎・本間・花房・油井・久保・園部(光聖 会)	6名
	7日	令和5年度新人研修	TRC関西支社	望月(TRC)	1名
	13日	吹田市立児童館の今後の在り方について(子育て政策室より)		大田・中﨑・園部(光聖会)	3名
	14日	公民館予約システム操作研 修	公民館	大友・鎌田(TRC)	2名
	24日	図書館責任者研修	千里図書館	野本(TRC)	1名
	28日	避難訓練 (地震からの火災を想定) 通報・消火・誘導	まちなかリビング北千里	来田・高瀬・大友・浅川・松岡・松村・石川・鎌田・川元(TRC) 大田・本間・園部・油井・花房・高藤(光聖会) 正木・中平(長谷工) 市職員2名(図書館)	17名 +2名(市職 員)
	29日30日	展示特設研修	TRC本社	大友(TRC)	1名

ウ. 自主事業に係る実績

- (1) イベント・教室
 - ① アート教室

9日(木) 7名参加 「秋の工作」 集会室

② キッズダンス教室

7日(火) 14日(火) 21日(火)

小学生低学年(1~3年生)延べ38名 大人16名 公民館

(39)

- ③ こども体操教室4日(土) 11日(土) 18日(土)未就学児26名 小学生17名 大人40名 集会室
- (2) (1)に関する担当外部講師との打ち合わせの実施

エ. 主催事業に係る実績

(1) 年間行事:

児童センターまつり(まちきたオータムフェスタ2023)

① 「SING SING SING 3」

21日(火)10時30分~11時 幼児18名 小学生0名 大人22名 合計 40名

ピアニスト・ドイツ語講師 森山靖子さんとソプラノ歌手 宮下咲恵さんによる歌う会

② 積み木を作ろう

18日(土) 幼児 7名 小学生 14名 大人 8名 合計 29名 19日(日) 幼児 22名 小学生 7名 大人 21名 合計 21名 合計 50名

まちなかリビング北千里で使用されている能勢の木切れで積み木をつくる

③ バルーンアート

22日(水) 幼児 19名 小学生 9名 大人 13名 合計 41名 ふうせん家ゼブラさんに来ていただき、フーセンアートづくり

④ ママのためのグラスアート

24日(金) 幼児 4名 小学生 0名 大人 4名 合計 8名 託児付きで、子育て応援

⑤ 親子で化石を発掘しよう

18日 幼児 0名 小学生 7名 大人 7名 合計 14名 講師の指導のもと、親子で葉っぱの化石を見つけ出す

⑥ キッズダンスフェス

18日 幼児 17名 小学生 26名 大人 43名 合計 86名 自主事業のキッズダンスチームの発表会

⑦ モジャ博士のサイエンスショー

26日 幼児 28名 小学生 9名 大人 32名 合計 69名 モジャ博士による実験体験

⑧ 缶バッチ販売

25日 幼児 10名 小学生 0名 大人31名 合計 31名 1周年を記念して子ども会議でデザインしたロゴの缶バッチを販売

⑨ キャンドルロード

4日 幼児 4名 小学生 0名 大人 4名 合計 8名 オータムフェスタのオープニングとしてお出かけ児童センターを実施

(2) 月間・週間行事:下記一覧

なかまあそび

・ソフトバスケットボール

16日(木)30日(木) 延べ参加者人数 小学生 16名 幼児 0名 遊戯室のミニバスケットゴールを活用して3on3でゲームを楽しんだ。 関西大学ボランティアの学生さんとスポーツを楽しむ

・オセロ

10日(金) 幼児 0名 小学生 2名 大人 0名参加 技術に応じ、将棋・オセロを楽しんだ。

・バドミントン

5日(日) 12日(日) 幼児 1名 小学生 19名 大人 3名 合計 23名 わんぱく広場で手作りネットを使用してバドミントンを楽しんだ。

・今月のお話会

20日(月) 11時30分 乳幼児 8名 大人 7名 16時30分 小学生 0名

乳幼児には読み聞かせ、小学生には本の紹介を中心におこなった。

・リトミック

17日(金) 乳幼児 27名 大人 25名 リズム遊び等を楽しんだ。

・モルック

6日(月) 小学生 3名 幼児 2名 大人 1名 フィンランド発祥の競技を楽しんだ。

・体感ジム

9日(木) 乳幼児 1名 小学生 3名 トランポリンやバランスボールで体幹を鍛える

・壁面づくり

8日(水) 15日(水) 29日(水) 乳幼児 1名 小学生 21名 児童センターの壁面(四季)の冬バージョンを制作する

・巧技台設置日

29日(水) 30日(木) 幼児 59名 大人 62名 巧技台を使いたのしく遊ぶ

・検定日

24日~26日 幼児 0名 小学生 4名 大人 2名 検定日にけん玉・なわとび・コマ・一輪車を検定した。

(3) 幼児教室:

ウサギ組 2歳児 8日(水) 22日(水) 10時15分~11時 参加者 乳幼児 16名 大人 16名 ねらい:同年齢児と関りを持ち、母子(父子)ともに情緒の安定、他者交流を図る。 リス組 1歳児 2日(木) 16日(木) 10時15分~11時

(41)

参加者 乳幼児 17名 大人 17名

ねらい:同年齢児と関りを持ち、母子(父子)ともに情緒の安定、他者交流を図る。

ひよこ組 0歳児 7日(火)21日(火) 10時15分~11時

参加者 乳幼児 25名 大人 25名

ねらい:同年齢児と関りを持ち、母子(父子)ともに情緒の安定、他者交流を図る。

らっこ組 00歳児 10日(金) 10時15分~11時

乳幼児 7名 大人 7名

ねらい:同年齢児と関りを持ち、母子(父子)ともに情緒の安定、他者交流を図る。

令和5年度 まちなかリビング北千里 建物維持管理年間報告書

	実施項目	建實点機	RID	48	5月	6月	7 A	8Д	98	10.8	110	128	1.Fl	2月	38	44
_	エレベーター設備点検(2基)	0	年12日	17	0	0	26	0	0	31	0	0	0	0	-	現地点検は10月1月4月7月(ロ リモート点検)
_	設備保守点検(迦凹点検)	Ť	年12日	24	23	28	21	28	28	27	18	25	0	0	0	SERVICE CHILIPPIN (O'C TANK)
3	電気投機保守業務(受変電設備)	0	年12日	7	0	9	0	11	0	31	0	22	0	0	_	偶数月:現地点検(のリモート点検)
4	電話設備保守業務	Ť	スポット	_		_				٠.	•		_	_		68 KRST#R
5	空調設備保守点検業務		AWT	Н		H		⊢			Н				_	ME crade p 1988
_	空調機器保守点検		年4世	Н		27	Н	\vdash	26	Н	Н	26			0	
-	空間フィルター清掃		年4世	Н		27		\vdash	26	_	\vdash	26			0	
-	フロン法関易点検	0	年4世	Н		27		\vdash	26	\vdash	Н	26			0	
\vdash	フロン法定期点検	0	3年1日	Н		-		\vdash	20	\vdash	Н	20		\vdash	_	令和6年度 賞施
6	消防設備等保守業務	0	年2回	25		Н		Н	Н	31	Н	\vdash				THOTOCHE
_	防火対象物定期点検	0	年日日	2		\vdash	Н	\vdash	Н	31	Н	\vdash		Н	_	
7	非常用影響設備直検業務	0	1四/5年	Н		H		\vdash	\vdash	31	\vdash				_	
8	外市用完电放情品快車物 太陽光影電設備保守	Š	年1日	Н		H	Н	\vdash	Н	Н	18	\vdash		Н	_	
_	建築基準法第12条点検		714	Н		H		\vdash	Н	\vdash	10	\vdash		Н	_	特定 建基物 定期 報告让 令 有以 年度 上川
-	建築設備定期検査	0	年1日	Н		H		⊢	Н	31	\vdash	\vdash				他の 他の 他の 他の 他の 他の 他の 他の 他の 他の
Н	防火設備定期検査	0		Н		\vdash	Н	\vdash	Н	31	Н	\vdash		\vdash	_	
10	助火款補定期検査 申央監視整保守点検業務	Š	年1日 スポット	Н		L		⊢		31	Н					令和S年上り 必要に会じて実施
-			スポット	Н		H		⊢			Н					
\vdash	防犯カメラ保守					L	-	L			Н					必要に向けて実施
-	自動ドア定期保守業務(5台)		年4回	Ξ		⊢	25	⊢	Н	31		L	0			
-	害虫駆除業務		年2回	Ш	23	╙		╙	Ш	Ш	28					
	遊具点検	4	年1日	Ш		┕		┕								
_	給水ポンプ点検	4	年1日				21	$ldsymbol{ldsymbol{ldsymbol{eta}}}$								
16	音響設備保守	4	スポット	Ш		L		ᆫ			Ш					必要に向けて実施
17	ピアノ保守点検	\angle	年1四			L		L		25						
18	電気稟保守点検		年1回			L		L					15			
19	清掃業務	\angle				L		L								
	日常清掃(6H1名、4H2名)		製館日	•	•	•	•	•	•	•	•	0	0	0	0	
	定期清掃(床)	\backslash	年4回		30			29			28			0		
	児童館ワックスがけ	/	年月	26	31	28	26	30	27	11/1	29	27	0	0	0	
	定期清掃(ガラス)		年2回			27					28					
20	有人警備業務(夜間)		開館日	•	•	•	•	•	•	•	•	0	0	0	0	20時~22時30分動務
21	機械警備業務		常時	•	•	•	•	•	•	•	•	0	0	0	0	
22	植教管理		鄉時	38-39		27			20-30		28			0		4,9月除草·4,6,9,月芝州.6月薬剤散布·剪 家
	消防訓練		年2回		30	Г		Г			28					

2023年12月度まちなかリビング北千里月間事業報告書(児童センター部分抜粋)

ア. まちなかリビング北千里の利用状況

				入食	馆者数			
日付	曜日	天気	(人)	うち児童セ ンター (人)	うち公民館 (人)	(人)	新規登録	特記事項
12月1日	(金)	晴	825	107	76	642	11	
12月2日	(土)	晴	1,305	287	105	913	14	
12月3日	(日)	晴	1,336	285	152	899	18	
12月4日	(月)	晴	859	126	77	656	8	
12月5日	(火)	雨	643	85	13	545	2	公民館休館日
12月6日	(水)	晴	911	190	77	644	8	
12月7日	(木)	曇り	755	123	98	534	5	
12月8日	(金)	晴	897	169	87	641	16	
12月9日	(土)	晴	1,343	305	112	926	10	
12月10日	(日)	晴	1,381	305	87	989	3	
12月11日	(月)	晴	727	77	87	563	2	
12月12日	(火)	曇り	699	105	30	564	5	公民館休館日
12月13日	(水)	晴	888	139	89	660	13	
12月14日	(木)	晴	948	207	169	572	2	
12月15日	(金)	雨	832	98	117	617	6	
12月16日	(土)	曇り	1,209	294	90	825	5	
12月17日	(日)	晴	1,272	302	130	840	13	
12月18日	(月)	晴	817	144	72	601	7	
12月19日	(火)	曇り	753	191	77	485	14	公民館休館日
12月20日	(水)	曇り	921	172	120	629	6	
12月21日	(木)	晴	827	186	99	542	5	
12月22日	(金)	晴	897	234	85	578	4	
12月23日	(土)	晴	1,063	243	61	759	13	
12月24日	(日)	晴	1,074	341	146	587	5	
12月25日	(月)	晴	929	177	126	626	6	
12月26日	(火)		0	0	0	0		公民館休館日
-	(水)	晴	1,018	265	49	704	11	
12月28日	(木)	晴	1,207	276	36	895	7	
12月29日	(金)		0	0	0	0	0	年末年始休館日
12月30日	(土)		0	0	0	0	0	年末年始休館日
12月31日	(日)		0	0	0	0	0	年末年始休館日
	, ,		26,336	5,433	2,467	18,436	219	

イ. 管理運営に係る実績

(1) 児童センター運営事業

① 運営委員会開催状況

第15回運営委員会開催日時:12月19日(火)19時~20時

場所:まちなかリビング北千里 2F 視聴覚室 10名 3名(Z00Mで参加)欠席3名

議事内容:議事録を子育て政策室へ提出済み

② Line 運用

登録者数:909名(12/28現在)←878名(11/30現在)

←870名(10/31現在)

(44)

12月の発信回数:31回

今後の展開:防災関係伝達、本日の各室の使用方法等、細かな情報も発信していく。

紙での伝達方法の削減。

③ 専用使用実績

集会室使用:12月4日 ちゅうちゅうず 大人 6名 乳幼児 8名

12月13日 ぽかぽかルーム 大人 10名 乳幼児 8名

(2) 施設維持管理

別添 【イー2】

- ・日常清掃作業 作業確認書で確認
- ・保安警備業務

午後8時以降は有人警備を行い、施設最終利用者退館までの安全確保と施設の巡回警備を行った。

業務時間外の保安体制として機械警備による運用を実施した。

・夜間対策

23時以降外部階段及び EV 付近の消灯に伴い、夜間の返却ポスト利用時に階段使用の 注意喚起のポスターと三角コーンを設置した。

(3) スタッフ研修

月	日	内容	場所	対象者	人数
12月	9日	館長研修(全国館長会)	TRC本社	亲田 (TRC)	1名
	11日	公民館予約システム操作研 修	公民館	大友・鎌田(TRC)	2名
	11日-15日	保育シュミレーション研修 幼児教室 00歳・0歳・1 歳・2歳対応	児童センター	中﨑・本間・花房・油井・久保・園部(光聖会)	6名
	19日	園長研修 (人権とガバナンス)	光聖会本部	大田(光聖会)	1名
	22日	図書館責任者研修	千里図書館	野本(TRC)	1名
	26日	児童サービス概論	web	松村(TRC)	1名
	28日	地震対応訓練	児童センター	大田・中﨑・園部・久保(光聖会)	4名

ウ. 自主事業に係る実績

- (1) イベント・教室
 - ① アート教室

14日(木) 8名参加 「クリスマスリースとセンサリーボトル」 集会室

② キッズダンス教室

5日(火) 12日(火) 19日(火)

小学生低学年(1~3年生)延べ37名 大人21名 公民館

③ こども体操教室

2日(土) 9日(土) 16日(土)

未就学児31名 小学生23名 大人39名 集会室

(2) (1)に関する担当外部講師との打ち合わせの実施

エ. 主催事業に係る実績

- (1) 年間行事:
 - ① クリスマスおたのしみ会

14日(木) 10時15分~11時 幼児41名 大人41名 合計82名 遊戯室で未就学児と保護者はクリスマスにちなんだ歌等で楽しんだ 19日(火) 16時~17時 小学生13名 幼児10名 大人8名 合計31名 遊戯室で小学生・幼児は子ども会議で考えたゲーム等で楽しんだ

- ② sing sing sing9 (Xmas バージョン) 親子で歌おう24日(日) 10時30分~11時幼児 44名 小学生 2名 大人 51名 合計 97名日曜日のクリスマスイブに演奏や歌を楽しんだ
- (2) 月間・週間行事:下記一覧

なかまあそび

・ソフトバスケットボール

7日(木) 21日(木) 延べ参加者人数 参加者人数 小学生 12名 幼児 0名 遊戯室のミニバスケットゴールを活用して 3on3 でゲームを楽しんだ。

関西大学ボランティアの学生さんとスポーツを楽しむ

- ・オセロ・将棋
 - 1日(金) オセロ 幼児 0名 小学生 6名 大人 0名参加 8日(金) 将棋 幼児 0名 小学生 3名 大人 0名参加 技術に応じ、将棋・オセロを楽しんだ。
- ・バドミントン

3日(日) 17日(日) 幼児 4名 小学生 12名 大人 5名 合計 21名 わんぱく広場で手作りネットを使用してバドミントンを楽しんだ。

- ・今月のお話会
 - 18日(月) 11時30分 乳幼児 13名 大人 12名 16時30分 小学生 5名

乳幼児には読み聞かせ、小学生には本の紹介を中心におこなった。

- ・リトミック
 - 22日(金) 乳幼児 35名 大人 31名 合計 66名 リズム遊び等を楽しんだ。
- ・モルック

5日(月) 9日(土) 小学生 10名 幼児 2名 大人 1名 合計 10名 フィンランド発祥の競技を楽しんだ。

体感ジム

14日(木) 乳幼児 0名 小学生 4名 大人 0名 合計4名 トランポリンやバランスボールで体幹を鍛える

- ・缶つみ
 - 11日(月) 乳幼児 0名 小学生 2名 大人 0名 合計2名

(46)

児童センターの壁面 (四季) の冬バージョンを制作する

- ・百人一首(カルタ)
 - 27日(水) 28日(木) 幼児 0名 小学生 8名 大人 0名 合計 8名 1月のカルタ大会にむけての練習会
- ・検定日

22日~24日 幼児 1名 小学生 8名 大人 1名 合計 10名 検定日にけん玉・なわとび・コマ・一輪車を検定した。

- (3) 幼児教室: 募集期間 12月1日~25日
 - ウサギ組 2歳児
 - リス組 1歳児
 - ひよこ組 0歳児
 - らっこ組 00歳児

令和5年度 まちなかリピング北千里 建物維持管理年間計画書

[4-2]

	実施項目	温度点槽	MIN	48	SA	6月	7 A	8Д	98	10.8	110	128	LA	2月	3月	44
-	エレベーター設備点検(2基)	0	年12世	17	0	0	26	0	0	31	0	0	30	0		現地点検は10月1月4月7月(ロリモート点検)
-	設備保守点検(巡回点検)		年12回	24	23	28	21	28	28	27	18	25	24	0	0	
3	電気設備保守業務(受変電設備)	0	年12回	7	0	9	0	11	0	31	0	22	0	0	0	偶数月:現地点検(ロリモート点検)
4	電話設備保守業務		スポット	Н				Н			Н	Н				必要に向けて実施
5	空調設備保守点検章務			Н				Н			Н	Н	Н			
	空調機器保守点検		年4回	Н	\vdash	27		Н	26		Н	26	Н		0	
	空調フィルター清掃		年4回	Н		27		Н	26		Н	26	Н		0	
	フロン法拠易点検	0	年4回	Н	\vdash	27		Н	26		Н	26	Н		0	
	フロン法定期点検	0	3年1日	Г				П			Н	П	Н			令和6年度実施
6	消防設備等保守業務	0	年2回	25				П		31	Н	П	Н			
	防火対象物定期点検	0	年1日	Г				П		31	Н	П	Н			
7	非常用発電設備点検業務	0	1四/5年	Г							П	П	П			
8	太陽光発電設備保守		年1回	Г							18	П	П			
9	建築基準法第12条点検					П	П	П			П	П	П			特定建築物定期報告は今和7年度より
	建築設備定期検査	0	年1回	Г						31	П	П	П			今和5年より
	防火設備定期検査	0	年1回							31	П	П	П			今和5年より
10	中央監視盤保守点検業務		スポット								П	П	П			必要に向じて実施
11	筋犯カメラ保守		スポット								П	П	П			必要に向けて実施
12	自動ドア定期保守業務(5台)		年4回	ш			25			31	П	П	30			
13	害虫駆除業務	\backslash	年2回		23						28					
14	遊具点検		年1回	Г		П					П	П	П			
15	給水ポンプ点検		年1回	Г		П	21				П	П	П			
16	含響設備保守	\	スポット													必要に向じて実施
17	ピアノ保守点検	١	年1四							25						
18	電気察保守点検	\setminus	年1四								П		15			
19	清掃業務	\									П					
	日常清掃(6H1名、4H2名)	١	開館日	•	•	•	•	•	•	•	•	•	0	0	0	
	定期清掃(床)	١	年4回		30			29			28			0		
	児童館ワックスがけ	\setminus	毎月	26	31	28	26	30	27	11/1	29	27	31	0	0	
	定期清掃(がラス)	\	年2回			27					П	26				
20	有人警備業務(夜間)	\	開館日	•	•	•	•	•	•	•	•	•	0	0	0	20時~22時30分動務
21	機械警備業務	\setminus	常時	•	•	•	•	•	•	•	•	•	0	0	0	
22	植栽管理	\setminus	存款	38-39		27			38-30		28			0		4,9月除草 · 4,6,9,月芝刈、6月薬剤散布·剪 定
	海防訓練		年2回		30						28					

2024年1月度まちなかリビング北千里月間事業報告書(児童センター部分抜粋)

ア. まちなかリビング北千里の利用状況

				入食	官者数			
日付	曜日	天気	(人)	うち児童セ ンター (人)	うち公民館 (人)	うち図書館 (人)	新規登録	
月 日	` ′					0		年末年始休館日
1月2日	(火)					0		年末年始休館日
1月3日	(水)					0		年末年始休館日
1月4日	(木)					0		年末年始休館日
1月5日	(金)	晴	1,247	278	43	926	8	
1月6日	(土)	晴	1,337	329	80	928	8	
1月7日	(日)	晴	1,310	346	31	933	12	
1月8日	(月)	晴	1,236	358	71	807	17	
1月9日	(火)	晴	878	173	20	685	5	公民館休館日
月 0日	(水)	曇り	785	148	85	552	5	
月 日	(木)	曇り	902	135	120	647	6	
月 2日	(金)	晴	772	104	94	574	4	
月 3日	(土)	晴	1,210	357	83	770	17	
月 4日	(日)	晴	1,255	430	116	709	16	
月 5日	(月)	曇り	750	92	76	582	6	
月 6日	(火)	晴	720	115	39	566	6	公民館休館日
月 7日	(水)	晴	892	149	95	648	3	
月 8日	(木)	雨	674	104	107	463	4	
月 9日	(金)	曇り	1,024	164	131	729	5	
1月20日	(土)	雨	1,370	365	80	925	13	
1月21日	(日)	雨	1,379	458	56	865	14	
1月22日	(月)	晴	964	154	139	671	8	
1月23日	(火)	晴	830	166	30	634	1.1	公民館休館日
	(水)	晴	875	216	101	558	10	
1月25日	(木)	晴	943	198	151	594	18	
1月26日	(金)	晴	989	219	178	592	14	
1月27日	(土)	曇り	1,164	369	57	738	16	
	(日)	晴	1,536	456	118	962	30	
1月29日	(月)	晴	281	111	15	155	0	図書館蔵書点検
	` ′	.,				0		図書館蔵書点検·館内整理日
1月31日	(水)	曇り	319	159	52	108		図書館蔵書点検
	· · /		25,642	6,153	2,168	17,321	256	

イ. 管理運営に係る実績

(1) 児童センター運営事業

① 運営委員会開催状況

第16回運営委員会開催日時:1月16日(火)19時~20時

場所:まちなかリビング北千里 2F 視聴覚室 9名 2名(Z00Mで参加)欠席5名

議事内容:議事録を子育て政策室へ提出済み

② Line 運用

登録者数:934名(1/31現在)←909名(12/28現在)

←878名(11/30現在)

(49)

1月の発信回数:37回

今後の展開:防災関係伝達、本日の各室の使用方法等、細かな情報も発信していく。

紙での伝達方法の削減。

③ 専用使用実績

集会室使用:1月29日 ちゅうちゅうず 大人 0名 乳幼児 0名

※人数不足のためキャンセル

1月24日 ぽかぽかルーム 大人 12名 乳幼児 10名

(2) 施設維持管理

別添 【イー2】

- ・日常清掃作業 作業確認書で確認
- ・保安警備業務

午後8時以降は有人警備を行い、施設最終利用者退館までの安全確保と施設の巡回警備を行った。

業務時間外の保安体制として機械警備による運用を実施した。

・夜間対策

23時以降外部階段及び EV 付近の消灯に伴い、夜間の返却ポスト利用時に階段使用の 注意喚起のポスターと三角コーンを設置した。

・陶芸窯点検

15日(月)10時~11時 設置業者による点検を行った。

(3) スタッフ研修

月	日	内容	場所	対象者	人数
1月	4日-10日	保育シュミレーション研修 幼児教室 00歳・0歳・1 歳・2歳対応	児童センター	中﨑・本間・花房・油井・久保・園部(光聖会)	6名
	17日	市研修「わらべ歌」 子育て世代のわらべ歌	メイシアター	園部(光聖会)	1名
	11日	公民館予約システム操作研修	公民館	大友·鎌田(TRC)	2名
	26日	図書館責任者研修	千里図書館	野本(TRC)	1名
	31日	図書館における指定管理者 制度	web	石川 (TRC)	1名
	31日	多文化サービスと図書館員の 英会話	web	浅川(TRC)	1名

ウ. 自主事業に係る実績

- (1) イベント・教室
 - ① アート教室

11日(木) 9名 「巻物づくり(龍)」 集会室

② キッズダンス教室

9日(火) 16日(火) 23日(火)

小学生低学年(1~3年生) 延べ37名 大人23名 公民館

③ こども体操教室

6日(土) 13日(土) 20日(土)

(50)

(2) (1)に関する担当外部講師との打ち合わせの実施

エ. 主催事業に係る実績

- (1) 年間行事:
- ① カルタ大会

10日(水)~19日(金) カルタ大会練習期間 幼児 4名 大人 4名 小学生 33名 合計 41名 20日(土) 対象:小学生・幼児 小学生 7名 幼児 12名 大人 10名 合計29名 幼児はカルタ、小学生は百人一首で競う

- (2) 月間・週間行事:下記一覧
 - ・sing sing l 0 (0 1 0 0 バージョン)親子で歌おう、地域のシルバー世代にも声を掛けた23日(火) 10時30分~11時 講師家庭都合のため中止
 - ・凧あげ大会

5日(金)~7日(日)延べ参加人数 小学生 30名 幼児 40名 大人 38名 なかまあそび

- ・ソフトバスケットボール 25日(木) 小学生 16名 幼児 0名 遊戯室のミニバスケットゴールを活用してソフトバスケットを楽しんだ。
- ・バドミントン

21日(日) 中止

わんぱく広場で手作りネットを使用してバドミントンを楽しむ。

- ・今月のお話会
 - 29日(月) 11時30分 乳幼児 19名 大人 17名 16時30分 小学生 5名

乳幼児には読み聞かせ、小学生には本の紹介を中心におこなった。

- ・リトミック
 - 26日(金) 乳幼児 32名 大人 38名 合計 70名 リズム遊び等を楽しんだ。
- ・モルック
 - 22日(月) 小学生 5名 幼児 0名 大人 0名 合計 5名 フィンランド発祥の競技を楽しんだ。
- ・検定日

26日~28日 幼児 2名 小学生 12名 大人 2名 合計 16名 検定日にけん玉・なわとび・コマ・一輪車を検定した。

(3) 幼児教室: 募集期間 12月1日~25日ウサギ組 2歳児 10日(水)17日(水)31日(水)

(51)

10時15分~11時 参加者 乳幼児19名 大人19名

ねらい:同年齢児と関りを持ち、母子(父子)ともに情緒の安定、他者交流を図る。

リス組 1歳児 11日(木)25日(木)

10時15分~11時 参加者 乳幼児29名 大人27名

ねらい:同年齢児と関りを持ち、母子(父子)ともに情緒の安定、他者交流を図る。

ひよこ組 0歳児 9日(火)23日(火)

10時15分~11時 参加者 乳幼児28名 大人28名

ねらい:同年齢児と関りを持ち、母子(父子)ともに情緒の安定、他者交流を図る。

らっこ組 00歳児 19日(金) 10時15分~11時 乳幼児13名 大人14名

ねらい:同年齢児と関りを持ち、母子(父子)ともに情緒の安定、他者交流を図る。

令和6年度 まちなかリピング北千里 建物維持管理年間計画書

	実施項目	保定点债	周期	4月	5 A	6月	7 A	8Д	9月	10 #	1109	128	18	2月	3月	维 考
1	エレベーター設備点検(2基)	0	年12世	17	0	0	26	0	0	31	0	0	30	0	0	現地点検は10月1月4月7月(〇ツモート点検)
2	設備保守点検(巡回点検)		年12回	24	23	28	21	28	28	27	18	25	24	26	0	
3	電気設備保守業務(受変電設備)	0	年12回	7	0	9	0	П	0	31	0	22	0	19	0	偶数月:現地点検(のリモート点検)
4	電話設備保守業務		スポット	Н				Н				\vdash	Н			必要に向にて実施
5	空調設備保守点検章務			Н	\vdash			Н	П			\Box	Н			
	空調機器保守点検		年4回	Н		27		Г	26			26	Н		0	
	空調フィルター清掃		年4回			27			26			26	П		0	
	フロン法費易点検	0	年4回	Г		27		Г	26			26	Н		0	
	フロン法定期点検	0	3年1日	Г		П		Г	П			\Box	Н			令和6年度実施
6	消防設備等保守業務	0	年2回	25		П		Г	П	31		\Box	Н			
	防火対象物定期点検	0	年1日	Г		П		Г	П	31		\Box	П		П	
7	非常用発電設備点検業務	0	1四/5年	Г		П		Г	П			\Box	П		П	
8	太陽光発電設備保守		年1四						П		18	\Box	П			
9	建築基準法第12条点検			Г		П	П	Г	П		П	\Box	П	П	Г	特定建築物定期報告は今和7年度上9
	建築設備定期検査	0	年1回	Г	Г	П		Г	П	31		\Box	П		П	令和5年上り
	防火設備定期検査	0	年1回						П	31		П	П			令和5年より
10	中央監視盤保守点検業務		スポット						П			П	П			必要に向じて実施
11	筋犯カメラ保守		スポット						П			\Box	П			必要に向けて実施
12	自動ドア定期保守業務(5台)		年4回	ш		П	25	Г	П	31		П	30			
13	害虫駆除業務		年2回	Г	23	П		Г	П		28	\Box	П		П	
14	遊具点検		年1回	Г	Г	П		Г	П			\Box	П		П	
15	給水ポンプ点検		年1回				21		П			П	П			
16	含零設備保守		スポット	Г		П			П			\Box	П			必要に向じて実施
17	ピアノ保守点検		年1日	Г	Г	П		Г	П	25		\Box	П		П	
18	電気高保守点検		年1日	Г	Г	П		Г	П			\Box	15		П	
19	遊具点検		年1日	Г	Г	П		Г	П			\Box	П	27	П	
20	清掃業務			Г		П			П			\Box	П			
	日常清掃(6H1名、4H2名)		開館日	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	0	0	
	定期清掃(床)		年4回		30			29	П		28	\Box	П	27		
	児童館ワックスがけ		毎月	26	31	28	26	30	27	11/1	29	27	31	28	0	
	定期清掃(ガラス)		年2回			27			П			26	П			
21	有人警備業務(夜間)		開館日	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	0	0	20時~22時30分動務
22	機械警備業務		#30	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	0	0	
23	植我管理		*	38-39		27			30-30		28	П	П	27		4,9月除草·4,6,9,月至刈、6月薬剤散布·剪 定
	海防訓練		年2回	Г	30	П					28	П	П			

議案第4号参考資料 J音部子音イ政密室

大阪府内の児童館の利用における年齢制限並びに利用が可能な年齢及び時間など

	吹田市	池田市	摂津市	堺市	夺口市	八尾市	富田林市
児童館数	直営 10館 指定管理 2館	指定管理 1館	指定管理 1館	指定管理 1館	直営 1館	直営 2館	直営 1館
年齡制限	有	無	有	有	有	有	無
対象年齢	乳幼児及び小学生 18歳以下	18歲以下	乳幼児及び小学生	乳幼児及び小学生	乳幼児及び小学生	1歳~中高生 (貸館は30歳まで)	乳幼児~中学生 (高校生も登録可)
開館時間	[4月~9月] 10時~18時 [10月~3月] 9時30分~17時30分	9時~17時	8時45分~17時15分 (5月~8月のみ 18時15分まで)	10時~17時	10時~17時	9時~17時 (曜日により20時 まで自習室利用 可)	9時~21時 (20時以降は貸館 のみ)
開館日	毎日開館 (GW、年末年始除 く)	3~土 (祝日、年末年始 余く)	3~土 (祝日、年末年始 余く)	火~日 (年末年始及び9 月と1月に施設メ ンテナンスに伴う 休館あり)	月~土 (祝日、年末年始 除く)	月~土 (祝日、年末年始 除く)	月~土 (祝日、年末年始 除く)
垂						青少年会館が児童 館機能を有してい る。	
				(1)			

大阪府内の児童館の利用における年齢制限並びに利用が可能な年齢及び時間など

		松原巾	□米 (羽曳野市	東大阪市	泉南市
児童館数 指	指定管理 1館	直営 1館	直営 2館	直営 2館	直営 2館	直営 2館
年齢制限有		有	有	[館①] 無 [館②] 有	有	無
対象年齢	乳幼児~中学生	小学生 (中学生向けの単 発講座も実施)	小学校1年~30歳 までの青少年 (青少年センター)	【館①】 青少年児童 【館②】 乳幼児及び小学生	小中高生 (未就学児対象外)	18歳以下
月朝時間	9時~21時 (17時以降は貸館 1 のみ)	汝課後~17時	【館①】 9時~21時 (18時以降は貸館 のみ) 【館②】 9時~17時	【館①】 9時~21時 (18時以降は貸館 のみ) 【館②】 10時~17時	9時~21時まで	[平日] 館① 9時~17時 館② 12時~17時 [上] 9時~17時
開館日 (5%)	毎日開館 (第3日曜日、 GW、お盆休み、年 末年始除く)	主に平日 (土日は青少年会 館自主事業を行う こともあり)	月~土 (祝日、年末年始 除く)	月~土 (祝日、年末年始 除く)	月~土 (祝日、年末年始 除く)	月~土 (祝日、年末年始 除く)
備考			青少年センターが 児童館機能を有し ている。	【館①】は青少年 センターが児童館 機能を有してい る。	青少年センターが 児童館機能を有し ている。	青少年センターが 児童館機能を有し ている。

議案第4号参考資料 児童部子育で政策室 大阪府内の児童館の利用における年齢制限並びに利用が可能な年齢及び時間など

	交野市	能勢町	児童館の設置の無い市町村
児童館数	車営 1館	直営 1館	• 大阪市
年齡制限	無	早	・岸和田市・曹中市
対象年齢	18歳以下	小学生及び中学生	・泉大 ・高泉大 ・ ・ ・ ・ は塚古 ・ 女方古 ・ オナホ
開館時間	9時~22時 (利用時間) 小学生17時まで 中高生19時30分まで ※保護者同伴の場 合は22時まで利用 可能	[小学生] 14時30分~16時30分 [中学生] 夏期 17時30分~19時 冬期 16時30分~18時	· 海 · 海 · 西 · 西 · 西 · 四 · 四 · 四 · 四 · 四 · 四 · 四 · 四
開館日	火~日(年末年始除く)	水曜 (小学生のみ) 木曜 (中学生のみ)	・大阪狭山市 ・野本町 ・時本町 ・時間町 ・飛野町 ・飛野町
備考		児童館施設は無く、学校の空き教 全を活用して児童 館活動を行っている。	・

(3)

パブリックコメントの市民意見の全部

1 提出期間 令和5年(2023年)6月1日(木曜日)~令和5年(2023年)6月30日(金曜日)

2 提出意見数 9件

No	提言者	内 容
1	市民	どのような考え、根拠により施設定員を定めたのか。1号認定児の3歳児枠を設ける場合、現幼稚園より入園希望者の増加が予想される。定員を増やしてほしい。 [市の考え方]
		新施設の定員は、統合対象施設の定員、在園児数のほか、地域全体の需要量、 提供量を基に検討したものです。本市では未就学児の減少に伴い、1号認定児 の入園希望者も減少しており、この傾向が継続するものと推測しています。
2	中民	令和7年度に入園を希望する1号認定児の保護者に対し、募集時に説明会を行ってほしい。
		[市の考え方] 南山田幼稚園にて次年度以降の入園希望者(1号認定児)に対する説明会を 実施しており、令和6年度も継続します。
3	市民	地域向けの説明会を計画し、市報に掲載してほしい。
		[市の考え方] ホームページで事業内容や進捗をお知らせしています。また、施設竣工後には、 近隣の方を対象とした内覧会を検討しています。
4	市民	1号認定児の定員設定にあたり、配慮を必要とする児童の受け入れができるよう検討してほしい。
5	利害関係者	1号認定児の教育時間を延長し、2号認定児と一緒に過ごす時間を長く確保して ほしい。
6	利害関係者	園児同士が互いに認識しやすいよう、将来的に定員を大幅に増加することのない ようにしてほしい。
7	市民	2歳以下の定員案も併せて説明してほしい。
8	利害関係者	休業日を無くし、施設で園児が過ごす日を増やしてほしい。
9	市民	認定こども園制度は選挙の不正が関係している可能性が有る。

定員等を定めるに至るまでのプロセスが分かる資料

1 令和2年(2020年)12月 吹田市公共施設最適化推進委員会 南山田幼稚園及び山田保育園を幼保連携型認定こども園と

して統合整備する方向性を確認

2 令和3年(2021年)3月 市議会・令和3年(2021年)2月定例会

関連予算の成立

※施設設計委託料(令和3年度(2021年度)~4年度(2022年度) 債務負担行為)

吹田市公共施設(一般建築物)個別施設計画 南山田幼稚園及び山田保育園の統合整備を位置付け

3 令和3年(2021年)4月~ 保護者説明

事業概要を報告

- (1) 山田保育園保護者説明会
 - ・令和3年度(2021年度)2回
 - · 令和 4 年度(2022年度) 3 回
 - ※南山田幼稚園に情報共有
- (2) 南山田幼稚園入園説明会
 - · 令和 4 年度(2022年度) 1回
- 4 令和3年(2021年)6月 吹田市子ども・子育て支援審議会 事業概要を報告
- 5 令和4年(2022年)8月 部内検討

市内の未就学児童人口、統合対象施設の利用状況を踏まえ、 部内会議により定員案を「118人」に設定

- 6 令和5年(2023年)4月 教育委員協議会
 - 定員案等を報告
- 7 令和5年(2023年)5月 副市長協議

定員案等を決定

山田保育園保護者説明会 定員案等を説明

8 令和5年(2023年)6月 パブリックコメント

条例改正等の骨子案を公表・意見受付

南山田幼稚園保護者説明会 定員案等を説明

(1)

- 9 令和5年(2023年)9月 南山田幼稚園入園説明会 定員案等を説明
- 10 令和6年(2024年)2月 教育委員会会議 条例案提出を承認

第9期吹田健やか年輪プラン(吹田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画)素案の パブリックコメントの市民意見

1 意見募集の概略

- (1) 募集期間:令和5年(2023年)12月1日(金)~令和6年(2024年)1月4日(木)
- (2) 対象者:・市内に住む人、市内に通勤している人、又は市内に通学している人
 - ・市内に事業所を置いて事業活動などを行う個人又は団体
 - ・上記のほか、本計画が定められることによって何らかの影響を受ける可能性が ある個人又は団体

2 提出意見

7通 18件

3 第9期計画素案の章立て及び基本目標ごとの意見数

第1章	第9	朝計画の概要	0件
第2章	高齢	者を取り巻く状況	5件
第3章	第8	期計画の評価と第9期計画の課題	1 件
第4章	第9	期計画の基本理念	0件
第5章	第9	朝計画の施策の展開と目標の指標	
基本	目標 1	生きがいづくりと健康づくり・介護予防の推進	1 件
基本	目標2	地域における支援体制の充実	0件
基本	目標3	認知症施策の推進	0件
基本	目標4	生活支援・介護サービスの充実	2件
基本	目標5	安心・安全な暮らしの充実	2件
第6章	介護	サービスの見込量と保険料	1 件
その他			6件

4 市民意見

第2章 高齢者を取り巻く状況

No.	市民意見
1	16 ページの高齢者人口の推計について、「2040 年には 5.2 ポイントにまで縮小する見込みとなっています。」で文章が終わっていますが、第 9 期計画では、2050 年を見据えてということですので、下のグラフで掲示されている 2050 年や 2060 年の見込みにも言及すべきではないでしょうか。
2	20、21ページのグラフのタイトルについて、21ページの中段のグラフのみ、何の推移・推計か分からなくなっていますが、"65歳以上の人口の推移及び推計"ということでしょうか。
3	32 ページの地域密着型サービス受給者指数について、「平成 30 年から平成から減少し」とあり、文章がおかしくなっているようです。 また、グラフを見ると"平成 30 年から減少"していないようですので、文章が誤っているのか、グラフが誤っているのか、ご確認お願いいたします。
4	39 ページ 7.救急搬送 説明文の3行目で唐突に「65歳以上」という表現が出てきますが、グラフでは「65歳以上」の表示が無く、文章とグラフの表現が一致していません。(前頁の5,6では、65歳以上で揃えておられるようです) 資料元が異なるため、表現も異なっているのではないかと推察いたしますが、もしそうであるならばなおさら、高齢者の定義がはっきりしませんので、2行目で「65歳以上の高齢者」とするなど、分かりやすくして頂ければと思います。
5	68 ページのグラフ中に、Twitter がありますが、調査当時のままで特に変更無しという 判断でしょうか。

第3章 第8期計画の評価と第9期計画の課題

No.	市民意見
6	74 ページの達成状況 87.6%の算出方法が分かりません。100-12.4 で 87.6 ということでは
	無いと思いますが。75ページでは実績/目標となっているので、ここでは、第8期計画実施
	"前"の、介護を理由に退職した介護者の人数との比較でしょうか。(割合で比較するなら、
	117 ページの 9.1%との比較)

第5章 第9期計画の施策の展開と目標の指標

基本目標1 生きがいづくりと健康づくり・介護予防の推進

No.	市民意見				
7	基本目標1 生きがいづくりと健康づくり・介護予防の推進				
	施策の方向3 介護予防事業の充実				
	(3)介護予防事業の充実				
	人生 100 年時代の今、特に健康寿命を伸ばすことが求められています。これについては				
	現状では不十分の様な気がしますので、次の事を提案します。				
	<ウォーキングと筋肉トレーニングの実施>				
	現在、吹田市でいきいき百歳体操を実施されていますが、これにウォーキングを加えた				
	ものが良いと思われます。				
	私は2018年6月からいきいき百歳体操グループの一員として現在に至っており、当初か				
	らウォーキングもやっています。その結果、体調は良くなってきており、主治医からも血				
	液検査はベリーグッドと言われております。				
	本年 93 才になります。				
	以上よろしくお願い致します。				

基本目標4 生活支援・介護サービスの充実

No.	市民意見
8	118 ページ 3つ目の○「実施ししている」となっています。
9	P.120~介護人材確保策の推進について
	介護人材の不足はますます深刻化しており、このままでは事業の継続も困難となり、結
	果、必要であっても介護サービスを利用できない市民が多数生じかねません。介護人材の
	不足の要因は、少子高齢化によるサービス利用の増加や労働人口の減少などの社会状況も
	ありますが、やはり仕事に見合わない賃金の低さも大きな要因と思われます。厚労省の資
	料(9/8社保審介護給付費分科会)では、全産業平均賃金 36.1 万円に対して介護職員は
	29.3 万円。この間、処遇改善などが図られてもなお 6.8 万円の差があるとされています。
	介護事業所は介護報酬で運営されるため報酬が引き上げられないと職員の賃上げは出来 ************************************
	ません。もちろん国の制度改善も必要ですが、現在の深刻な人材不足に対して、吹田市と
	しても本格的な対策が必要ではないでしょうか。
	とくに若者が抱えている奨学金返済への支援や家賃補助などを行う自治体もあり、これ これを既然によるでは、1 と 1 と 1 と 1 と 1 と 1 と 1 と 1 と 1 と 1 と
	らは実質的に手取りを引き上げる効果があります(例えば東京都では奨学金返済と資格取
	得に対する補助が実施されています。)。
	吹田市でも保育分野では宿舎借り上げや保育士への5年間の給付金が実施されており、
	ぜひ介護・福祉分野でも積極的な対策を打ち出してほしいと思います。
	介護・福祉サービスの充実や介護人材の確保は地域経済の循環にも大いに寄与します。 マルン # 記 東世で バスさんが ない ********************************
	新しい施設・事業所ができれば食材料や物品の購入などで地域にお金が循環します。職員
	が吹田市に住めば、その生活でもお金が地域に循環します。災害が発生した際に駆け付け
	ることも可能です。
	福祉の視点での人材確保と併せて、雇用確保や地域経済の循環、防災の視点からの総合
	的な政策を検討・具体化していただきたいです。

基本目標5 安心・安全な暮らしの充実

No.	市民意見
10	133 ページ(1)虐待防止の取り組みの担当については、指導部門にも担当して頂く必要
	性を感じます。
11	134ページの目標の数値について、特殊詐欺被害件数0件というのは、1件であっても被
	害を容認できないという立ち位置と思います。そのほかの指標についても、現実的に達成
	できる数値なのか、ご検討頂ければと思います。

第6章 介護サービスの見込量と保険料

N	0.	市民意見
1	2	158 ページのグラフについて、他のグラフに合わせて、大阪府を△、国を×にして頂ける
		と見やすいかと思います。

その他

No.	市民意見
13	高齢者いこいの家は 60 歳以上に限定しなくてもよいのではないか。 吹田市内の中でいろいろな施設があるのでありがたいですが、ちょっとしたこと等、困
	ったときの相談など、寄りそってもらえる場所があったらいいと思う。
14	高齢者いこいの家は、「おおむね 60 才以上」という規定がある。終活の講座やお楽しみ イベント等、多世代で参加して頂きたい企画が多々ある。
	利用者の方もお孫さんをつれていきたいとおっしゃる方やダンスサークルで小学生の子 ども達との合同練習をしたいとの要望もうかがっている。 是非、多世代も交流できる施設になることを望んでいます。
15	高齢者の生きがいづくりにおいて世代間交流(特に小学生などとの交流)は効果的と思われる。「高齢者いこいの家」では、利用者が高齢者に限定されているので、世代間交流が可能となるよう改める。
16	単身の高齢者が増えているように感じます。高齢者の孤立や孤独を防ぐ場、生きがいづくりの場が市内各地であると良いのではないかと思っています。
17	ダイジェスト版の、第4章の中の、初期アウトカムと中間アウトカムで、語尾の表現(です・ます)がそろっていないのは意図的なものでしょうか。(素案 83 ページ 初期アウトカムの9項目目)
18	全体を通して、西暦表記と元号表記が入り混じっており、各担当者が作成した原稿を寄せ集めた印象を受けてしまうため、表記ルールを統一して頂ければと思います。

介護報酬(訪問介護)の推移(第9期事業計画における予定を含む)

												(東位)
		第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	5期	第6期	第.	第7期	第8期	第9期
		平成12年度 (2000年度)	平成15年度 (2003年度)	平成18年度 (2006年度)	平成21年度 (2009年度)	平成24年度 (2012年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和3年度 (2021年度)	令和6年度 (2024年度)
	20分未満	l				170	171	165	165	166	167	163
	20分以上 30分未満	210	231	231	254	254	255	245	248	249	250	244
身体介護	30分以上 1時間未満	402	402	402	402	405	404	888	394	368	396	387
	1時間以上 1時間30分未満	584	584	584	584	584	587	564	575	577	579	267
	以降30分増すごとに 加算	219	83	83	83	83	83	80	83	83	84	82
	30分以上 1時間未満	153	208	208	229				l			l
ш	旧 1時間以上	222	291	291	291						l	l
生活援助	1時間30分以降 30分増すごとに加算	83	83		I	1			l			I
祖	20分以上 45分未満	1	-	-	-	190	191	183	181	182	183	179
<u></u> 亿	子 45分以上	1	1	1	I	235	236	225	223	224	225	220
通院等乗降介助	地		100	100	100	001	101	<i>L</i> 6	86	86	66	26

※平成26年度(2014年度)及び令和元年度(2019年度)は、消費税引上げ対応分。

			1人世	—————— 带	
給与収入	給与所得	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度) (見込)	增減額	増減率
98万円以下	430,000円	29,080円	33,430円	4,350円	14.96%
100万円	450,000円	51,420円	58,800円	7,380円	14.35%
125万円	700,000円	88,080円	97,100円	9,020円	10.24%
127万5千円	725,000円	120,830円	100,930円	-19,900円	-16.47%
150万円	950,000円	153,820円	168,830円	15,010円	9.76%
152万円	970,000円	176,160円	171,900円	-4,260円	-2.42%
175万円	1,148,800円	202,360円	221,600円	19,240円	9.51%
198万円	1,306,000円	225,410円	245,670円	20,260円	8.99%
200万円	1,320,000円	227,460円	247,820円	20,360円	8.95%
225万円	1,493,600円	252,910円	274,420円	21,510円	8.51%
228万円	1,516,000円	256,190円	277,850円	21,660円	8.45%
240万円	1,600,000円	268,520円	290,720円	22,200円	8.27%
250万円	1,670,000円	278,780円	301,440円	22,660円	8.13%
300万円	2,020,000円	330,080円	355,060円	24,980円	7.57%
305万円	2,053,600円	335,010円	360,210円	25,200円	7.52%
325万円	2,193,600円	355,530円	381,660円	26,130円	7.35%
350万円	2,370,000円	381,400円	408,680円	27,280円	7.15%
400万円	2,760,000円	438,560円	468,440円	29,880円	6.81%
500万円	3,560,000円	555,840円	591,000円	35,160円	6.33%
600万円	4,360,000円	673,120円	713,560円	40,440円	6.01%
700万円	5,200,000円	796,280円	842,240円	45,960円	5.77%
750万円	5,650,000円	862,240円	911,180円	48,940円	5.68%
800万円	6,100,000円	926,110円	980,120円	54,010円	5.83%
850万円	6,550,000円	979,790円	1,033,200円	53,410円	5.45%
900万円	7,050,000円	1,033,620円	1,040,000円	6,380円	0.62%
950万円	7,550,000円	1,040,000円	1,040,000円	0円	0.00%
1千万円超	8,050,000円	1,040,000円	1,040,000円	0円	0.00%

[※]未就学児の均等割軽減は含まず ※介護分あり

			2人世	带	
給与収入	給与所得	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度) (見込)	増減額	増減率
98万円以下	430,000円	44,330円	53,110円	8,780円	19.81%
100万円	450,000円	76,830円	91,590円	14,760円	19.21%
125万円	700,000円	113,480円	129,890円	16,410円	14.46%
127万5千円	725,000円	117,140円	133,720円	16,580円	14.15%
150万円	950,000円	150,130円	168,190円	18,060円	12.03%
152万円	970,000円	153,060円	171,260円	18,200円	11.89%
175万円	1,148,800円	223,630円	251,770円	28,140円	12.58%
198万円	1,306,000円	246,660円	275,860円	29,200円	11.84%
200万円	1,320,000円	248,720円	278,000円	29,280円	11.77%
225万円	1,493,600円	274,170円	304,600円	30,430円	11.10%
228万円	1,516,000円	307,030円	308,030円	1,000円	0.33%
240万円	1,600,000円	319,340円	356,310円	36,970円	11.58%
250万円	1,670,000円	329,600円	367,040円	37,440円	11.36%
300万円	2,020,000円	380,920円	420,660円	39,740円	10.43%
305万円	2,053,600円	385,840円	425,810円	39,970円	10.36%
325万円	2,193,600円	406,360円	447,250円	40,890円	10.06%
350万円	2,370,000円	432,220円	474,280円	42,060円	9.73%
400万円	2,760,000円	489,400円	534,040円	44,640円	9.12%
500万円	3,560,000円	606,680円	656,600円	49,920円	8.23%
600万円	4,360,000円	723,960円	779,160円	55,200円	7.62%
700万円	5,200,000円	847,100円	907,830円	60,730円	7.17%
750万円	5,650,000円	907,900円	970,190円	62,290円	6.86%
800万円	6,100,000円	961,590円	1,027,250円	65,660円	6.83%
850万円	6,550,000円	1,015,270円	1,040,000円	24,730円	2.44%
900万円	7,050,000円	1,040,000円	1,040,000円	0円	0.00%
950万円	7,550,000円	1,040,000円	1,040,000円	0円	0.00%
1千万円超	8,050,000円	1,040,000円	1,040,000円	0円	0.00%

[※]未就学児の均等割軽減は含まず ※介護分あり

			3人世	带	
給与収入	給与所得	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度) (見込)	増減額	増減率
98万円以下	430,000円	54,970円	66,970円	12,000円	21.83%
100万円	450,000円	94,560円	114,690円	20,130円	21.29%
125万円	700,000円	131,220円	152,990円	21,770円	16.59%
127万5千円	725,000円	134,880円	156,820円	21,940円	16.27%
150万円	950,000円	167,860円	191,290円	23,430円	13.96%
152万円	970,000円	170,800円	194,360円	23,560円	13.79%
175万円	1,148,800円	197,020円	221,750円	24,730円	12.55%
198万円	1,306,000円	275,050円	245,830円	-29,220円	-10.62%
200万円	1,320,000円	277,120円	314,970円	37,850円	13.66%
225万円	1,493,600円	302,550円	341,560円	39,010円	12.89%
228万円	1,516,000円	305,850円	344,990円	39,140円	12.80%
240万円	1,600,000円	318,160円	357,870円	39,710円	12.48%
250万円	1,670,000円	328,420円	368,590円	40,170円	12.23%
300万円	2,020,000円	379,740円	422,210円	42,470円	11.18%
305万円	2,053,600円	421,320円	427,350円	6,030円	1.43%
325万円	2,193,600円	441,850円	493,460円	51,610円	11.68%
350万円	2,370,000円	467,690円	520,490円	52,800円	11.29%
400万円	2,760,000円	524,870円	580,240円	55,370円	10.55%
500万円	3,560,000円	642,150円	702,800円	60,650円	9.44%
600万円	4,360,000円	759,430円	825,360円	65,930円	8.68%
700万円	5,200,000円	882,570円	954,040円	71,470円	8.10%
750万円	5,650,000円	943,380円	1,016,400円	73,020円	7.74%
800万円	6,100,000円	997,060円	1,040,000円	42,940円	4.31%
850万円	6,550,000円	1,036,480円	1,040,000円	3,520円	0.34%
900万円	7,050,000円	1,040,000円	1,040,000円	0円	0.00%
950万円	7,550,000円	1,040,000円	1,040,000円	0円	0.00%
1千万円超	8,050,000円	1,040,000円	1,040,000円	0円	0.00%

[※]未就学児の均等割軽減は含まず

[※]介護分は2名で計算

			4人世	带	
給与収入	給与所得	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度) (見込)	増減額	増減率
98万円以下	430,000円	65,620円	80,830円	15,210円	23.18%
100万円	450,000円	112,310円	137,800円	25,490円	22.70%
150万円	950,000円	185,610円	214,400円	28,790円	15.51%
200万円	1,320,000円	239,860円	271,080円	31,220円	13.02%
225万円	1,493,600円	265,300円	297,680円	32,380円	12.21%
240万円	1,600,000円	346,540円	313,980円	-32,560円	-9.40%
250万円	1,670,000円	356,800円	405,550円	48,750円	13.66%
275万円	1,843,600円	382,250円	432,160円	49,910円	13.06%
283万円	1,899,600円	390,460円	440,720円	50,260円	12.87%
300万円	2,020,000円	408,120円	459,170円	51,050円	12.51%
305万円	2,053,600円	413,030円	464,320円	51,290円	12.42%
325万円	2,193,600円	433,550円	485,780円	52,230円	12.05%
350万円	2,370,000円	459,420円	512,790円	53,370円	11.62%
375万円	2,558,400円	487,030円	541,660円	54,630円	11.22%
380万円	2,600,000円	536,900円	548,040円	11,140円	2.07%
400万円	2,760,000円	560,360円	626,450円	66,090円	11.79%
425万円	2,958,400円	589,450円	656,830円	67,380円	11.43%
445万円	3,118,400円	612,910円	681,350円	68,440円	11.17%
450万円	3,160,000円	619,000円	687,730円	68,730円	11.10%
500万円	3,560,000円	677,640円	749,010円	71,370円	10.53%
515万円	3,678,400円	694,990円	767,140円	72,150円	10.38%
550万円	3,960,000円	736,280円	810,290円	74,010円	10.05%
600万円	4,360,000円	794,920円	871,570円	76,650円	9.64%
700万円	5,200,000円	918,060円	1,000,250円	82,190円	8.95%
800万円	6,100,000円	1,032,050円	1,040,000円	7,950円	0.77%
900万円	7,050,000円	1,040,000円	1,040,000円	0円	0.00%
1千万円超	8,050,000円	1,040,000円	1,040,000円	0円	0.00%

[※]未就学児の均等割軽減は含まず ※介護分は2名で計算

			5人世 ⁷	带	
給与収入	給与所得	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度) (見込)	増減額	増減率
98万円以下	430,000円	76,260円	94,700円	18,440円	24.18%
100万円	450,000円	130,050円	160,900円	30,850円	23.72%
150万円	950,000円	203,350円	237,500円	34,150円	16.79%
200万円	1,320,000円	257,600円	294,190円	36,590円	14.20%
225万円	1,493,600円	283,040円	320,780円	37,740円	13.33%
240万円	1,600,000円	298,640円	337,080円	38,440円	12.87%
250万円	1,670,000円	308,900円	347,810円	38,910円	12.60%
275万円	1,843,600円	334,350円	374,400円	40,050円	11.98%
283万円	1,899,600円	418,840円	382,980円	-35,860円	-8.56%
300万円	2,020,000円	436,500円	496,130円	59,630円	13.66%
305万円	2,053,600円	441,420円	501,280円	59,860円	13.56%
325万円	2,193,600円	461,940円	522,740円	60,800円	13.16%
350万円	2,370,000円	487,810円	549,750円	61,940円	12.70%
375万円	2,558,400円	515,430円	578,620円	63,190円	12.26%
380万円	2,600,000円	521,530円	585,000円	63,470円	12.17%
400万円	2,760,000円	544,980円	609,510円	64,530円	11.84%
425万円	2,958,400円	574,070円	639,900円	65,830円	11.47%
445万円	3,118,400円	648,380円	664,410円	16,030円	2.47%
450万円	3,160,000円	654,480円	733,940円	79,460円	12.14%
500万円	3,560,000円	713,120円	795,220円	82,100円	11.51%
515万円	3,678,400円	730,470円	813,350円	82,880円	11.35%
550万円	3,960,000円	771,760円	856,500円	84,740円	10.98%
600万円	4,360,000円	830,400円	917,780円	87,380円	10.52%
700万円	5,200,000円	953,540円	1,030,450円	76,910円	8.07%
800万円	6,100,000円	1,040,000円	1,040,000円	0円	0.00%
900万円	7,050,000円	1,040,000円	1,040,000円	0円	0.00%
1千万円超	8,050,000円	1,040,000円	1,040,000円	0円	0.00%

[※]未就学児の均等割軽減は含まず ※介護分は2名で計算

			6人世	带	
給与収入	給与所得	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度) (見込)	増減額	増減率
98万円以下	430,000円	86,900円	108,560円	21,660円	24.93%
100万円	450,000円	147,790円	184,010円	36,220円	24.51%
150万円	950,000円	221,090円	260,610円	39,520円	17.88%
200万円	1,320,000円	275,340円	317,290円	41,950円	15.24%
225万円	1,493,600円	300,780円	343,890円	43,110円	14.33%
240万円	1,600,000円	316,380円	360,190円	43,810円	13.85%
250万円	1,670,000円	326,640円	370,910円	44,270円	13.55%
275万円	1,843,600円	352,100円	397,510円	45,410円	12.90%
283万円	1,899,600円	360,310円	406,080円	45,770円	12.70%
300万円	2,020,000円	377,960円	424,530円	46,570円	12.32%
305万円	2,053,600円	382,880円	429,680円	46,800円	12.22%
325万円	2,193,600円	490,320円	451,130円	-39,190円	-7.99%
350万円	2,370,000円	516,190円	586,720円	70,530円	13.66%
375万円	2,558,400円	543,810円	615,580円	71,770円	13.20%
380万円	2,600,000円	549,910円	621,960円	72,050円	13.10%
400万円	2,760,000円	573,370円	646,470円	73,100円	12.75%
425万円	2,958,400円	602,450円	676,860円	74,410円	12.35%
445万円	3,118,400円	625,910円	701,380円	75,470円	12.06%
450万円	3,160,000円	632,010円	707,750円	75,740円	11.98%
500万円	3,560,000円	690,650円	769,030円	78,380円	11.35%
515万円	3,678,400円	765,950円	787,170円	21,220円	2.77%
550万円	3,960,000円	807,230円	902,700円	95,470円	11.83%
600万円	4,360,000円	865,870円	963,980円	98,110円	11.33%
700万円	5,200,000円	989,020円	1,034,700円	45,680円	4.62%
800万円	6,100,000円	1,040,000円	1,040,000円	0円	0.00%
900万円	7,050,000円	1,040,000円	1,040,000円	0円	0.00%
1千万円超	8,050,000円	1,040,000円	1,040,000円	0円	0.00%

[※]未就学児の均等割軽減は含まず ※介護分は2名で計算

2 令和4年度(2022年度)国民健康保険料階層別一覧

3月31日現在 (単位:世帯)	福	2, 468	11,442			2,910	1,353	1,403	980	1,059	1,353	1, 183	915	1,222	1, 127	905	685	613	206	404	319	177	372	289	414	209	95	407	110	22	47	581	39,468
令和5年(2023年)3月31日現在 (単位:世帯	6人以上世帯		0	2	10	8	0	3	3	2	0	1	0	4	1	2	3	1	2	2	0	1	2	4	3	2	4	2	1	1		10	82
	5 人 世 帯	က	3	13	36	2	8	15	6	10	9	13	11	6	2	6	2	7	8	10	9	2	8	13	14	9	9	2	4	0	1	41	291
	4 人 世 帯	6	12	73	66	17	34	20	31	21	31	29	26	27	18	25	37	27	26	19	21	12	30	21	39	20	17	20	6	6	8	117	206
	3人世帯	49	74	407	37	16	95	87	106	94	71	37	31	97	16	72	22	69	62	24	35	20	22	48	69	37	14	37	30	15	4	123	2, 176
المار الرام ال	2人世帯	124	828	1,068	399	461	220	554	252	295	524	491	357	477	543	448	341	297	237	201	142	69	163	91	162	58	31	196	49	15	14	137	9,625
	1人世帯	2,276		2, 237	1,487	2, 325	979	124	629	289	721	612	490	809	897	346	747	216	171	118	911	0.2	114	112	127	98	23	141	11	15	19	153	26,387
(X) L 3 H 2 H 2 H 2 H 2 H 2 H 2 H 2 H 2 H 2 H	保険料	2万円以下		6万円 "	万円	10万円 //	万円	14万円 //	16万円 //	18万円 //		22万円 //	24万円 //	27万円 //	30万円 //	3万円		39万円 //	2万円	45万円 //		万円	5	0万	70万円 //	77万円 //	0	5	90万円 //	\Im	96万円 //	96万円超	石

(7)

令和4年度(2022年度)国民健康保険加入世帯所得階層別一覧

 \Im

			<u>, </u>			令和5年(2023年)3月31日現在 (単位:世帯	23年)3月31 (単位	31日現在 立:世帯)
所得割算定基礎額	1 人世帯	2 人世帯	3 人 世 帯	4 人 世 帯	5 人世帯	6人以上世帯	⟨□	+==
43万円以下又は不明	18, 562	3, 255	762	268	83	34		22,994
50万円以下	888	122	88	13	3	0		809
100万円 "	2, 439	1,721	283	101	31	4		4, 579
150万円 //	1,808	1,436	827	91	31	7		3,608
200万円 "	1,084	<i>L</i> 58	166	77	24	9		2, 213
250万円 //	619	612	136	49	19	9		1,440
300万円 //	168	068	<i>L</i> 8	40	12	7		924
350万円 //	242	677	59	37	14	9		296
400万円 //	170	156	23	28	12	8		422
450万円 "	134	111	18	16	L	7		309
450万円超	605	LE9	281	187	55	13		1,775
合 計	26,387	9,625	2, 176	907	291	82		39, 468

(8)

国民健康保險料率等比較表

	年度	令和6年度(見込) (2024年度)	令和5年度(⑦告示分) (2023年度)	令和5年度(⑦繰越金の活用なし) (2023年度)
	医療分	9.56	00.6	86.6
所得割	後期高齡者支援金分	3.12	2, 93	3.22
(%)	介護分	2,64	2, 73	3, 25
	1 1111	15.32	14,66	16.45
	医療分	35,040	26,727	29,007
均等割	後期高齡者支援金分	11, 167	8, 754	9,446
(E)	介護分	19,389	15, 347	17, 293
	1 50	65, 596	50,828	55,746
	医療分	34, 803	33, 296	36, 133
平等割	後期高齡者支援金分	11,091	10,905	11,766
(E)	介護分	0	1,973	2, 223
	-	45, 894	46, 174	50,122
	医療分	650,000	650,000	000,000
賦課 四時	後期高齡者支援金分	220,000	220,000	220,000
(田)	介護分	170,000	170,000	170,000
	埕	1,040,000	1,040,000	1,040,000
保険料抑制の	保険料抑制のために活用した繰越金額(円)	0	700,000,000	0

※令和5年度(2023年度)保険料率は①の見込みでしたが、繰越金を活用し保険料率の引き下げを図ったため⑦となりました。 ※令和6年度(2024年度)以降は、大阪府国民健康保険運営方針で保険料率引き下げのための繰越金の活用は認められていません。

公民館の運営に関する市民意見等と市の見解(市民ワークショップ)

吹田市北千里小学校跡地複合施設基本計画ワークショップ

- 1 実施機関 令和元年(2019年)6月9日(日)~ 10月19日(土) 計6回
- 2 参加人数 227人(延べ参加者数)
- 3 ワークショップでの意見と市の回答 以下のとおり

	ワークショップでの意見	基本計画へ の反映	意見に対する回答
	運営について		
第1回	夜も使える、仕事帰りにフラッと立ち寄りたい施設に してほしい。終電近くまでやっている施設にしてほし い。	Δ	運営時間の延長について今後の検討課題となります。
第1回	運営には民間や阪大・関係大もまきこんでうまくやっ てほしい。	Δ	運営面は今後の検討課題となります。
第2回	交流機能エリアの子ども食堂、カフェは担い手が必 要だがどうする?	Δ	運営面は今後の検討課題となります。
第3回	高校生・大学生orリタイアしたシニアまで全員でシェアし、運営できる場であったらいいのでは。	Δ	運営面は今後の検討課題となります。
第4回	施設管理とは別に運営組織NPO、NGOを設立し、 中高生、乳幼児の母なども自由に参加しやすいもの としてほしい。(学校卒業などで人が入れ替わっても 大丈夫な母体→学生が親の世代になって再び参画 出来たりすると素敵ではないか)	Δ	運営面は今後の検討課題となります。
第4回	運営を吹田市に任せると積極性に欠ける(他施設との整合性など)ので、NPOやNGOに任せてその中に市の職員を加える形にできないか。	Δ	運営面は今後の検討課題となります。
第5回	施設長(責任者)はどうなるのか?	Δ	運営面は今後の検討課題となります。

公民館の運営に関する市民意見等と市の見解(市議会での質疑)

■令和2年11月定例会

◎木戸誠地域教育部長 まずは地域教育部から御答弁申し上げます。

北千里小学校跡地複合施設の維持管理、運営につきましては、北千里小学校跡地複合施設建設整備基本計画におきまして、指定管理者制度の活用の検討をお示ししているところでございます。

当該制度を導入しております夢つながり未来館や健都ライブラリーにおきましても、円滑に運 営されていると認識しております。

地域への御説明につきましては、地元自治会を中心に御相談を行ってきたところでございますが、今後も、多くの方に喜んでいただけるような施設になるよう丁寧に対応してまいります。 以上でございます。

◎春藤尚久副市長 新たに整備する施設、特に複合施設の管理運営につきましては、持続可能性の観点から指定管理者制度によることを基本としており、既に導入している施設におきましても、円滑に運営されているものと認識しております。

地域の方々へは、今後とも丁寧な説明に努めるとともに、頂いたパブリックコメント等の御意 見を踏まえ、安心して御利用できる施設となるよう整備を進めてまいります。

以上でございます。

◎木戸誠地域教育部長 北千里小学校跡地複合施設の管理運営方法につきましては、指定管理者制度の導入について、令和2年(2020年)10月23日から11月24日までパブリックコメントを実施いたしました。意見提出数は、児童センター、公民館、図書館の総数で約320通でございます。令和3年(2021年)1月にパブリックコメントの結果を公表し、2月に市の考え方をお示しできるよう、現在、内容確認しているところでございます。

今後、頂きました御意見を踏まえ、地域との連携、各機能のサービスを低下させないことなど を考慮し、管理運営方法について考えてまいります。

以上でございます。

■令和3年3月文教市民常任委員会

◎曽谷俊弘まなびの支援課長代理

『北千里の複合施設の公民館機能につきましては、主催講座企画は従来どおり館長及び企画運営委員さんに運営していただくということを考えております。』

◎久野栄二まなびの支援課長

『先ほど来、世代間交流でありますとか、融合というフレーズはよく使わせていただいております。今回、この施設に整備をします三つの機能につきましては、例えば児童センターにつきましては児童が利用者の対象でございます。また、地区公民館につきましては、主に高齢の方が利用するということで、幅広い世代がこの施設に集まるという形になっております。

そうした三つの施設は合同でイベントを実施することで、結果的に世代間交流が図れるのではないかと思っております。この点につきましては、先ほど具体的な事例も示しましたが、まさにこの点が指定管理者として民間のノウハウを生かしていただく部分だと思っておりますので、指定管理者の選定の際に、プレゼンテーションしていただきますが、そこでいろいろな形で御提案をいただけるのではないかと思っております。』

■令和3年3月文教市民常任委員会

◎北野康子中央図書館主幹

『連携につきましては、評価項目の中に今後入れていきたいと思いますので、指定管理者の評価、モニタリングの際、もちろん図書館におきましては図書館協議会がございまして、図書館運営の点検評価をお願いしているところでございますので、そういった中でやはりきちんと連携を取れた運営がされているのかという、図書館の交流や知識をきちんと拡張機能として実現できているかどうかということも評価させていただく項目として必要と考えておりますので、そういったところできちんと、私ども図書館職員だけではなく、第三者的な目線も頂きながら担保させていただきたいと考えております。』

■令和3年3月文教市民常任委員会

◎久野栄二まなびの支援課長

『公民館は歴史がございますので、なかなか変えにくいっていう点でございますが、確かにおっしゃるように、コミュニティが醸成されてきますと、新たな参加者というのがなかなか入りにくくなり、結果的に特定の方が利用する施設になってしまいがちというのは懸念するところでございます。その点につきましては、今回三つの機能を一つの総合窓口という形でやらせて

いただくんですが、これまで公民館を利用したことのない児童センターを利用する方や図書館 を利用する方にも公民館を積極的に利用していただいて、広く市民の方に利用いただける施設 にしたいというふうに考えております。』

◎久野栄二まなびの支援課長

『意見の対立というところでございますが、指定管理者のほうには施設の維持管理部分をお任 せすると。公民館で企画をします講座等につきましては、公民館長の判断の下でやっていただ く、そのように考えております。』

■令和4年2月定例会

◎道場久明地域教育部長

『まちなかリビング北千里の具体的な運営方法といたしましては、総合受付を起点とし、利用者の案内等、ワンストップサービスで一元的に対応するほか、児童センターの閉館後につきましては、中高生を含めた多世代に利用していただくなど、諸室につきましてフレキシブルな活用を行うこととしております。

供用開始までのスケジュールにつきましては、本定例会で指定管理者の指定について議決を得られましたら、4月に地元の連合自治会へ情報提供の場を設ける予定でございます。

工事の竣工は、本年7月末を予定しており、8月から指定管理者による開館準備を行い、新施設の利用等の予約につきましては、10月下旬頃から開始する予定でございます。

また、現北千里地区公民館及び千里図書館北千里分室につきましては、10月末に閉館し、移転作業を行い、新しい施設は11月22日に供用開始することとしております。

なお、本件に関する情報発信は、市報、ホームページ、SNSのほか、館内の掲示等で周知する ことにより、できる限り利用者に御不便をおかけすることのないよう、準備を進めてまいります。 以上でございます。』

■令和4年9月定例会

◎道場久明地域教育部長

『新たに公民館を利用する人への情報提供としましては、市報や市のホームページ、北千里地域の方へは公民館だよりによるお知らせ、指定管理者が開設予定のホームページなどを活用して発信してまいります。

公民館に係る開館までのスケジュールにつきましては、10月22日から新規利用者登録や貸室などの利用予約を開始し、11月の開館に向けて準備を進めてまいります。 以上でございます。』

公民館の運営に関する市民意見等と市の見解(公民館長会議)

- 1 令和3年(2021年)3月定例公民館長会議
 - (1) 日 時 令和3年3月19日(金) 午後3時30分~午後4時50分
 - (2) 場 所 吹田市教育委員会 大会議室
 - (3) 出 席 者 地区公民館長 15 名

事務局:木戸部長、道場次長、久野課長、曽谷課長代理、田畑主幹、

宮脇主査、太田主査、高岡主査

(4) 質疑応答

(~略~)

- A公民館長: 北千里複合施設になる関係で、館長や事務員は今までどおりでいいのですが、事務員も今までと同じように公民館の顔として地元の方から選ばれた人ができるようにお願いしたいと思います。
- 事務局: パブリックコメントを実施した中でそのようなお声もいただいております。現在決まっていることは館長と企画運営委員は今までどおりの運用となっております。パブリックコメントでも市の考えを示しておりますが、事務員について主催講座をしている館長の補助として事務員は必要と考えております。事務員の配置にあたりまして、市の直営として会計年度任用職員を地元から選出するやり方もありますが、今から検討させていただきます。全く関係ない方を事務員として配置することはございません。
- B公民館長: 北千里地区公民館を委託した場合、公民館の避難所としての運営はどのようになりますか。直営と同じでしょうか。
- 事務局: 公民館は市の避難所に指定されておりますので、昼間は指定管理の方が避難所の対応をします。市と指定管理者が協力して避難所の対応を行うと思います。夜間の場合、指定管理者がおりませんので、館長並びに地域教育部職員全員が各館の避難所要員ですので市の職員が対応することになると思います。
- 2 令和3年(2021年)7月定例公民館長会議
 - (1) 日 時 令和3年7月28日(水) 午後2時30分~午後4時00分
 - (2)場 所 吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館 青少年活動サポートプラザ 多目的ホール
 - (3) 出席者 地区公民館長 27 名

事務局: 木戸部長、久野課長、曽谷課長代理、田畑主幹、宮脇主査、岡田主査、 太田主査、高崎係員、長谷係員、吉田係員

(4) 質疑応答

(~略~)

C公民館長: パブリックコメントもされて、いただいた意見はどのようなものでしたでしょうか。 事務局: 様々な意見をいただきましたが、運営方法は指定管理と議会で承認を得ておりますの で、そちらに向けて進んでいるというのが現状でございます。公民館につきましては維 持管理の部分を民間事業にお任せをして、運営や講座の企画につきましては従来どおり 館長を中心として行いたいと考えております。

- C公民館長: 北千里地区公民館を別格で考えるということは条例改正されたと思いますが、それ について吹田市と公民館はそれでいいと思っているのでしょうか。
- 事務局: 今回指定管理の導入につきましては、北千里地区公民館のみを対象としております。 他の公民館につきましては従来どおりと考えております。
- C公民館長: 釈然としません。
- 事 務 局: 説明が不十分なところもあると思いますが、また別の機会に説明にあがりたいと思いますのでお願いいたします。
- C公民館長: 事務局としても公民館がいくつもある中で、一つの公民館だけがこの扱いで他の公民館がすべて一緒だというこのような取扱いがなぜできるのかと思います。それが非常に不思議だと思います。行政の立場としてなぜそのような取扱いができるのか分かりません。
- D公民館長: 我々も納得していない部分もありますので、大きな課題だと思っております
- A公民館長: 心配なのが、大阪府の中でも民間会社がいろんな分野に入ってきていることがあります。吹田市も指定管理ということでいろんな業者が入ってくるのではないかと心配しております。
- 事 務 局: いろんな御意見をいただける場として非常に良かったと思います。先ほど吹田方式のお話がありましたが、吹田の地区公民館は公民館ごとにいろんな特色があるのだと感じております。以前にいました職場ですと、どこに行ってもどの施設も同じ取扱いをしておりました。公民館に関しましては、それぞれの地区にお任せをしてきたということもあって、いろんな特色があります。

(~略~)

- 3 令和4年(2022年)3月定例公民館長会議
 - (1) 日 時 令和4年3月18日(金) 午後2時00分~午後3時30分
 - (2) 場 所 教育委員会大会議室
 - (3) 出席者 地区公民館長 27 名

事務局: 道場部長、木戸理事、久野課長、曽谷課長代理、田畑主幹、岡田主査、 太田主査、吉田係員

(4) 質疑応答

(~略~)

- A公民館長: 指定管理者制度になる際、事務員の問題なのですが、事務員は非常に重要な役割を 果たしております。どうも指定管理者の募集要項を見たら、事務員は指定管理者が勝手 に決めるという形になって、地域との繋がりが全然保たれてないことについて市はどの ように考えているのか。また、できれば事務員は指定管理者が出してくる方とは別に、 公民館としての事務員を館長と繋がりが深い形で保てるようにしてほしいです。市が事 務員をどのようにするか聞かせてほしいです。
- 事務局: 事務員につきましては、議会の方で議論をしておりますが、予算計上ということで事務員分をつけております。管理、受付業務などにつきましては指定管理の方でやってい

ただき、公民館の講座企画などを館長にお願いするのですが、やはり館長1人では難しいので、事務員が館長の補助として1人つけて館長と2人でやっていただくという形で考えています。

公民館の運営に関する市民意見等と市の見解

吹田市公民館条例の一部改正及び吹田市公民館の指定管理者に関する規則の制定の骨子案に対する 提出意見と市の考え方

- 1 意見提出期間 令和 2 年(2020年) 10月23日(金) ~ 令和 2 年11月24日(火)
- 2 意見提出件数 119件(100通)
- 3 提出意見と市の考え方 以下のとおり

No.	分類(件数)	提出意見(要約)	市の考え方
1		・指定管理者制度にはしないで、市の直営で運 営してほしい。	新設の公の施設については、指定管理者制度 の導入について検討することとしています。 北千里小学校跡地複合施設は一体的な運営を 目指して指定管理者制度を導入し、民間のノウ ハウを活用して効果的な施設の維持管理を図 り、児童センター、公民館、図書館を利用する 市民がともに多世代交流を図るための事業を効 果的に行うようにします。
2		・指定管理者制度のデメリット、指定期間が終了すると別の事業者に代ることもあり、事業の継続性・安定性が保たれない。	指定管理者の選定の際には、事業の継続性・ 安定性を含め様々な視点の評価項目に基づき、 専門的知見を有する委員で構成される指定管理 者候補者選定委員会において、選定を行いま す。
3	直営維持(87件)	・公民館、図書館、児童センターは役割、機能、求められる専門性も異なるので、一つの事業者に委ねることは疑問・反対に思う。	北千里小学校跡地複合施設は、児童センター・公民館・図書館の3機能の融合をコンセプトとしていることから、3施設を一体的に運営することを想定しています。 事業者が、単独または共同企業体を設立して応募するかはわかりませんが、各機能が融合した魅力ある施設となるよう、それぞれの分野の専門性を兼ね備えた事業者を選定したいと考えています。
4			北千里小学校跡地複合施設における地区公民館については、貸室の受付、清掃、警備及び施設の保守点検等の維持管理業務を指定管理者に委ね、主催講座の企画・運営は従来通り、館長及び企画運営委員等により、市直営で行うことを検討しています。

No.	分類 (件数)	提出意見(要約)	市の考え方
5		・公民館は災害時の避難場所になるので、直営 で運営していないと緊急時に困る。	災害時においては他の施設と同様となるよ う、指定管理者と連携して対応します。
6	地域連携		公民館長及び企画運営委員は、従来どおり地域の方を選任することを考えています。 事務員については、単に受付業務を行うだけでなく、館長を補佐し、企画・運営の主要な役割を担っているものと認識しており、配置の必要性について検討しています。
7	(9件)	・指定管理者が自治会以外となる場合は、その 運営について近隣自治会の意向を反映するよう なしくみ作りを行って下さい。	指定管理者において、地域の方々や利用者からの意見を聴取するため利用者懇談会等を設置することを検討しています。また、様々な年代の人々が交流し、地域でつながるような講座やイベントを企画する際に、地域の方や利用者の声をお聞きしながら進めることを考えています。
8	費用対効果(3件)	・現在の分室の運営費と比べ、指定管理者にすることで何円費用が削減されるのか明示してほしい。	北千里小学校跡地複合施設は一体的な運営を 目指して指定管理者制度を導入し、民間のノウ ハウを活用して効果的な施設の維持管理を図 り、児童センター、公民館、図書館を利用する 市民がともに多世代交流を図るための事業を効 果的に行うようにします。そのため、経費削減 を目的とした指定管理者制度の導入を図るもの ではありません。

No.	分類 (件数)	提出意見(要約)	市の考え方
9		・複合施設は良い面もあり効率的だがそれぞれ 目的のちがう施設なので別々のフロアにしてほ しい。	北千里小学校跡地複合施設は、建設整備基本計画にお示しするとおり、様々な年代の人々が交流し、地域でつながるよう、各機能を融合した、今後の千里ニュータウン再生のひとつのモデルとして、複合的なコミュニティ醸成機能を持つ施設として整備しています。 多様な過ごし方に対応できるよう、諸室や備品の配置などを総合的に考え、ニーズにあわせてフレキシブルに使用できる施設としていきたいと考えています。
10	機能融合 (15件)		北千里小学校跡地複合施設は、建設整備基本計画にお示しするとおり、児童センター・公民館・図書館の3つの機能を1つの施設に集約することにより、地域の機能性・利便性の向上を図り、様々な年代の人々が交流できる「複合施設による子育で・学びの拠点づくり」を目指しています。 多世代の多様なニーズに対応できるように諸室や備品を配置し、どの機能を利用される方にも、また足を運びたいと思っていただける施設となるよう工夫したいと考えています。
11		事務室となると、それぞれの専門性が十分に活 用できないのではないか、利用者にとってもわ かりにくいのではないかと思います。それぞれ	北千里小学校跡地複合施設は、建設整備基本計画にお示しするとおり、児童センター・公民館・図書館のそれぞれの役割や機能は維持しつつ、各施設が融合しあうことで、複合施設として、より魅力が増すことを考えており、事務室についても統合事務室として運営します。
12		・内容の充実、質をおとすことのないようにそ れぞれに専門の方を付けてほしい。	運営主体に関わらず、児童センターには、保育士資格・教員免許を持つ児童厚生員を、図書館には別に図書に関する知識を持つ専門の職員の配置を行います。

No.	分類 (件数)	提出意見(要約)	市の考え方
13		・公民館は市民の税金で建てられているため還 元する意味も含めて使用料は無料にすべきであ る。	本市の公民館は社会教育、生涯学習の場として、地域に根ざした公共施設であると考えています。今後も地域住民にとってより魅力的な講座やイベントを実施し、より多くの地域住民に活用してもらえるよう、これまでと同様に御利用いただきたいと考えています。
14	その他 (5件)	・公民館の階段部分に本棚を設置し、見せるインテリアのようなことをすることに反対します。	図書館と公民館を融合させることで、どちらのスペースも広く使用することを目的として、 階段部分にも書架を設置する設計としています。
15		・市民意見募集結果については、「市民意見の 概要」とするのでなく、必ず、提出意見のすべ てを掲載し、それに対する市の考え方を掲載し てください。	趣旨が同様なものについては整理・要約した上
16		・本来の、公的な施設としての、市民に平等に サービスを提供する図書館として継続してほし い。	施設の管理については、指定管理者制度を活用し、図書館の根幹業務は市が責任をもって実施することにより、永続的に持続可能な運営を 目指しています。

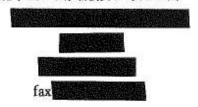
(計119件)

公民館の運営に関する市民意見等と市の見解(要望書1)

2020年12月2日

吹田市長 後藤圭二殿 吹田市教育委員会 地域教育部長殿

北千里の公共施設を考える会



条例及び施行規則の一部改正・制定に関する意見募集の取り扱いについての要望書

11 月 24 日に締め切られた上記の意見募集は、北千里小学校跡地に整備される児童館、図書館、公民館の複合施設の管理運営について、指定管理者制度を導入するための各条例改正についてのものでした。

長い間、待ち望んできた施設がつくられることを喜んでいましたが、その運営を民間会社を含む指定管理者に委託するという市の提案に驚きました。北千里公民館でサークル活動をしている人、図書館分室の利用者、そしてようやく児童館ができると期待する子育で中の知人たちと、急遽上記の会をつくりシンポジウムを開くなどして、多くの意見を寄せようと呼びかけました。それぞれ 60~100 件の意見が寄せられたと聞き及んでいます。つきましては、その取り扱い等について以下の3点を要望します。なお、12月15日までにご回答いただきたくよろしくお願いいたします。

記

- 1、寄せられた意見の集約の状況を教えてください
- 2、意見の内容をすべて開示してください
- 3、寄せられた意見を反映した計画にしてください

以上

北千里の公共施設を考える会NEWS No. 1

2020年11月29日 連絡先

待ちに待った北千里小学校跡地にできる児童館、公民館、図書館の複合施設。特に、児童館は北千里では初めての施設でもあり、地域住民にとっても待望の施設です。

ところが、吹田市が施設ごとに意見募集をすることを知り、それぞれの内容を見てみると、3施設を「融合」して、指定管理者制度を導入するというものでした。民間企業が運営をするの?これは一体、どういうことなのだろうと、図書館や公民館を利用する地域の住民が集まり、この「北千里の公共施設を考える会」を結成することになりました。

これまで、吹田市は、北千里小の跡地の施設はどんな施設にしたい?と、6回に及ぶワークショップを開催し、地域の声を計画に反映する姿勢をみせてくれました。運営方法についても、私たち地域住民の声を聞いてほしいと思っています。

北千里の公共施設を考える市民シンポジウム

~指定管理者制度 導入を心配する声相次ぐ~



11月8日、「公共施設のあり方研究会」のみな さんの協力も得た市民シンポジウムには約40 名の皆さんに参加していただきました。

元西山田公民館長の 元朝日が 丘児童センター館長の 青山台文 庫主宰、初代北千里公民館長の の 3人のパネラーにそれぞれの思いをお話しして いただきました。

元公民館長の は、「公民館は地域の自治活動の拠点だ。住民の財産である公民館への 民間企業に枠を広げた指定管理者制度の導入は もっと市民に周知して議論を重ねるべきだ」と お話しされました。

元児童センター館長の 児童福祉法で規定されて設置されている児童福祉施設だ。地域の団体やPTA、自治会なども参加する運営委員会で企画・運営についても話し合っている。学校との連携も必要な施設。経験が蓄積されない指定管理者制度の導入は心配」。

青山台文庫の は誇れる水準にあると思う。これまでも市の関係者に何度も運営方法をたずねてきたが、ハッ キリとした返事はもらえなかった。3つの施設 はすべて直営で運営してほしい」と訴えられま した。

参加した人からも発言が相次ぎました。「3つの施設は目的も利用者も違うのに、『融合させる』というのはナンセンス」「北千里公民館では140ものサークルが活動している。地域とのつながりを大事にして広げてきた」などの声もあがりました。

伊丹きららホールを見学しました

伊丹市にある、図書館と公民館機能、児童館機能の3つからなる「きららホール」に見学に行きました。ここは、施設づくりに関わった地域団体や PTA 役員などが NPO を立ち上げ、開館当初 (2003年) から指定管理者としてかかわってきている施設です。

1 階には広いロビーと市役所北支所の窓口とホール受付、そして図書館北分館、2 階には児童館機能と公民館機能、3 階と地下 1 階には、公民館の貸室がありました。図書館は、独立したスペースになっており、施設ごとに開館時間は違っていました。

副館長のお話では「NPO でやりくりするのは 大変なところもあるが、地域のみなさんの力を 借りてやってきた。本庁と予算のことでやりあ いながらも、利用しやすい施設にとがんばって いる」とのことでした。

集められたパブコメを活かしてほしい!

パブコメについて、①集約状況を明らかに、 ②開示してほしい、③意見を計画に反映してほ しいと、パブコメを担当した部局に要望します。

(16)

2 吹地ま第 85-15 号 令和 2 年 12 月/5 日 (2020 年)

北千里の公共施設を考える会

吹田市教育委員会 地 域 教 育 部 部長 木戸 誠

条例及び施行規則の一部改正・制定に関する意見募集の取扱いに ついての要望書に対する回答について

平素より本市行政に御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。 標記のことにつきまして、以下のとおり回答させていただきます。

: 記

1 寄せられた意見の集約の状況を教えてください

【回答】

パブリックコメントについては現在整理中でございますが、公民館と図書館に対し、それぞれ約100通の御意見をいただきました。

2 意見の内容をすべて開示してください

【回答】

吹田市民の意見の提出に関する条例第10条第2項に基づき、意見が多数に上る場合は、整理・要約した上で公表することができるとされています。しかしながら、意見の全文については、まなびの支援課及び中央図書館窓口に備え付ける予定としております。

3 寄せられた意見を反映した計画にしてください 【回答】

新しい施設においては、施設の拡張及び内容の充実を図り、公民館及び図書館の地域館として十分な規模と機能を持たせて、複合施設の特性を生かした施設の整備を行うことを考えております。多種多様な御意見全てを実現することは不可能ですが、いただきました御意見を参考に、今後の施策について検討してまいりたいと考えております。

担当 地域教育部 まなびの支援課 TEL 06-6155-8257

FAX 06-6155-8876

中央図書館 TEL 06:6387:0071

FAX 06-6339-7144

(17)

公民館の運営に関する市民意見等と市の見解(要望書2)

2021年1月14日

吹田市長 後藤 圭二様

北千里の公共施設を考える会 代表 住所 TEL

FAX

要 望 書

北千里小学校跡地複合施設の管理運営に係る条例改正等は寄せられた意見を踏まえ急いで行わないこと

よりよい市政運営へのご尽力に敬意を表します。

北千里小学校跡地に複合施設が建設されることは、わたしたち地域に暮らす住人の長年の願いが叶うことであり、大いに歓迎し期待しています。また、昨年11月に提出した要望書に対するご回答を期日にいただき、ありがとうございました。

さて、12月月28日、吹田市ホームページに、公民館、図書館、児童館それぞれの担当部局より「意見提出状況について」の記事が掲載され「現在お寄せいただいたご意見を考慮しながら、条例案と規則を定めるための作業を進めているところです。最終的な結果につきましては、条例案を令和3年(2021年)2月下旬ごろに、規則を令和3年(2021年)4月上旬ごろに公表する予定」と書かれていました。これは、1月中には予算の査定が終わり、2月の市議会には新年度の予算案が提案されるとのことですので、そこに北千里小学校跡地複合施設の管理運営に係る指定管理者候補者選定委員会を設置するための予算が含まれ、条例の一部改正案が提案されるということではないかと危惧しています。

11月の市議会での各会派の質問に対しては、吹田市としてパブリックコメントに寄せられた意見を踏まえて検討していきたい、1月に開催される公民館館長会議や2月予定の図書館協議会においてご意見をうかがう、などとお答えになっています。パブリックコメントに寄せられた意見に対する市の考え方が公表されるのは2月中旬とのことで、寄せられた300以上の意見や関係者の意見を踏まえたものにするのなら、2月の議会に予算や条例の一部改正案を提案するのは急ぎ過ぎであると思われますので、下記の通り要望いたします。

記

北千里複合施設の管理運営方法の決定は、市民の意見を十分に反映した上で慎重に検討し、職案提案を 急がないこと

以上

公民館の運営に関する市民意見と市の見解等(懇談会議事概要) 北千里地区公民館利用者団体懇談会議事概要

令和5年(2023年)9月21日 午前10時30分~12時 出席者:【吹田市】まなびの支援課:宮脇主査・岡田主査

【指定管理者】 (公民館担当)

出席団体数:88団体

	No.	質問	回答
	ı	部屋の利用の際に、図書館利用者が怪訝な目で見る。 「ここは図書館、自習の場」という顔をされる。今日は 「~のサークルの練習日」と表示をしてほしい。	了承しました。
	2	開始前の打合せ、うるさいと言われ、遠慮していた。	交流スペースは節度があれば、必要以上の遠慮は不要。周囲より過度のご意見があれば、指定管理者が対
	3	公民館利用者は間借り気分。高齢者が小さくなっている。	応します。
	4	2階エレベーター前に、机がある。学生が占領し通路がない。	車いす通行可能な幅は維持しています。
職員に	こつい	7	
	5	吹田の他の施設(総合福祉会館)と対応が異なり、対 応が上から目線。窓口対応の教育をしてほしい。	了承しました。
	6	対応が冷たい。現場を見にいって対応してほしい。 利用者は一生懸命現状を説明している。	個別に対応します。
	7	吹田市職員に訴えたい。	当日市職員も出席し、情報共有を行っています。
	8	「太鼓」響くから利用を断られたと聞いている	大太鼓はお断りしたことがある。→大太鼓は公民館では活動しておられません。

No.	質問	回答				
9	諸室のドアが重い。	防音対策のためドアは重たくなっています。				
10	施設周りの雑草が成長しすぎているので手入れをして ほしい。 枯れかけている植物もある。	9月26日~28日で作業予定。 来年度以降は計画を検討します。				
11	「まちなかリビング」という看板に公民館の記載がない。	建物出入口には「吹田市立北千里地区公民館」の示はある。館内については、施設のコンセプトからはしていません。				
12	受付が総合受付。「北千里公民館」の受付という表示がない。2階が公民館との表示がない。	行政の縦割りをなくしす施設のコンセプトとして、ワストップ窓口として「総合受付」で全てを行うことといます。				
钊用に	について					
No.	質問	回答				
13	部屋の予約は1か月前からの決まりについて融通を聞かせてほしい。(月1回の活動のため)	前の月から予約可能なように検討中。開始時期はめて広報します。				
14	活動予定日に公用使用のため断られることがある。	部屋の利用が多く、代替日や、別の部屋の代替もです。部屋が狭くなること等の検討や活動のお休みど、グループ毎の判断のご協力もお願いします。				
15	一覧表で登録団体が表示されているとありがたい。	登録サークル一覧表あります。				
16	開館の待ち場所(I階テラス前)。暑い夏は体調を崩し そう。北側の開放は行わないのか。	北側は、車やバイクの出入りがあり、事故の懸念かり、正面玄関のみの運用です。椅子を3脚設置し付可能にしています。				
17	5分前の鍵の受け渡しは不便。	活動時間の変更は可能。5分前渡しについては、利討します。。				
18	ピアノが通常固定はされているが、ピアノが動かせないというのはを不便。将来的には動かせるようにしてほしい。(誰でも良い訳ではない、専門の方をおくようにすべき)	ピアノの移動工具を探します。				

	No.	質問	回答
	19	駐車場について、サークルが講師用に使用したい。柔 軟に対応してほしい。	個別に検討します。
	20	倉庫を活動日以外に、開けて頂くことはできないか。棚の範囲について、まなびの支援課にきくように言われた 指定管理者で判断はできないのか。	
全体に	こつい	! て	
	No.	質問	回答
	21	公民館館長はなぜこの場に出席しないのか。公民館館 長は何の業務をしているのか。	公民館館長:主催講座を行っています。 指定管理者:諸室の貸室対応を行っています。
-	22	主催講座とは何ですか	ママヨガ、体操等。公民館だよりに掲載しています。
	23	アンケートの回答は誰がしているのか。アンケートで全て足りるのか。期間は1週間。自分は月一の活動。自分はアンケートにあたったことはない。	多くの方の意見を取り入れられるように、アンケートの取り方も含めて今後の課題とします。 ※サークルには、アンケート期間中の活動の全サークルに配布を行っています。
	24	水道が必要だが、工作室は作業的に狭い。会議室5を 使用しているが、手洗いの水道が不便。施錠されてい る掃除用の水道を使いたい。	掃除用備品消耗品等が入っているため、使用はお断りしています。活動に使用する部屋とは別に、水道使用目的のため、工作室の水道(3口)を使用してもらうなど検討をします。
	25	公民館は活動を後押しする必要がある。単なる貸室ではない。 活動の後押しのため、本日公民館館長と委員の出席がないのはおかしい。	今後新規に立ち上げたいグループの支援も検討します。本日はアンケートの補助と、直接のご意見を伺うために指定管理者が出席しています。
	26	指定管理者が表立って話していること自体が間違い。 吹田市が持ち帰って共有することが必要。	情報共有します。
	27	公民館だよりや公民館HPには41年の幕を閉じると記載。状況が変わるなら、事前の説明や広報がいるのではないか。	公民館だよりは継続しています。公民館は条例設置しており、議会等手続きをせずになくなりません。
	28	本日の結果を知らせてほしい。	何らかの方法で回答することを検討します。

北千里地区公民館 利用者数及びサークル数

	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) ※4月~1月
利用者数(人)	25, 879	23, 377	9, 118	13, 168	22, 258	25, 114
サークル数(団体)	128	140	141	130	119	141

※令和4年11月22日から、まちなかリビング北千里供用開始

吹田市公民館条例の一部改正の骨子案に対する市民意見【窓口】

提出者 区分		意見
住民	1	条例改正は必要ありません。 12月の運営審議会では「公民館に関しては、あまりに事務的で地域住民の拠点としての役割が薄らいでいくのではないか」「ただでさえ公民館は敷居が高いと言われている」というご意見がだされています。 そのとおりのことが、今年度4月からの北千里公民館で起こっています。おととしまで、公民館と地域の方の協力で行った文化祭が、企画運営委員会中止の判断をして、まなびの支援課主導で開催されたこと。企画運営委員さんの11人のうち10人が辞任することなど、いろんな形となってあらわれています。ですので、今回の企画運営についての指定管理導入は反対。直営は残して欲しいと思います。あわせて施設管理、貸館業務については、元通り、市直営で行って下さい。
住民	2	条例改正は必要ありません。 12月の運営審議会では「市民はあまり望まないと思うが、指定管理制度の導入は時代の流れかと思う」とありますが、市民があまり望まない事がらを、時代の流れというだけで、進めるのではなく、納得できる判断材料を市民に示して、ゆっくり議論してから、進めていくことが賢明ではないですか? 現状では、維持・管理部門、貸館業務が指定管理となって、1年もたたないうちに不具合が噴出しているというのは、大問題だと思いますし、その解決や修復もままならないうちに企画運営も指定管理者制度にひきずり込むというのは、「つどう・学ぶ・むすぶ」の破かいとはなりませんか?企画運営直営存続で、そして維持・管理部門貸館業務は、指定かんりから直営に戻して下さい。
住民	3	条例改正は必要ありません。 利用者からききました。「管理者から利用した机、イス、ホワイトボード、マットの片付けについて館の指示どおり片付けて下さいとの指摘を受けた。利用者は机、イスについては、ホワイトボードにぶらさがっている(ラミネートにつつんでいる紙の)数どおりになってなかったとのことで以後気をつけますといってあやまりましたが、マットについては使ってないので、前の団体さんが使ったあと片付けてその数が間違ってるのではないのですか」とききますと、「ホワイトボードにかかっている紙のとおりに片付けをして部屋を出て下さい」といわれたので、とても管理的で、一方的は対応で気分をわるくしたと言ってました。私もその話をきいて同感です。しかもその指てきについては、利用した約2週間後に携帯電話にかけてこられて、何のつもりなのか?と怒り心頭です。施設の維持管理と貸館業務は今年から指定管理者制度を導入しています。民間のノウハウというものが、上記のような利用者の言い分も切りすてるような対応であるとすれば、それは、ちょっと違うかなと思います。ですので、今回の企画・運営部門の指定管理導入は反対で、市直営で存続して欲しいと思います。そして、施設の維持・管理、貸館業務についても、もとの北千里公民館のように直営に戻して欲しいと思います。

住民	4	条例改正は必要ありません。 文科省生涯学習政策局社会教育課は、公民館の役割として、「つどう-気軽に人々が集う」「まなぶ-知識や技術を学ぶ」「むすぶ-地域の様々な機関や団体とネットワークを形成する」といってます。 今年度管理部門が、指定管理者になって、色々不具合がでて、「つどう、まなぶ、むすぶ」をこわしていってるように思います。その現状を市民の前に示して欲しいのです。それは、指定管理者に対する営業防害にはあたらず、市民の知る権利であると思うのです。その状況も示さず、民間のノウハウをとり入れて、企画運営部門も指定管理者に移行することは、反対です。「つどう、まなぶ、むすぶ」をないがしろにする。企画・運営部門反対。さらに管理部門、貸館業務も直営に戻して下さい。
住民	5	条例改正は、必要ありません。 施設管理部門、貸館業務を指定管理者制度導入したことによって、利用者の方からの声は、前の北千里公民館より使いにくくなったというお話をよく聞きます。ですので、今回の企画、運営部門の指定管理者導入は、利用者の目線にたてば、更に利用しにくくなると想像します。さらに民間のノウハウを活用とありますが、管理部門、貸館業務での利用者からの苦情もクリアされていない状況のなか、どさくさにまぎれて、企画運営部門の指定管理者導入は納得できないです。今一度、利用者にていねいな説明をして頂き、今回の提案は白紙に戻して時間をかけた議論をして頂けませんか?北千里公民館の企画・運営の業務は市直営存続で、そして管理部門、貸館業務も直営に戻して下さい。
住民	6	条例改正は必要ありません。なぜならば、北千里地区公民館を他の地区公民館と同じような直営に戻して下さい。不公平に思います。だからといって他の地域も同様に指定管理に一緒にするということでなく、他の地域はこれまでどおり直営存続をして下さい。また施設管理、貸館業務も直営に戻して下さい。
住民	7	条例改正は必要ありません。 なぜならば、指定管理者制度の導入の前提は、主催事業は、地域の企画運営委員がすることになっていたはずです。まなびの支援課さんは、広く地域住民さんの意見を聞いて、本来の姿に戻すべきです。 指定管理者の導入反対です。あわせて施設・管理部門、貸館業務も直営に戻して下さい。

住民	8	条例改正は必要ありません。なぜならば、令和2年のパブリックコメントでもたくさんの方が、指定管理者制度導入に反対の意見を寄せてました。今回、施設・管理部門、貸館業務が、指定管理となり、たくさんの矛盾がふきだしてます。利用者の苦情もたくさんまなびの支援課さんに寄せられてませんか?なので、企画・運営についての指定管理者制度導入は反対です。そして施設・管理、貸館業務については、元通り市直営に戻して下さい。
住民	9	条例改正は必要ありません。なぜならば・・・令和2年12月吹田市公民館運営審議会の議事録では、「地区公民館の主催講座の企画・運営は直営で行う」という「吹田市の良いところを残す工夫がされているのが良い。」「地域住民とコミュニティーを大事にしながら進めていけば、原案で意義はない。」とありました。その逆のことが、今の北千里公民館でたてつづけに起こってます。利用者からはコミュニティーがこわされていくことに悲しむ人、怒る人がたくさん出ています。企画・運営についての指定管理者制度導入は反対です。そして施設・管理、貸館業務については元通り市直営に戻して下さい。
住民	10	条例改正は必要ありません。なぜならば、地区公民館は、地域住民の交流の拠点であり、生涯学習を発展させる役割を持ってます。今年度4月になって管理部門と貸館業務が、指定管理者制度になり、利用者や企画運営で努力している職員さんに冷水をあびせて、やる気後退させるような事例が噴出してます。その顕著な一例が去年8月末に企画運営委員11人のうち10人の方が辞任することに表れています。そのようなほころびが、1年もたたずに出ている中で輪をかけて、企画・運営に指定管理者制度導入は反対です。公民館から市民を遠ざけることになると思います。遠ざけるよりなんか締め出ししたいような態度にみえます。施設管理・貸館業務も元通り市直営に戻して下さい。
住民	11	条例改正は必要ありません。 なぜならば去年8月に企画運営委員の方が、11人中10人も辞職をされる事態がおこったとき、 吹田市まなびの支援課さんは、何故こういうことになったのか見つめなおすことが大切だと思い ます。その原因として、まなびの支援課さんの側の責任という側面は全くなかったのですか。その ことにふれることなく企画運営部門を指定管理へ移項するのは乱暴な手法であると思います。管 理・運営と貸館業務も市直営に戻して下さい。

住民	12	条例改正は必要はありません。なぜかといいますと、文科省生涯学習政策局社会教育課は公民館の役割として「つどう-気軽に人々が集う」「まなぶ-知識や技術を学ぶ」「むすぶ-地域の様々な機関や団体とネットワークを形成する」を挙げています。しかしながら去年4月になってから「つどう、まなぶ、むすぶ」が新しい手法によってこわされていってます。こういうと人のせいにするのはよくないという注意されそうでかきにくいですが、あえて書きます。貸館業務施設管理が指定管理制度になって、こわされていってると思います。企画・運営部門の指定管理者制度導入は反対です。そして、管理・運営と貸館業務も市直営に戻して下さい。
住民	13	条例改正は必要ありません。 今年度の北千里地区公民館は学びの支援課主導で行われたとききます。 当初はまなびの支援課から企画運営委員さんに、文化祭開催を指示しながら40年来市民と協同しながら進めてきた、やり方に手あしをしばるような無理難題を企画運営委員さんになげかけ、企画運営委員会でやむなく文化祭を中止する判断をするなかで、そういうことになったのではないですか?まなびの支援課さんの対応は、「つどう、まなぶ、むすぶ」(文科省生涯学習政策局社会教育課)を内部から崩壊に誘導しているように思います。企画・運営部門の指定管理者制度導入は反対です。そして管理・運営と貸館業務も市直営に戻して下さい。
住民	14	条例改正は必要ありません。 社会教育法第32条の2では、「公民館は、当該公民館の事業に関する地域住民、その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該公民館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない」とされています。法律で定められた公民館の事業の中には、「主催講座の実施のほか各種の団体、機関等の連絡を図ること(社会教育法22条)」があります。今年度施設の管理と貸館業務が指定管理導入されて後、グループ活動を指定管理者へ割りあてたり、主催講座を公民館スタッフに割当てて、企画運営委員や館長をしめだすような対応、文化祭を指示しても、各グループの名簿を個人情報だから見せないという理不尽な対応は上記の法律の精神にも反するものではないでしょうか?企画・運営部門の指定管理者制度導入は反対です。ならびに管理・運営と貸館業務も市直営に戻して下さい。
住民	15	条例改正は反対です。 「まちなかリビング北千里」がオープンし、1年が経たないうちに企画及び運営の市直営部門の 指定管理導入は早急すぎるのではありませんか?市民合意を形成をされてスタートさせた制度 のよしあしが色々でてくる時期で、その問題点を市民参加、住民参加で議論し、進めていくこと が賢明な判断であると思います。まなびの支援課さんが1年目の問題点、課題点を民間のノウハ ウをとり入れて解決しようとしているとうかがえますが、逆効果であると思います。企画・運営部 門の指定管理制度導入は反対です。そして管理運営と貸館業務も市直営にもどして下さい。

提出者区分		意見
	公民	館の指定管理について
		可の吹田市の提起は、主催講座、研修会等の企画及び運営等の業務も指定管理者にさせる
	今回です。	うもの。 回の条例改正がされると、公民館が公民館でなくなってしまうのでないか。非常に大きな問題 。また当初は北千里だけとされていても、すぐに他の公民館にも広げられるのでないか、が危 れます。
	吹E 域内 住民	田市公民館条例1条が受けている、社会教育法20条では、「公民館は、市町村その他一定区の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もっての教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与すどを目的にする。」とされています。これは住民との協働なくしては実現できません。
	憲法 る権 重要	旨定管理者が必要な情報を地域に届けることができるか 去26条では「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて等しく教育を受け 利を有する」としています。これは、子どもだけでなく「すべて国民」であるとされていることが です。
		て、国民の「教育を受ける権利」にこたえて、主権の主体である、成人市民を育成する教育が となってくるのです。また、地域課題の解決にも行政から地域への適切な情報発信が重要で
	本3 十分 置か 指5	来、公民館職員は社会教育に対する専門性が求められています。残念ながら吹田市はその点な体制をとったり、支援することが不十分でした。他市では、多くの公民館に社会教育主事がれ、「社会教育を行う者に専門的技術的助言と指導を与える。」ことを行っています。 定管理になれば、市との連携にも大きな障害が生じます。業務請負契約のため、必要な連携きず、現状より地域課題の学習要求にこたえることは大幅に困難になります。
	公 ミュニ する。 社会 係者	地域住民との協働ができなくなる 民館は住民自治にねざす地域の学習拠点であり、行政と住民の協働によって、学びからコニティの創造へ発展してきました。住民が地域に向き合い、学習を通じて地域に主体的に参加ことが社会全体のデモクラシーを維持、発展させることにつながります。 会教育法第三十二条の二では、公民館は、当該公民館の事業に関する地域住民その他の関の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該公民館のの状況に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない、とされています。
住民	図な管2,て3,た4,座5,りまり、また4,を企まれた。	で定められた公民館の事業の中には、主催講座の実施のほか各種の団体、機関等の連絡をこと(社会教育法22条)、があります。たくさんの利用団体への連絡や、利用についても調整こついて館長をはじめ公民館の関係者は苦労されてきたのではないでしょうか。すべて指定者に任せるとなると、公民館でなく、単なる貸館になってしまいます。た、民間企業が指定管理者になると、講座の内容も地域に密着した講座でなく、企業が持っる全国どこでも通用する、同じ浅い講座内容になる可能性が高いです。らに、地域の企画委員さんが講座に取り組むからこそ、地域の人材を発掘し、ニーズにこたえた画を充実させることができるのではないでしょうか。と画を実施する際にも、企画委員さんが地域で声をかけ、人集めも担っていると思います。講成功させる点でも重要な翌割を果たしており、そこが決定的に弱くなるのでないでしょうか。と画委員会で企画委員が地域の諸問題について、議論することがまさにコミュニティ活動であり、おかいとでは、コミュニティ活動の発展につながるのでないでしょうか。となかリビング建設の際には吹田市も地域住民との連携を強調していました。指定管理がうまかないなら元の直営に戻すべきです。
	画委	吉論 はまちなかリビングの建設時のワークショップに参加しました。同じテーブルに公民館長や企 員の方が何人も参加され、新しい公民館への期待をそれぞれ語っておられました。今回のこ 、公民館の関係者の皆さんの無念は察して余りあるものがあります。どうして住民と協働する

ことができないのでしょうか。以上のことから今回の条例改正は行わず、北千里公民館をまちなか リビング前の直営の状況に戻し、地域住民の声をよく聞いて、市の支援体制を充実させることとと もに、地域との協働で公民館運営を行うことを追求すべきだと考えます。

・まず、このパブリックコメントについてですが、意見募集というにふさわしい根拠、材料等が不足 しており、極めて乱暴ではないかと考えます。

・骨子案にあるように、北千里公民館については令和4年(2022年)11月にオープンしその際に条例改正も行っています。「今後は、これまで以上に、利用者にとってより良い施設とするため」と記しているだけで、オープンから1年余りでこのように変更しようとするのは何故なのか、どういう問題認識なのかは説明されていません。こうした形で市民に意見を求めようとすることは乱暴と言わざるをえませんし、令和3年3月に条例改正を議論した市議会の議論をも軽んじることとなり、この間の関係者の努力や思いも踏みにじるものではないかと考えます。

・市民に謙虚に意見を募集しようとするならば、少なくともオープンから1年余りでこうした変更を 検討しなければならない理由やこの間の業務執行や運営上の検証、総括を行った上で、今回の提 案に至ったことを市民に分かるように説明すべきではないでしょうか。

・以上を指摘したうえで、極めて材料が乏しいために推測も含めて私の意見を申し上げますので、よろしくご検討をお願いします。

・北千里公民館については、昨年8月にほぼ全員の企画運営委員が辞任するといった事態が起こりました。こんなことはこれまでの吹田市政において前代未聞の出来事ではないかと思います。しかも、市はそのことを明らかにした当該公民館や当該公民館長及び前公民館長(当時)の文章をホームページから早々に削除し、市民の目に触れないようにしてしまいました。

・こうしたことが現吹田市政、教育行政、公民館行政の姿勢であるとするならば、極めて残念でなりません。

・社会教育法第三十二条(運営の状況に関する評価等)や同第三十二条の二(運営の状況に関する情報の提供)にも規定されている通り、運営状況をしっかり評価し、公表することが求められま

す。地域からの協力で支えられ、ボランティア精神を発揮して頑張ってきた企画運営委員や事務 員が辞任せざるをえない状況に追い込んだのは、どこに問題、原因があったのか、その思いををき ちんと受け止め、検証、評価し、それを市民に明らかにすることなしにこのような提案をすることは 許されないと考えます。

・言うまでもなく、公民館は社会教育法第5章に規定されている通り「市町村その他一定区域内の 住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の 教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与すること を目的」とする社会教育施設そのものです。

・こうしたことを実現しようとすれば、地域住民の協力が不可欠であり、自主的な活動を促進、連 携できる仕組みを組織することが必須だと考えます。これまで北千里公民館において130に及ぶ 数多くのグループが生き生きと活動、交流してきたのは、40年以上に渡る地域に根ざしたスタッフ の努力があったからだと思います。

2

・にもかかわらず、1年前のオープン以来、グループ活動は指定管理者の図書館流通センター (TRC)に、主催講座は公民館スタッフに割り当てられ、地域とのネットワークもなくなる状況となり ました。これでは公民館の主要行事でもある文化祭を行うことも困難であり、スタッフの全員辞任 という前代未聞の事態になった原因であると思います。

・今回の提案は、この状況をまっとうな公民館運営に戻すということでなく、逆に全てを指定管理 にしてしまうということであり、全く受入れられません。提案の内容では、公民館は社会教育の施 設ではなく単なる貸館的施設となってしまいます。

・営利を目的とする企業への指定管理ではなく、地域住民にとって安心でき、信頼でき、住民の自 主的な活動を促進できる地域スタッフがいる市直営での公民館運営を求めます。

・なお、年末年始を含んだこの時期のパブコメは若干の期間延長をしたとしても実質的に検討する 時間的余裕がなく、不親切でもあることを付け加えておきます。しかも、施行予定年月日を令和6 年(2024年)4月1日からとしているのはどういうことでしょうか。パブリックコメントでどのような 意見が集約されても、それらの意見に対する吹田市としての見解も対応も十分にすることなく、 淡々と2月市議会に条例改正案を提案し、進めていこうとする姿勢と考えられますが、それはパブ リックコメントの意味をなしていないのではないでしょうか。パブリックコメントが意見を聞いたとい う単なるポーズに成り下がってしまいます。パブリックコメントの本来の趣旨に立ち返って、再考さ れることを切に願います。

住民

条例の改正は必要ない

公民館館長、事務員(館長補佐)、企画運営委員の半数は地域のために働く強い意志を持った人を自治会が推薦し、地域の活性化と安心安全な街づくりに貢献してきた。公民館は地域住民が集まって共同作業を行い、絆を深める施設である。館長は各自治会の新年会、盆踊り、運動会、文化祭に、また小学校の入学式、運動会、文化祭、卒業式に出席し、公民館の文化祭に招待してきた。3小学校持ち回りで30人ぐらいのダンスで文化祭をオープンし、各クラス1点ずつ作品を出品してもらい多くの父兄が子供連れで参加しにぎやかであった。40年間育んできた地域との連携を断ち切り、公民館の機能を果たしてこなかった指定管理者に、公民館を全面委託するのはますます事態を悪くする。

2. 館長、事務員、企画運営委員が働ける環境を作る

指定管理者は公民館の果たすべき役割 "「つどう―地域の人々が集まり目標に向かって共同作業を行う」「まなぶ―知識や技術を学び自治能力を育む」「むすぶ―地域の様々な機関や団体、学校とネットワークを形成し地域の一体感を高める」" を果たさず、単に部屋貸しを行っているだけである。まなびの支援課はこれまで公民館スタッフが行ってきた業務内容を把握せず、指定管理者に従えと言う。その最たるものが文化祭である。まなびの支援課は「グループ活動の名簿は個人情報であるから見せない。かってにグループの連絡先を探して文化祭を行うように」、さらに指定管理者は最初「文化祭は我々には関係がない。図書館業務を通常通り行うので音が漏れないように」と言っていた。そんな人を馬鹿にした話はないので、事務員、企画運営委員が集団辞任した。なお指定管理の前は公民館が名簿を持っていた。

3. 窓口業務を公民館の事務員に戻す

窓口は地域住民との接点である。窓口担当者は各グループの活動内容を把握し、主なグループメンバーと知り合いになることにより家庭的な雰囲気で公民館を利用することが出来る。指定管理者は機械的に部屋貸をするだけで非常に冷たく、住民は公民館を楽しく利用できない。公民館ではなくコミュニティーセンターか民間の貸室業者と同じになっている。

4. 公民館を指定管理者から外す

住民 3

公民館は、「地域のために何か貢献しよう」、「自分の経験を活かしたらこんなことが出来るのではないか」という高邁な精神を持った人が集まり、安心して住める街を作るために存在する。指定管理者が行っている唯一の公民館業務である部屋貸しは以前の公民館事務員が1人で行ってきた業務の一部である。何のノウハウもなく非効率な指定管理者から公民館の運営を外し、以前のように自治会と結びつける努力をすべきである。営利目的の指定管理者のためにボランティア活動をすることはあり得ない。

5.1階図書館と2階公民館を分離して、音が聞こえないようにすべきである

図書館は静かに本を読んだり、学生が自習するところであるのに対し、公民館はお互いに歓談して友好を深める所である。同じ空間を共有するのは無理がある。分離すべきである。

40 . L. 4v	ı	
提出者 区分		意見
住民	1	1)まちかどリビングの看板は一体何を意味しているのか、図書館なのか?公民館なのか?それとも・・・・ 2)公民館の看板もなければ公民館の事務所(窓口)もない。公民館とは名ばかり。委託者の貸室業務?料金を採らないだけまだましか?それとも図書館の付属部屋? 3)忘れ物も預れない窓口、学生の勉強(?)部屋と化している現状、リビングでも、公民館でもない(話しをする場所を二階の一個所にもうけられたが、ここも学生の占拠するところ。「マチカドリビング」の名が泣く。 4)建物は上等でも中身は令点の公民館以下、管理費(委託料)を支出して、悪くなっている・・・・市として、何かメリットでも?何もかも丸投げ?(特意の?)無駄な事を書いてしまいました。いくら意見を出しても条例の改正は既成の事実でしょう。 今迄の公民館に戻して頂き度い。
住民	2	改正案 公民館の業務の企画及び運営に関する事項の全部を北千里地区公民館の指定管理者の業務とします。 について反対します。 1)これは、吹田市内全公民館を対象とする内容と解釈する。差し当たり北千里地区公民館を対象での改正案と推察しますが、一営利会社が吹田市内の全公民館の運営に関われる布石と考えられる。それほどの能力を持っていると現在の受託会社を評価されていますか。 改正案は吹田市公民館条例のどこを改正するか、示してないので。 2)提案理由をみると、複合施設の利点を最大限に生かし、民間のノウハウを活用して、公民館の講座や事業等を図書館運営を事業としている管理会社に実施させるとのこと。現管理会社が吹田市内外の公民館で企画、運営を請負っているのでしょうか。またあったとすれば、、その公民館での仕事ぶりは検証されていますか。 3)北千里地区公民館の企画運営を市直営で実施しているとのことですが、他地区の公民館も市直営ですか。 北千里公民館では市直営の前は住民が手弁当で企画・運営を行っていた。これにより地区の連帯、文化が伝承されてきた。今後は新しく企画、運営を担う住民を募集していけば良いと考える。 4)管理会社に委託するとなれば費用の発生が考えられるが、公表されていない?なぜ安く上げる方法(ゼロ)があるのに、一民間会社に税金を注ぎ込むのか理解できない改正案提出に際しては、事前に当該管理会社に受託の確認済でしょうが。

- 1. 小学校区に設けられている地区公民館に、指定管理者制度を導入した経緯に疑問を感じます。民間のノウハウを活用することで効率的かつ効果的に管理運営ができるとは思いません。後付けの理由を述べている感じがします。
- 2. 管理形態が変わっても、公民館の名称を残し、市内に29ある公民館のひとつと位置づけるのであれば、まなびの支援課は、公民館としての役割を果たしているか、注意深く現場を見守るべきでした。『指定管理者は契約内容を遵守し、仕様書通り仕事をこなしている。すべてお任せしているのでまなびの支援課から指導することはできない。』との対応でした。
- 3. 地域住民の普段着の学習の場であり、地域社会における課題に取り組む役割もある公民館ですが、気軽に集い交流する場ではなくなりました。指定管理者制度導入前は、窓口で、気軽に相談できました。相談内容は、まなびの支援課とも共有して、即座に対応できました。
- 4. 文化祭開催に向けて物事を進めるに当たり、公民館の業務は、縦割り分担業務ではなく、すべてがつながり融合していることが露呈しているのにも関わらず、決め事を遵守することに固執するまなびの支援課の対応に問題があったと思います。

住民

5. 後藤市長のYouTubeチャンネルを拝見しています。ウッディな素敵な施設ですと建物をアピールしています。しかし、南千里のバードツリーや新しくなった江坂公園などとは存在意義が違います。公民館は、新たな利用者のためではなく、学習、趣味、ボランティア活動など多岐にわたる130を超えるグループ(その中には40年にわたり継続して利用してきた地域の方々もいる)が、100%移動して部屋を利用するという事実を考慮しませんでした。移転後の利用者は同じ顔から始まったのです。これまで公民館を支えてくれた地域の仲間たちです。公民館機能を考慮しない複合施設の設計上の問題は大きいです。